

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年8月29日

【発行者名】 ファンドロジック（ジャージー）リミテッド
（FundLogic (Jersey) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 スチュアート・コンロイ
（Director, Stuart Conroy）

【本店の所在の場所】 ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47
（47 Esplanade, St Helier, Jersey, JE1 0BD）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式
オープン
（Sophos Cayman Trust - USD-denominated Morgan Stanley
Global Premium Equity Open）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル（約1,448億円）を上限とする。
米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル（約1,448億円）を上限とする。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値（1米ドル＝144.81円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ソフォス・ケイマン・トラスト -

米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン

(Sophos Cayman Trust - USD-denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open)

（注１）米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるソフォス・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む７つのサブ・ファンドにより構成されている。

（注２）日本において、サブ・ファンドの名称の表記として、「ソフォス・ケイマン・トラスト」を省略することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）の２種類である。

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（FundLogic (Jersey) Limited）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：

10億米ドル（約1,448億円）を上限とする。

米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券：

10億米ドル（約1,448億円）を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）による。以下、米ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

（注２）ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

申込みが受け付けられた取引日における受益証券１口当たり純資産価格

（注）「取引日」とは、営業日をいい、「営業日」とは、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルクおよび東京の銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所の営業日（12月24日を除く。）、または管理会社が随時定める日をいう。

（５）【申込手数料】

発行価格の3.30%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（６）【申込単位】

1口以上1口単位（口数申込み）または100米ドル以上1米セント単位（金額申込み）

（注）具体的な申込単位および留意事項等については、日本における販売会社（以下に定義される。）または販売取扱会社（以下に定義される。）に照会のこと。

（ 7 ） 【 申込期間 】

2025年8月30日（土曜日）から2026年8月27日（木曜日）まで

ただし、取引日で、かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。また、管理会社が別途定める場合には、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日であっても申込みの取扱いが行われないことがある。

（注）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

申込取扱場所（以下「日本における販売会社」という。）については、モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社（以下「代行協会員」という。）に照会のこと。

ホームページ・アドレス：<https://www.morganstanley.co.jp/ja>

（注）前記の日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（ 9 ） 【 払込期日 】

日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、管理事務代行会社としてのルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理事務代行会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、関連する取引日（同日を含まない。）から4営業日以内または管理会社（もしくはその受任者）が、その単独の裁量により随時決定するその他の期間（以下「払込期間」という。）内に米ドル貨で払い込まれる。

なお、投資者は、原則として国内約定日（通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

該当事項なし。

（ 1 2 ） 【 その他 】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券の販売・買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結している。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

管理会社は、モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨により支払われる。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「国内約定

日」という。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合を除く。)

投資者は、原則として国内約定日(通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。

日本における販売会社は、払込期間内に、管理事務代行会社のサブ・ファンドの口座に米ドル貨で申込金額の総額を払い込む。

金額指定で申込みを行う場合、日本における販売会社においては、口座毎に買付注文金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで買付口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社・名義書換事務代行会社においては、日本における販売会社からの買付注文金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、買付口数の合計を算出する。

(二) 日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ソフォス・ケイマン・トラスト - 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミア
ム株式オープン（Sophos Cayman Trust - USD-denominated Morgan Stanley Global Premium
Equity Open）（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2019年2
月5日付信託証書（2019年8月21日付変更および再録信託証書により変更、再録済み。以下同
じ。）に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるソフォス・ケイマン・トラスト
（Sophos Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、
アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定でき
る仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む7つのサブ・ファンドによ
り構成されている。

サブ・ファンドは、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建 為替ヘッジなしク
ラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）の2種類である。

サブ・ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行う。

サブ・ファンドの信託金の限度額はない。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立され
た。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日
本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引
日に保有する受益証券の買戻しを管理会社に請求することができる。買い戻された受益証券につ
いて支払われる買戻価格は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価
格である。

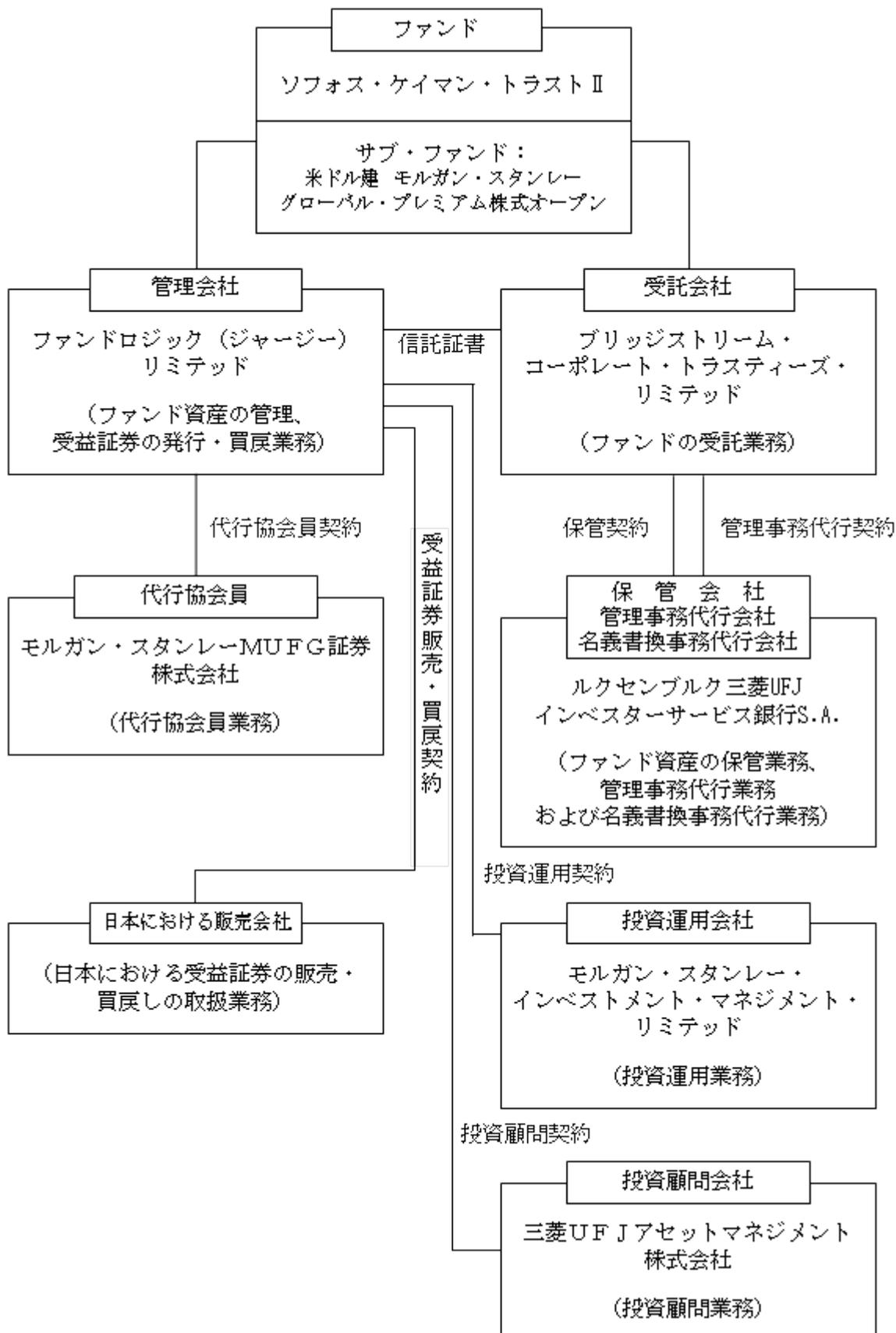
管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意
の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2029
年2月28日に終了する。

（2）【ファンドの沿革】

2005年12月16日	管理会社設立
2019年2月5日	信託証書および補遺信託証書締結
2019年3月1日	日本における受益証券の募集開始
2019年4月5日	サブ・ファンドの運用開始
2019年8月21日	変更および再録信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ファンドロジック（ジャージー）リミテッド （FundLogic (Jersey) Limited）	管理会社	2019年2月5日付で信託証書および補遺信託証書（随時補足、変更および/または再録される。）（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結し、サブ・ファンドの設立に関する補遺信託証書に従いサブ・ファンドの管理会社に任命された。信託証書は、ファンドを構成し、管理会社、受託会社および投資者の関係ならびにファンドの運営方法（ファンド資産の運用およびファンドの受益証券の発行方法を含む。）を規定している。
ブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド （Bridgestream Corporate Trustees Limited）	受託会社	2019年2月5日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. （Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	2019年2月15日頃付で保管契約（注1）を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 2019年2月15日頃付で管理事務代行契約（注2）を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド （Morgan Stanley Investment Management Limited）	投資運用会社	2019年2月8日付で投資運用契約（注3）を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2019年2月8日付で投資顧問契約（注4）を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 （Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd）	代行協会員	2019年2月8日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。
本書「第一部（8）申込取扱場所」を参照のこと。	日本における販売会社	管理会社との間で締結した受益証券販売・買戻契約（注6）において、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対し、投資運用業務を提供することを約する契約である。

- (注4) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ジャージーの1991年会社法（ジャージー）（改正済）に基づき、ジャージーにおいて2005年12月16日に設立された。

ジャージーの会社は、1991年会社法（ジャージー）（改正済）に従い設立され、同法に従い事業を行うことが義務づけられている。同法には、会社の管理、株式資本、取締役および会社秘書役、会計、分配、株主総会、買収、合併ならびに会社の解散（これらを含むが、これらに限定されない。）に関する規定が含まれる。

管理会社は、1998年金融サービス法（ジャージー）に従いジャージー金融サービス委員会により交付されるファンド・サービス業を行う許可を有し、サブ・ファンド等の実質的に同等のファンドを含む集団投資ファンドの管理会社として行為する認可が与えられている。管理会社は、ジャージー金融サービス委員会からサブ・ファンドに管理業務を提供することについて同意を得ている。

(ロ) 事業の目的

管理会社の唯一の事業活動は、集団投資ファンドの運用である。

(ハ) 資本金の額（2025年6月末日現在）

授權株式資本金の額 1,025,000スターリング・ポンド（約2億352万円）（一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株）

発行済株式総数 一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株（株式名簿において全額払込済みとして記入済み）

管理会社は、1991年会社法（ジャージー）に従い株主の特別決議の承認により授權資本を増額することができる。

(注) スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=198.56円）による。

(ニ) 会社の沿革

2005年12月16日 モルガン・スタンレー・ファンド・キャピタル（ジャージー）リミテッドの名称で設立

2006年10月24日 会社名をモルガン・スタンレー・ファンド・キャピタル（ジャージー）リミテッドからファンドロジック（ジャージー）リミテッドに変更

（ホ）大株主の状況

（2025年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
モルガン・スタンレー	アメリカ合衆国、10036ニューヨーク州、 ニューヨーク、ブロードウェイ1585	1,025,000株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、随時改訂されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2029年2月28日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。募集が継続して行われている場合で、重大な変更があったときには、変更後の目論見書を、21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、目論見書の内容または様式を指定する特定の権限を有しないものの、随時、目論見書の内容に関する規則またはポリシー・ステートメントを公表している。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに書面による通知を行う法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法(改正済)
 - マネー・ロンダリング防止規則(改正済)
 - 認可条件

サブ・ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(Ernst & Young Ltd.)である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

受託会社は、CIMAが承認した監査人を通じて、毎年2月最終営業日または管理会社が随時選択する毎年その他の日に終了する会計年度の監査済会計書類を当該会計年度末日から6か月以内にCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年2月最終営業日または管理会社が随時選択する毎年その他の日である。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査会計書類が作成される。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の修正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドおよびサブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、サブ・ファンドに関する全ての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法もしくはケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の規定に違反した場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託の運営者の地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行う。

サブ・ファンドの投資目的は、世界各国の株式のうち、プレミアム企業の株式への投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指すことである。本投資目的を達成するため、投資運用会社は、世界のプレミアム企業の株式に投資することを予定している。「プレミアム企業」とは、強力な無形資産、高い参入障壁および十分なキャッシュフローの創出力により特徴づけられる企業のことをいう。

サブ・ファンドの特色

（イ）世界各国の株式のうち、プレミアム企業の株式に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指す。

サブ・ファンドの投資戦略において「プレミアム企業」とは、高いブランド力、有力な特許、強固な販売網など、競争優位の無形資産を裏付けに、持続的にフリー・キャッシュフローを増大させることが期待される企業を指す。

プレミアム企業とは

サブ・ファンドの投資戦略において「プレミアム企業」とは、高いブランド力、有力な特許、強固な販売網など、競争優位の無形資産を裏付けに、持続的にフリー・キャッシュフローを増大させることが期待される企業を指します。



* 競争優位の無形資産は、競合他社と自社の製品・サービスとを差別化することに寄与するため、収益力の源泉となり、また、競合他社による模倣や複製が困難であるため、収益力を持続させる役割を担います。

※ 上図はプレミアム企業のイメージをあらわしたものです。

フリー・キャッシュフローに着目すると

◆ フリー・キャッシュフローとは、「事業活動による儲け」から「必要な投資」を差し引いて、手元の現金がいくら増えたかを表す指標です。営業キャッシュフロー（事業活動により得られた現金収入とそれに要する現金支出との差額）と投資キャッシュフロー（事業を維持・拡大するために必要な投資活動による現金収支）を合算して求めます。

◆ フリー・キャッシュフローは、配当や自社株買いなどの「株主還元」や「事業への再投資」の原資となることから、企業価値を中長期的に維持・向上できるかを判断するのに役立ちます。

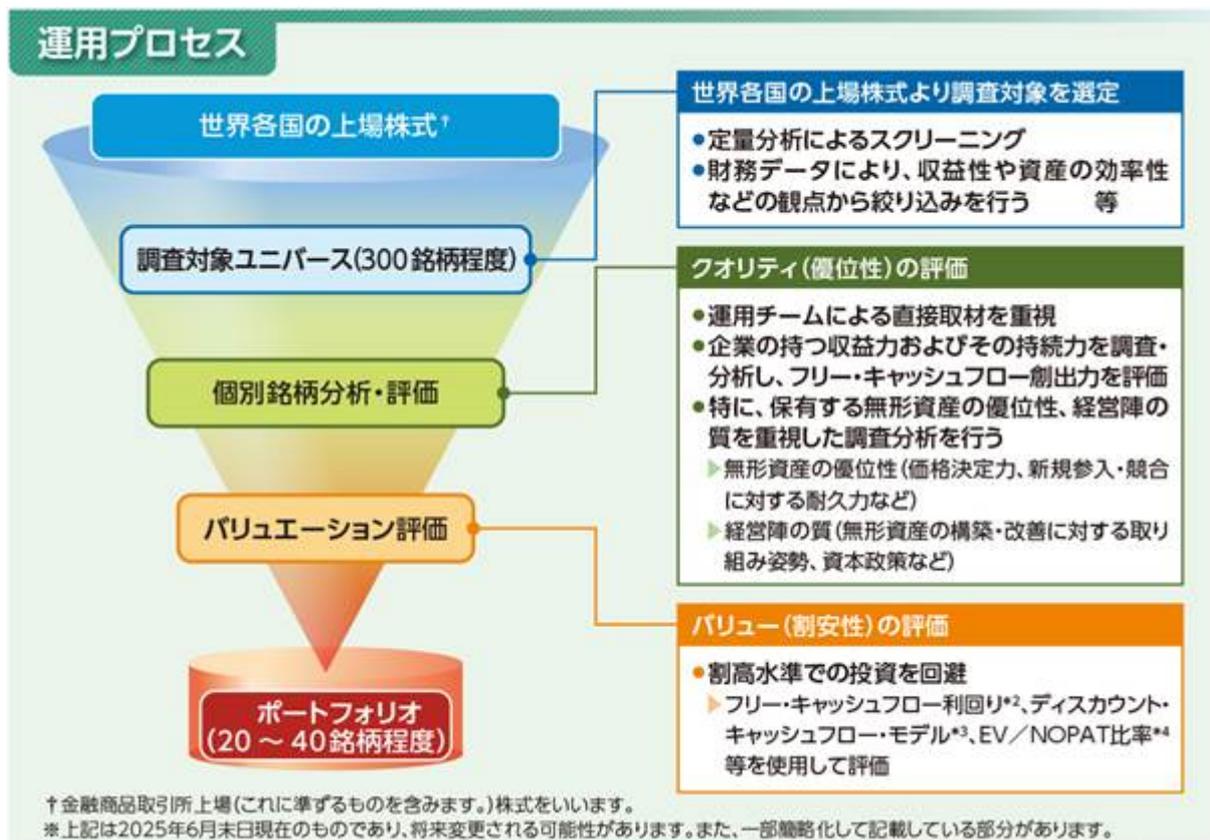
(ロ) 銘柄の選定に際しては、長期保有を視野に徹底的なボトムアップ・アプローチ（注）を行い、利益成長の持続可能性を多面的に分析する。

サブ・ファンドは、収益性、財務内容の分析に加え、保有する無形資産や経営陣の質および重大な環境・社会・ガバナンス（ESG）のリスクや投資機会などから利益成長の持続可能性を多面的に分析する。

サブ・ファンドは、原則として、厳選した20から40銘柄に集中投資を行う。

株式の組入比率は、原則として高位を保つ。

（注）ボトムアップ・アプローチとは、企業が属している事業分野やより大きな経済活動全体についてではなく、投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法をいう。



（注）フリー・キャッシュフロー利回りとは、1株当たりフリー・キャッシュフローを株価で除して算出した数値をいう。

(ハ) サブ・ファンドの投資運用はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行う。

- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（所在地：英国ロンドン）は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点
- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレーの資産運用部門で、株式運用において大手の資産運用グループの一つ

(ニ) 為替ヘッジの有無により、「米ドル建 米ドルヘッジクラス」および「米ドル建 為替ヘッジなしクラス」の2つの受益証券クラスがある。

「米ドル建 米ドルヘッジクラス」は、原則として米ドル建て資産以外の資産に対して為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかる。

「米ドル建 為替ヘッジなしクラス」は、原則として為替ヘッジを行わない。

サブ・ファンドの仕組み



市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができないことがある。

適格投資対象

サブ・ファンドは、以下の適格投資対象に投資および再投資を行う。

主な投資対象

- ・ 預託証券（米国預託証券、グローバル預託証）、優先証券等を含む株式

補助的な投資対象

- ・ 外国為替スポット取引、外国為替先物取引（差金決済による先渡契約を含まない。）、短期金融商品（集団投資スキームを含まない。）。

短期金融商品とは、コマーシャル・ペーパーおよび満期までの期間が120日以下の定期預金証書（現金同等物として）を含むが、これらに限定されない短期金融市場証券をいう。

投資ガイドライン

- ・ 通常の状態において、投資割合の合計はサブ・ファンドの純資産価額の90%以上とする。
- ・ ポートフォリオの通貨ヘッジ目的による外国為替先渡取引を除き、デリバティブ取引は禁止されている。
- ・ 為替ヘッジの目的で米ドル建 米ドルヘッジクラスのポジションを取る上でのヘッジ比率に関して、原則として、95%から100%の比率を許容範囲として保つ。ヘッジ比率が当該範囲を逸脱した場合、当クラスは合理的な期間内にヘッジ比率を是正するものとする。本ガイドラインを達成し、ヘッジの効果を反映するため、サブ・ファンドは、米ドル建 米ドルヘッジクラスについてのみ保管銀行との間で為替契約（FXスタンディング・インストラクション）を締結する。ヘッジポジションおよび執行された取引は、リスク管理のためにモニターされ活用される。

基準通貨

サブ・ファンドの基準通貨は米ドル（以下「基準通貨」という。）である。

(2) 【投資対象】

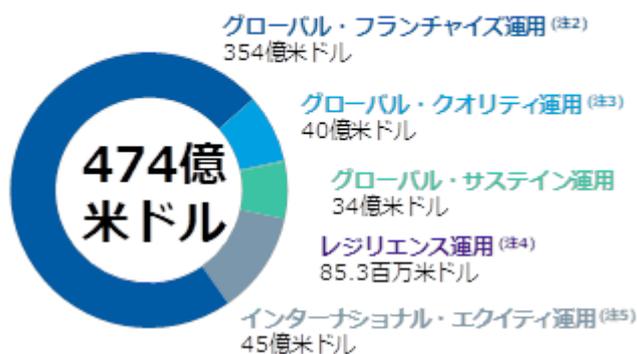
前記「(1)投資方針」を参照のこと

(3) 【運用体制】

管理会社は投資運用会社にサブ・ファンドの運用を委託している。投資運用会社に所属する「インターナショナル・エクイティ運用チーム」が、サブ・ファンドの運用を行う。

同運用チームの運用残高は約474億米ドル（2025年3月31日現在）であり、ポートフォリオ運用チーム、リサーチ、ポートフォリオ・スペシャリストおよびキャッシュ・マネジメント&データ分析で構成されている。運用担当者の運用経験年数は合計で約200年を越え、ポートフォリオ・スペシャリストは、各クライアントに対して専任で配置され、顧客に対するきめ細やかなサービスを提供している。

運用資産残高 (注1)



- ・ 累積運用経験年数が約200年の15名の運用プロフェッショナル
- ・ チームメンバーの報酬は顧客の利益と一致
- ・ 経営陣との会合が容易かつアクセスしやすいポートフォリオ・マネジャー
- ・ クライアント・サービス専任のポートフォリオ・スペシャリスト

(注1) 2025年3月31日現在の運用資産残高であり、米ドルで表示されている。残高には、多数の異なる商品、法域および運用権限内で本戦略に基づきグローバルに運用されている資産が含まれる。運用チームは一定の顧客に対して助言契約も結んでいる。グローバル・スターズ運用の48百万米ドルを含む。四半期毎に更新される。

(注2) グローバル・フランチャイズ・エクイティ・インカム運用の549百万米ドルおよびグローバル・フランチャイズ（除くたばこ）運用の303百万米ドルを含む。

(注3) グローバル・クオリティ（除くたばこ）運用の173百万米ドルを含む。

(注4) インターナショナル・レジリエンス運用の70百万米ドルおよびアメリカン・レジリエンス運用の16百万米ドルを含む。

(注5) インターナショナル・エクイティ・プラスの21億米ドルを含む。

ポートフォリオ運用チーム ^(注1)

William Lock - 責任者 マネージング・ディレクター (33/31年)	Bruno Paulson ^(注2) マネージング・ディレクター (31/16年)
Nic Sochovsky マネージング・ディレクター (27/10年)	Alex Gabriele, CFA マネージング・ディレクター (16/13年)
Marcus Watson マネージング・ディレクター (17/17年)	Richard Perrott, CFA エグゼクティブ・ディレクター (19/10年)
Isabelle Mast, PhD エグゼクティブ・ディレクター (20/4年)	Anton Kryachok, CFA エグゼクティブ・ディレクター (15/4年)
Marte Borhaug ^(注3) (ESG責任者) エグゼクティブ・ディレクター (15/4年)	

(注1) 2025年1月現在。メンバーは予告なしに変更になる場合がある。()は運用関連業務経験年数/インターナショナル・エクイティ運用チーム在籍年数。

(注2) ()は運用関連業務経験年数(7年間はコンサルタント、24年間は金融)/インターナショナル・エクイティ運用チーム在籍年数。

(注3) ()は経験年数(15年間はサステナビリティ、うち10年間は金融)/インターナショナル・エクイティ運用チーム在籍年数。

リサーチ ^(注)

Alessandro Vaturi ヴァイス・プレジデント (16/1年)	Helena Miles ヴァイス・プレジデント (12/6年)
Bart Dzedzic, CFA ヴァイス・プレジデント (10/1年)	Sora Utzinger ヴァイス・プレジデント (12/1年)
Jinny Hyun (4/4年)	Toyosi Somoye (1/1年)

(注) 2025年1月現在。メンバーは予告なしに変更になる場合がある。()は運用関連業務経験年数/MSIM在籍年数。

ポートフォリオ・スペシャリスト^(注)

Laura Bottega, COO クライアント・エクスペリエンス (顧客対応) 責任者 マネージング・ディレクター (27/19年)	
Jill Ytuarte マネージング・ディレクター (27/21年)	Candida de Silva マネージング・ディレクター (25/6年)
Sarah Hudson, CFA マネージング・ディレクター (15/1年)	David Bernard エグゼクティブ・ディレクター (17/17年)
Monica Carta エグゼクティブ・ディレクター (23/23年)	Colleen Dyer エグゼクティブ・ディレクター (24/18年)
Masaki Nishino エグゼクティブ・ディレクター (26/8年)	Munenori Yoshimi, CFA エグゼクティブ・ディレクター (31/26年)
Julia Forde ヴァイス・プレジデント (37/32年)	Teppey Adachi ヴァイス・プレジデント (14/5年)
Greg Heywood, CFA ヴァイス・プレジデント (7/3年)	

(注) 2025年1月現在。メンバーは予告なしに変更になる場合がある。()は運用関連業務経験年数 / M S I M在籍年数。

キャッシュ・マネジメント&データ分析^(注)

Rob Butler, CFA ヴァイス・プレジデント (14/9年)	Dominic Tonge ヴァイス・プレジデント (10/1年)
--	--

(注) メンバーは予告なしに変更になる場合がある。()は運用関連業務経験年数 / M S I M在籍年数。

また、「ポートフォリオ・サーベイランス・チーム」において、顧客の運用ガイドラインが遵守されているかどうかのモニタリングを日次で行う。

(4) 【分配方針】

サブ・ファンドのいずれのクラスも、現在、分配は行わない方針である。

ただし、管理会社は、サブ・ファンドの受益証券（または個別の受益証券のクラス）について、かかるサブ・ファンドの補遺信託証書もしくは英文目論見書において規定もしくは予定される時期および金額、または管理会社が別途随時決定するその他の時期および金額で、かかるサブ・ファンドが保有する資産から、受益者に対して随時分配を宣言することができる。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の投資制限を遵守する。

- () 原則として、投資法人の投資証券または投資信託の受益証券（リートおよび上場投資信託を含む。）への投資は行わない。
- () 為替ヘッジ目的の差金決済による外国為替先渡取引を除き、デリバティブ取引は行わない。
- () サブ・ファンドの純資産価額総額の10%を超える資産を、同一の発行体が発行する証券に投資することは禁止されている。サブ・ファンドの純資産価額総額の10%を超える資産を、同一の発行体が発行する証券に投資した場合、投資運用会社は、可能な限り早期に（超過の発生から1か月以内に）同一の発行体が発行したかかる証券への投資がサブ・ファンドの純資産価額総額の10%を超えないようにかかる超過について調整するものとする。
- () サブ・ファンドは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルの世界産業分類基準（疑義を避けるために付言すると、「たばこ」および「食料品」を含む。）に定義される、単一の「産業」内の会社の証券を、当該証券の取得の結果として、ポートフォリオ

の価値の25%以上がかかる産業内の会社の証券に投資される場合、取得することができず、市場価格あるいはその他の変動により割合が25%を上回る場合、速やかに解消しなければならない。

- () 新株予約権関連証券（新株予約権証券、ワラント等）および転換社債関連証券（転換社債、転換社債型新株予約権付社債等）に直接投資してはならない。ただし、株式に付帯する投資または権利の行使に起因する投資については、同一の発行体の組込比率の合計がサブ・ファンドの純資産総額の5%を超えてはならず、新株予約権関連証券および転換社債関連証券の全ての銘柄の組込比率は、ファンドの純資産総額の10%を超えてはならない。

その他の投資制限

サブ・ファンドは、以下のその他の投資制限も遵守する。

- () サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、常時サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- () 残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事情により一時的に10%の制限を超えることができる。
- () サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社が運用する全ての投資信託および全てのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得できない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- () サブ・ファンドは、短期金融商品等の集団投資スキームに投資しないものとする。ただし、本制限において、優先信託証券は集団投資スキームに含まれないものとする。
- () サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産に純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- () 投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- () 管理会社または受益者以外の他第三者の利益のために管理会社がサブ・ファンドについて行う取引、受益者保護に反する取引またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社（または投資運用会社）は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

いかなる場合においても、市場価格の大幅な変動、異常な市場状況または投資運用会社の制御の及ばないその他の理由により、本書に記載の特定の指示から逸脱した場合、投資運用会社は上記の制限への違反とはならず、投資運用会社は、意図しない違反を可能な限り早期に改善するよう努める。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各クラスの受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失が保証されることはなく、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証もない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現されたり、多額の損失を被らないという保証はない。

受益証券は、サブ・ファンドに対する投資が全ての投資プログラムを表すものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドの株式への集中により一部のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの要約に記載されるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的なリスクに言及している。以下の勘案すべき事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴う全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではなく、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討されるべきである。

(イ) サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、全てのリスクおよび考察事項の完全なリストではなく、また以下に限定されるものでもない。

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益は全て投資者に帰属する。

サブ・ファンドへの投資は高度のリスクを伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成される、または投資者による投資額の全部またはほぼ全部が失われないという保証はない。

為替変動リスク

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。その上で、当クラスにおいて原則として対米ドルで為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。

為替ヘッジを行う通貨の金利（投資している有価証券の通貨に係る金利）が米ドル金利よりも高い場合には、この金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意のこと。

米ドル建 為替ヘッジなしクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。しかしながら、当クラスにおいて為替ヘッジは行わない。

したがって、投資している有価証券の通貨が米ドルに対して強くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格が上がることもあり、投資している有価証券の通貨が米ドルに対して弱くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は低下することがある。

円貨からの投資に伴う為替変動リスク

当初円貨からサブ・ファンドの各クラス受益証券に投資した場合には、米ドル建ての受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、外国為替相場の変動によっては買戻時の円貨受取額が円貨での当初投資金額を下回ることがある。

株価変動リスク

サブ・ファンドが投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動することがある。株式の価格が変動すれば受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

信用リスク

サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。

流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。

例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。

(ロ) サブ・ファンドのリスク要因

為替変動リスク

受益証券は米ドル建てである。これにより、投資者の金融活動が主に米ドル以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）建てである場合、通貨換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替相場が大幅に変動する可能性がある（米ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。）リスクおよび米ドルまたは投資者通貨（場合による。）の管轄当局が為替管理を行うまたは変更する可能性があるリスクが含まれる。米ドルに対する、投資者通貨の価値の上昇により、（a）投資者通貨における純資産価額および1口当たり純資産価格に相当する価値ならびに（b）投資者通貨における支払われるべき分配金（もしあれば）に相当する価値が下落する。

金利リスク

サブ・ファンドの資産が投資される債務証券が、残存期間中（すなわち、投資運用会社の債務証券の取得時から実現時までの期間をいう。）、当該期間中の金利の変動によっては価格変動の影響を受ける可能性がある。このリスクを、金利リスクという。一般的に、関連する国の金利が下落すると、債券の価格が上昇し、関連する国の金利が上昇すると、債券の価格が下落する。金利が変動すると、債務証券（債券を含む。）の残存期間は、かかる債務証券の市場価格の変動の程度の指標として用いられることがある。他の全ての条件が同じだとすると、残存期間が長いほど、金利の変動による債務証券（債券を含む。）の市場価格の変動が大きくなる。純資産価額は、サブ・ファンドの資産が満期までの期間が異なる債務証券から成るという前提で、上記の変動の結果、変動する可能性がある。

非常に低いまたはマイナスの金利の期間において、サブ・ファンドはプラスのリターンを維持することが不可能となる可能性がある。アメリカ合衆国および一部の欧州諸国を含む、世界の多くの地域における金利は、歴史的に低い水準である。特定の欧州諸国では、近年一定の確定利付商品にマイナスの金利がみられた。非常に低いまたはマイナスの金利により、金利リスクが増大する可能性がある。変動する金利（ゼロを下回るものを含む。）は、市場に予測不可能な影響を与え、市場の不安定性を高め、サブ・ファンドの実績を損なう可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、ハイ・イールド債などの低格付債を含む市場規模および取引規模は、高格付債と比較して小さく、投資環境によっては柔軟な取引ができない場合がある。

純資産価額の計算

純資産価額は、米国において一般的に公正妥当と認められた会計原則、または受託会社が随時書面により合理的に特定するその他の一般的に公正妥当と認められた会計原則もしくは基準に従い、決定される。受託会社およびその委任先は、サブ・ファンドの直接的または間接的な特定の投資対象を正確に評価していると受託会社が合理的に判断する価格が、後に不正確であったと判明した場合に、一切の責任を負わない。サブ・ファンドの資産に関する独自の価格情報は、常に入手可能ではない可能性がある。評価に誤りがある場合、1口当たり純資産価格ならびに申込価格および買戻価格は、過大または過小となる可能性がある。結果として、受益証券の買戻しを要求する受益者は、実質的に過大または過小に支払われる可能性があり、新規の受益者は、受益証券に対して過大または過小に支払う可能性がある。さらに、多数のサブ・ファンドの業務提供者の報酬が純資産価額と紐付けられているため、評価の相違により、かかる業務提供者に対して過大または過小の支払を行うことになる可能性がある。受託会社は、純資産価額の計算に誠実に使用した価格または評価が不正確であることが後に判明した場合、この責任を負わない。管理事務代行会社は、あらゆる情報源から提供された価格および評価を、さらなる調査を行うことなく信頼し、サブ・ファンドまたは受益者に対してかかる信頼に関して責任を負わない。明らかな誤りがない場合、純資産価額の決定は最終的であり、純資産価額の再計算は行われぬ。

デリバティブ投資

デリバティブとは、価値が単一または複数の原証券、金融指標、通貨または指数に関連する商品および契約を含む。投資者は、デリバティブにより、原資産に投資を行う費用のほんの一部で特定の証券、金融指標、通貨または指数の価格変動をヘッジまたは投機売買することができる。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大きく左右される。そのため、原資産の取引に適用されるリスクの多くは、デリバティブ取引にも適用される。ただし、デリバティブ取引に関連するその他のリスクが多数存在する。例えば、多くのデリバティブは、取引が行われる際に支払われたまたは預けられた金額よりも大幅に大きな市場エクスポージャーを有するため、比較的小さな市場のマイナスの動きにより、投資全体の損失のみならず、サブ・ファンドを当初の投資金額を上回る損失の可能性にさらす可能性がある。投資運用会社および/またはその委任先がサブ・ファンドの勘定で取得を希望するデリバティブが、特定の時期に納得できる条件で利用可能となる保証はない。

デリバティブ商品は、投資予定者がサブ・ファンドに投資を行う前に理解すべきリスクを伴う。かかるリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

ボラティリティ・リスク：先物およびオプションの価格を含むデリバティブ商品の価格は、極めて不安定である。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変化、政府による貿易、財政、金融および為替に関する管理プログラムおよび方針、ならびに国内外の政治経済情勢および方針の影響を受ける。更に、政府は、随時、直接的におよび規制により一部の市場（特に通貨、為替相場に関連する先物およびオプション市場）に介入する。多くの場合、このような介入は価格に直接的に影響を及ぼすことを目的とするものであり、他の要因と相まって、とりわけ金利変動を原因として、全ての当該市場が同方向に急速に変動することがある。

カウンター・パーティ・リスクへのエクスポージャー：サブ・ファンドは、サブ・ファンドの勘定で購入された投資対象または契約に関して取引相手方が履行不能となるリスクの影響を受ける。取引相手方によって担保が提供され、サブ・ファンドの勘定で保有する場合を除き、かかる手続においてサブ・ファンドは無担保債権者となる可能性があり、かかる場合において限られた回収が得られるまたは全く回収が得られない可能性がある。

法律リスク：取引の特性または当事者のデリバティブ取引を行う法的能力により、デリバティブ契約が執行不能となる可能性があり、取引相手方の支払不能または破産により、本来執行可能であった契約上の権利が妨げられる可能性がある。

流動性リスク：デリバティブ取引、および特に店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場の恩恵を受けない可能性がある。このように、ポジションが、いつでも、またはかかるデリバティブ取引の最新の帳簿価格に近い価格で締結または解消できる保証はない。

店頭取引：サブ・ファンドの勘定で購入または売却されるデリバティブ商品は、通常は取引所において取引されない。取引所において取引される商品の場合と比較して、店頭商品の債務者による不履行リスクはより大きくなり、投資運用会社がかかる商品を処分することまたは反対売買を行うことがより困難になる可能性がある。さらに、取引所において取引されないデリバティブ商品には、「売り呼び値」と「買い呼び値」の間に大幅な相違が存在する可能性がある。また、取引所において取引されないデリバティブ商品は、取引所において取引される商品と同様の政府による規制の対象ではない。規制市場において参加者に与えられる保護の多くが、これらの商品に関して利用可能ではない可能性がある。

技法および商品リスク：技法および商品の使用には、（ ）ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力に依存すること、（ ）ヘッジ商品と投資対象またはヘッジされる市場セクターの間の完全ではない相関関係、（ ）これらの商品を用いる上で必要な能力は、投資対象を選択する上で必要な能力とは異なること、ならびに（ ）効果的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力への妨害の可能性を含む一定の特別なリスクが含まれる。

多額の買戻しの影響

短期間での多額の買戻しにより、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要になる可能性がある。

受託会社の役割の限定

受託会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかしながら、かかる活動を管理する受託会社の能力は、限定されている。受託会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動の監督であり、かかる投資活動に積極的に関与することではない。

法的、税務上および規制リスク

サブ・ファンドの存続期間中に、法的、税務上および規制上の変更が行われる可能性があり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展中であり、デリバティブ商品の規制上または税務上の変更が、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。同様に、レバレッジが高い投資者に対する規制環境も進展中であり、レバレッジが高い投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更が、サブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資は、投資額の全てが失われる可能性を含む高度なリスクを伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産に関する投資目的または投資戦略の実行の結果、受益者が損失を被らないとの保証はない。

限られた運用歴しかないこと

サブ・ファンドは最近設立されたため、運用実績を有していない。

取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの委任先が取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、資金繰りに窮したり、サブ・ファンドに対する債務を履行しないことがある。かかる債務不履行の結果、サブ・ファンドに重大な損失が及ぶ可能性がある。また、サブ・ファンドは、一定の取引を保証するために取引相手方に担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、管理会社、投資運用会社ならびにそれらの委任先および/または関連会社の一部は、自らが助言を受ける法律顧問（以下、総称して「顧問」という。）を雇っている。かかる顧問が、別の当事者に対する法律顧問として行為することもある。顧問は、受託会社、管理会社または投資運用会社の代理に関し、受益者を代理することはない。いずれの独立法律顧問も、受益者を代理するためにサブ・ファンドにより任用されているものではない。

補償リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれらの者の代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

発行体リスク

有価証券の価値は、運用実績、財務レバレッジ、および発行体の商品または業務提供に対する需要の低下等の、発行体に直接的に関係する多数の理由により、下落することがある。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものと大きく異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規制は、米国の投資対象の典型的な決済には伴わない一定のリスク（証券への支払または証券の交付における遅延等）を含む可能性がある。時に、一定の外国における決済が、証券取引の数に対応しきれない場合がある。これらの問題により、サブ・ファンドが投資を行うことが困難になる可能性がある。サブ・ファンドが決済できない場合または証券の購入の決済が遅延した場合、サブ・ファンドは魅力的な投資機会を逃し、ある期間においていくらかの資産が投資されずリターンを得ることができない可能性がある。サブ・ファンドが決済できない場合または証券の売却の決済が遅延した場合、サブ・ファンドは当該証券の価値が下落したとき損失を出す可能性があり、また別の当事者に当該証券を売却する契約を締結したとき、サブ・ファンドが発生した損失について責任を負う可能性がある。

極めて不安定な市場

デリバティブ市場においては、一定の市場参加者の破産または政府による救済に関連する重大な混乱および様々な政府の介入に関連する不確実性が存在している。かかる混乱および不確実性により、特に支払の遅延または消失による債務不履行により取引が早期に終了した場合、重大な損失が発生する可能性がある。

資金調達；信用枠

近年の信用危機において、銀行およびディーラーは、融資活動を大幅に縮小し、担保要件を増加させ、これにより多数のヘッジファンドがポジションを現金化することを余儀なくされた。サブ・ファンドが投資プログラムを推進し、投資目的を達成するための十分な融資を受けることができる保証はない。

リスク開示の制限

以上のリスク要因のリストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に列挙または説明することを意図したものではない。

受益者になる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体、信託証書および補遺信託証書を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談すべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムが、時間の経過とともに展開し、かつ変化するため、サブ・ファンドへの投資は追加的および異なるリスク要因にさらされることがある。

受益者になる予定の者は、サブ・ファンドの受益証券の購入について決定する上で、以下のリスクを考慮すべきである。

利益または損失への保証がないこと

サブ・ファンドが、投資者に対して十分なリターンを提供できることまたは投資者が多額の損失を被らないことへの保証はない。

近年の金融市場の混乱

2008年以來の米国の金融市場およびその他の世界の金融市場における混乱により、現在の環境は全ての市場参加者にとって異例であり恐らくかつてない不確実性および不安定性の一つであることが明らかになった。

米国および世界のその他の金融市場ならびにブローカーおよびサブ・ファンドが取引を行う際に経由するその他の金融機関、ならびにサブ・ファンドがその投資対象に関連して契約上の関係を有するその他の金融機関を含む市場参加者は、かかる市場の混乱による悪影響を受けた。その結果として生じ、将来市場参加者に影響を与える法律上のリスク、規制上のリスク、風評リスクおよびそ

他の不測のリスクの性質は予測不可能である。かかるリスクのサブ・ファンドが取引する市場への影響は断定できないが、サブ・ファンドの事業に悪影響を与え、サブ・ファンドが金融商品を好ましい時期および/または価格にて取得、売却または清算する能力を制限し、サブ・ファンドの投資および取引活動を制限し、サブ・ファンドの投資目的を効果的に達成する能力を妨げる可能性がある。

市場の不安定性

サブ・ファンドの投資対象は、重大となる可能性がある市場の不安定性のリスクにさらされる。かかる市場の不安定性は、とりわけ、予測不可能な国内外の経済的および政治的な事象により引き起こる可能性があり、かかる事象により、サブ・ファンドの投資対象の価値の突然かつ重大な下落が発生する可能性がある。

買戻しを行う受益者はサブ・ファンドの債権者となること

関連する取引日から買戻しを行う受益者に対して買戻金が支払われる日までの間、買戻しを行う受益者はサブ・ファンドの債権者となり、サブ・ファンドの他の債権者と同様のリスク（受益証券が買い戻された取引日の後にサブ・ファンドが損失を被り、買戻しを行う受益者に対する買戻金の一部または全部を支払うためのサブ・ファンドの資産が不十分である場合を含む。）を負う。

クラスをまたぐ債務

サブ・ファンド間の債務：受託会社がサブ・ファンドの受益証券の発行を通して受領する全ての申込金、かかる申込金が投資されている全ての資産およびその資産に帰される全ての収益または利益は、当該サブ・ファンドに指定される。いずれのサブ・ファンドに帰属するか容易に識別できない資産については、受託会社がその裁量により単一または複数のサブ・ファンドに割り当てる。サブ・ファンドの債務はサブ・ファンドの資産により支払われ、サブ・ファンドの資産は一般的に別のサブ・ファンドの債務の返済に利用することができない。受託会社は、潜在的な債権者との取引において、かかる債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを利用することができること、および各サブ・ファンドに関して受託会社の名義で締結された全ての契約に、債権者が引き当てにすることができるものを関連するサブ・ファンドの資産の範囲内に限定する文言が含まれることを保証することに努める。ただし、投資者は、受託会社による上記の行為にかかわらず、サブ・ファンドの資産がその他のサブ・ファンドの債務を返済するために法律に従い使用される範囲を全ての状況において定量化することは不可能であることに留意すべきである。

サブ・ファンド内の受益証券のクラスをまたぐ債務：受託会社は、サブ・ファンドの受益証券のクラスを発行することができる。あるクラスの資産は、他のクラスの債務の返済に使用することができる。サブ・ファンドの特定の受益証券のクラスの資産が、かかるサブ・ファンドの受益証券の他のクラスの債務を返済するために使用されないという保証はない。例として、サブ・ファンドが行うデリバティブ取引の条件において、かかる取引の取引相手方が、受益証券のあるクラスに関して行われた取引に起因する債務を、受益証券の当該クラスによってのみ返済されるものと取り扱わないことがある。むしろ、関連する取引が行われた関連するクラスに帰属する資産に不足があった場合、取引相手方が、その他の受益証券のクラスに帰属する資産を引き当てることができる主張する可能性がある。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社に所属するポートフォリオ・マネジャーのみならず、同社内の横断的かつ独立したリスク管理部門が、パフォーマンス計測および分析、ポートフォリオ・リスクの計測およびモニタリングを行う。

< 参考情報 >

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

サブ・ファンドの1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建 米ドルヘッジクラス



米ドル建 為替ヘッジなしクラス



※サブ・ファンドは、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。

※1口当たり純資産価格は、2020年7月から2025年6月の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2020年7月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

< 各資産クラスの指数 >

米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび米ドル建 為替ヘッジなしクラス

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
日本国債 … FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドル建 米ドルヘッジクラス



米ドル建 為替ヘッジなしクラス



(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、サブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

発行価格の3%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

日本国内における申込手数料

発行価格の3.30%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に收受される。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.80%である。ただし、年間または月間の最低報酬が適用されることがある。

（ ）管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の管理報酬は430,298米ドルであった。

（ ）投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。投資運用報酬は、投資運用契約に基づく投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の投資運用報酬は2,533,662米ドルであった。

（ ）投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は976,667米ドルであった。

（ ）受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の受託報酬は38,806米ドルであった。

（ ）管理事務代行報酬（名義書換事務代行報酬を含む。）

サブ・ファンドの設立準備費用として5,000米ドルの一回だけの設立費用が管理事務代行会社により課される。

管理事務代行会社（名義書換事務代行会社として提供される役務を含む。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づく以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、月額5,500米ドルの最低報酬を条件として、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドル以下の部分	年率0.08%
5億米ドルを超えて10億米ドル以下の部分	年率0.07%
10億米ドルを超える部分	年率0.06%

管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬（名義書換事務代行報酬および保管報酬を含む。）は471,873米ドルであった。

（ ） 保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から保管契約に別途定める報酬料率に記載される合意済みの市場毎の取引手数料および資産保管料等の報酬を受け取り、適切に負担した立替費用（もしあれば）の返金を受けることができる。保管報酬は毎月支払われる。保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われる。

（ ） 販売報酬

日本における販売会社は、販売会社が販売した受益証券に帰属する部分に係るサブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。販売会社報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の販売報酬は2,536,009米ドルであった。

（ ） 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

2025年2月28日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は199,009米ドルであった。

（注）費用負担契約に基づき、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（以下「報酬代理人」という。）は、受託会社、管理会社および代行協会員に発生した報酬のうち管理事務代行会社が計算するサブ・ファンドの純資産価額の年率0.17%を超える部分を負担する。報酬代理人は、90暦日前に通知することで費用負担契約を終了することができる。

(4)【その他の手数料等】

設立費用

ファンド設立費用は、約235,000米ドルであった。受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンド設立費用は、サブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からサブ・ファンドの第5会計年度の終了時まで償却される。ファンド設立費用は、最初のサブ・ファンドが全額を負担する。ただし、ファンド設立費用は、当該償却期間中に追加のサブ・ファンドが設立され設定された場合、全てのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースで負担する。

各サブ・ファンドの当初設立費用は各サブ・ファンドの資産から支払われ、5年間で償却される。

設立費用には、サブ・ファンドのケイマン諸島の信託登録機関への届出、日本および/またはその他の適切な法域における同様の届出に関する費用が含まれるが、これらに限定されない。サブ・ファンドの設立に関連するその他の費用(法務費用を含むがこれに限定されない。)は、サブ・ファンドの運営の最初の5年間にわたり、定額法により償却される。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てられない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考える全ての同様の管理費用(受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。)がサブ・ファンドの資産から支払われる。

費用負担契約に別段の合意がない限り、サブ・ファンドは、() 仲介手数料、取引所関連費用および決済費用を含む、全ての投資および取引活動に関連して発生した取引費用および投資に関連する費用、() 全ての印紙およびその他の義務、税金、政府関係費用(外貨の取得、保有または処分に関連する費用を含む。)、仲介手数料、銀行手数料、振替手数料、登録手数料ならびに取引においてまたは取引の前後に支払義務が発生したまたはその可能性がある、受益証券の発行および買戻しに関して代理人に対して支払われるべき委託手数料(もしあれば)を含まないその他の義務および手数料(サブ・ファンドの創設、サブ・ファンドの増加その他に関連するかを問わない。)、() 法律費用、会計費用、監査費用および税金の確定申告書類作成費用、() 年次財務諸表およびF A T C Aの作成費用(推定年間約12,500米ドル)、ならびに() 臨時費用(例えば、訴訟費用および補償義務)(もしあれば)の全ての直接発生する費用を支払う。また、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産価額を参照した按分計算により、または受託会社が決定するその他の計算方法により、ファンドの費用(設立費用および継続的費用)の一部を支払う。

かかる全ての手数料および費用は毎日発生し、管理事務代行会社が総計し、四半期毎に支払われる。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

2025年2月28日に終了した会計年度中のその他の運営費用は58,888米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

（Ａ）日本

サブ・ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。したがって、2025年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下本「（５）課税上の取扱い」において同じ。）の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の法の下で、ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象とならず、ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象とならない。ファンドは、ケイマン諸島信託法第74条（改正済）に従い免税信託として登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、受託会社は、ケイマン諸島財務長官により署名される、ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるといふ旨の約定を受領した。ケイマン諸島は、受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

(C) ケイマン諸島の金融機関報告制度およびFATCA

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するために、米国および英国との間で、2つの政府間協定に調印している。米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）の税務情報の自動的交換要件を実施するため、米国との間で（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のモデル1(b)に調印し、英国の税務上の居住者となる個人または法人に関連する税務情報の自動的交換に関して、英国との間で同様の政府間協定（以下「UK IGA」といい、US IGAとあわせて、「IGA」という。）に調印した。

IGAを施行するケイマン諸島の規則（以下、US IGAに関しては「ケイマンUS規則」、UK IGAに関しては「ケイマンUK規則」といい、これらを総称して「本規則」という。）が平成26年7月4日付で発行された。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島情報局」という。）は、IGAの適用に関する指針（以下「IGAの適用に関する指針」という。）（ケイマン諸島情報局により常に見直され定期的に改訂される。）を公表した。US IGAは、ケイマンUS規則を遵守する（また、ケイマンUS規則を遵守することによりUS IGAおよびIGAの適用に関する指針を遵守する）ケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はない。対象となる法人が本規則の遵守を怠った場合は違反行為となり、かかる法人は略式判決により罰金を科せられ、一定の場合においてはかかる法人の経営者が懲役に処される可能性がある。一定の法人を支配する者のみならず、取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他の同様の役員もまた、当該行為がかかる者の同意もしくは黙認のもと行われた場合、またはかかる者の怠慢に起因する場合、訴訟の対象となる可能性がある。

本規則は、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。当初の段階から、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、関連するIGAの別紙2を相互参照することで本規則において定義されている。

FATCAに関連して、ケイマンUS規則に従い、報告FIは、特に、（ ）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）ID番号（Global Intermediary Identification Number）を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件を課せられない。報告FIおよび報告外FIのいずれも、FATCA源泉徴収税（現在、30%である。）の課税を免除される

ために、F A T C Aの状況についての米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出する必要がある。

F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に従い、ファンドに対して行われる支払に対して課されない。ただし、ファンドが「重大な違反」の結果として不参加金融機関（U S I G Aに定義される。）とみなされる場合には、この限りではない。ケイマンU S規則では、F A C T Aまたはその他を理由として、ファンドによる口座保有者への支払に対して、ファンドは源泉徴収を義務付けられていない。

ケイマンU K規則は、ケイマンU S規則と同様の要件を課しているため、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該情報を交換する。U K I G Aに関連する源泉徴収制度は存在せず、報告F Iが英国歳入関税庁に登録する必要もない。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、U S I G AおよびU K I G Aと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的な政府間協定」という。）を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、サブ・ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- () 受託会社（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () 受託会社（またはその代理人）は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反またはサブ・ファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () U S I G A、U K I G Aもしくは追加的な政府間協定、本規則のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにサブ・ファンドによりまたはサブ・ファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

(D) 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島およびジャージーはそれぞれ、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国を相手方とする政府間協定（以下「米国I G A」という。）に調印した。またケイマン諸島およびジャージーは、100か国以上とともに、金融口座情報の自動的交換

に係るOECD基準、すなわち共通報告基準（以下「CRS」といい、米国IGAとあわせて、「AEOI」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国IGAおよびCRSを施行するケイマン諸島の規則が発布されている（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国IGAおよびCRSの適用に関する指針を公表している。ジャージーの規則では、国際税務コンプライアンス法が施行されている。ジャージーの歳入庁は、国際税務コンプライアンス法に関する指針を公表している。ファンドは、免除に依拠しない限りにおいて、AEOI規則の全ての要件を遵守する予定である。

ケイマン諸島およびジャージーの「金融機関」（AEOI規則またはその他の関連する国際的税務コンプライアンス法で定義される。）は全て、AEOI規則および国際税務コンプライアンス法の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められる。ただし、1つまたは複数のAEOI制度に関して「報告外金融機関」（関連するAEOI規則またはその他の関連する国際的税務コンプライアンス法で定義される。）として認められる例外規定に依拠することができる場合を除く。この場合、CRSに基づく登録要件のみ適用される。

AEOI規則は、ファンドに対し、「報告金融機関」として、とりわけ（ ）内国歳入庁（以下「IRS」という。）への登録、国際仲介者証明の取得（ただし、米国IGAについてのみ）、（ ）税務情報局またはこれと同等のジャージー政府当局（該当する場合）への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、（ ）CRSに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、（ ）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、（ ）税務情報局またはこれと同等のジャージー政府当局（該当する場合）に対する当該報告対象口座の情報提供、ならびに（ ）税務情報局またはこれと同等のジャージー政府当局（該当する場合）に対するCRSコンプライアンス書面の提出を義務付けている。税務情報局またはこれと同等のジャージー政府当局（該当する場合）は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればIRS）に対し自動的に転送する。

米国IGAにおいては、米国IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、米国FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を満たしているものと扱われ、これにより、米国FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税の対象から外れ、非協力的口座の解約を要求されない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の賦課を避けるため、米国の源泉徴収義務者に対し、米国FATCAでの地位について米国の納税申告書に自己証明を提供することが求められる可能性がある。米国IGAの規定の下では、「重大な違反」の結果として非参加的金融機関（米国IGAによって定義される。）とみなされない限り、ファンドに対する支払については米国FATCA源泉徴収税が賦課されない。米国IGAを実施するAEOI規則は、ケイマン諸島の金融機関に対して、米国FATCAまたはその他のために、口座所有者によるまたは口座所有者に対する支払いについて源泉徴収税を課することを要求していない。

投資者は、サブ・ファンドに投資し、および/または継続投資することにより、サブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める義務を負うおよび/またはかかる権利を留保する。TIAガイダンスに従い、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合は、サブ・ファンドは投資者の口座を解約する必要がある。

(E) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

税務一般

特定の法域から得たサブ・ファンドの収益は、配当、利息および場合によりキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税の対象となることがあり、かかる源泉徴収税は各法域により異なる。受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年6月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	311,932,518.25	76.44
	ドイツ	32,036,265.79	7.85
	イギリス	29,963,880.40	7.34
	フランス	25,423,464.45	6.23
	オランダ	2,987,368.80	0.73
	小計	402,343,497.69	98.60
現金・その他の資産（負債控除後）		5,716,616.24	1.40
合計（純資産総額）		408,060,113.93 (約59,091百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年6月末日現在）

順位	銘柄	発行地	業種	株数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP	アメリカ合衆国	テクノロジー	78,528	214.50	16,844,386.36	497.41	39,060,612.48	9.57
2	SAP SE	ドイツ	テクノロジー	105,720	129.68	13,709,978.11	303.03	32,036,265.79	7.85
3	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ合衆国	金融	73,571	199.04	14,643,633.36	355.05	26,121,383.55	6.40
4	L'OREAL	フランス	非耐久消費財	44,788	379.28	16,987,194.47	426.22	19,089,762.39	4.68
5	AON PLC-CLASS A	アメリカ合衆国	金融	48,005	320.15	15,368,698.41	356.76	17,126,263.80	4.20
6	COCA-COLA CO/THE	アメリカ合衆国	非耐久消費財	213,579	59.32	12,669,313.61	70.75	15,110,714.25	3.70
7	BOOKING HOLDINGS INC	アメリカ合衆国	通信	2,563	4,114.34	10,545,053.56	5,789.24	14,837,822.12	3.64
8	ALPHABET INC-CL A	アメリカ合衆国	通信	83,614	157.93	13,204,952.98	176.23	14,735,295.22	3.61
9	ACCENTURE PLC-CL A	アメリカ合衆国	テクノロジー	47,437	246.96	11,714,840.98	298.89	14,178,444.93	3.47
10	ROPER TECHNOLOGIES INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	22,449	440.43	9,887,261.04	566.84	12,724,991.16	3.12
11	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	アメリカ合衆国	金融	69,173	111.74	7,729,445.67	183.47	12,691,170.31	3.11
12	HALEON PLC	イギリス	非耐久消費財	2,376,202	4.54	10,785,446.39	5.13	12,191,319.17	2.99
13	ARTHUR J GALLAGHER & CO	アメリカ合衆国	金融	37,852	237.85	9,003,280.28	320.12	12,117,182.24	2.97
14	S&P GLOBAL INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	22,961	488.54	11,217,437.01	527.29	12,107,105.69	2.97
15	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ合衆国	非耐久消費財	75,866	138.68	10,521,164.94	159.32	12,086,971.12	2.96
16	RELX PLC	イギリス	非耐久消費財	211,597	26.60	5,627,563.66	53.95	11,415,801.93	2.80
17	AUTOMATIC DATA PROCESSING	アメリカ合衆国	非耐久消費財	36,347	184.29	6,698,248.35	308.40	11,209,414.80	2.75
18	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	25,816	445.02	11,488,677.78	405.46	10,467,355.36	2.57
19	CME GROUP INC	アメリカ合衆国	金融	35,791	201.08	7,196,983.11	275.62	9,864,715.42	2.42
20	ZOETIS INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	62,918	157.71	9,922,813.26	155.95	9,812,062.10	2.40
21	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ合衆国	非耐久消費財	67,872	98.05	6,654,941.50	136.01	9,231,270.72	2.26
22	OTIS WORLDWIDE CORP	アメリカ合衆国	工業	85,608	85.05	7,281,363.09	99.02	8,476,904.16	2.08
23	EXPERIAN PLC	イギリス	非耐久消費財	123,635	33.06	4,087,455.25	51.42	6,356,759.30	1.56
24	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	フランス	耐久消費財	12,136	617.67	7,495,994.16	521.89	6,333,702.06	1.55
25	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTION	アメリカ合衆国	テクノロジー	25,991	170.34	4,427,309.50	243.03	6,316,592.73	1.55
26	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ合衆国	非耐久消費財	32,237	84.11	2,711,363.31	182.13	5,871,324.81	1.44
27	ORACLE CORP	アメリカ合衆国	テクノロジー	26,762	160.75	4,302,024.67	218.63	5,850,976.06	1.43
28	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	アメリカ合衆国	通信	13,061	442.76	5,782,862.18	447.28	5,841,924.08	1.43
29	AUTOZONE INC	アメリカ合衆国	耐久消費財	1,567	3,108.12	4,870,426.44	3,712.23	5,817,064.41	1.43
30	STERIS PLC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	23,818	192.64	4,588,354.92	240.22	5,721,559.96	1.40

【投資不動産物件】

該当事項なし（2025年6月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2025年6月末日現在）。

(3) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年6月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2020年2月28日)	156,264,198.98	22,628,618,654	105.53	15,282
第2会計年度末 (2021年2月26日)	217,485,571.65	31,494,085,631	119.74	17,340
第3会計年度末 (2022年2月28日)	268,557,232.77	38,889,772,877	137.22	19,871
第4会計年度末 (2023年2月28日)	208,109,495.13	30,136,335,990	126.82	18,365
第5会計年度末 (2024年2月29日)	217,094,222.01	31,437,414,289	151.22	21,898
第6会計年度末 (2025年2月28日)	204,482,924.92	29,611,172,358	164.77	23,860
2024年7月末日	210,509,816.82	30,483,926,574	152.79	22,126
8月末日	203,380,345.65	29,451,507,854	157.45	22,800
9月末日	208,583,964.91	30,205,043,959	160.15	23,191
10月末日	202,620,872.67	29,341,528,571	156.13	22,609
11月末日	199,711,757.04	28,920,259,537	161.32	23,361
12月末日	193,626,112.88	28,038,997,406	156.90	22,721
2025年1月末日	204,554,366.35	29,621,517,791	165.55	23,973
2月末日	204,482,924.92	29,611,172,358	164.77	23,860
3月末日	198,213,281.99	28,703,265,365	160.16	23,193
4月末日	195,137,250.63	28,257,825,264	158.43	22,942
5月末日	200,063,205.88	28,971,152,843	164.70	23,850
6月末日	198,494,281.70	28,743,956,933	163.27	23,643

<米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2020年2月28日)	70,258,147.40	10,174,082,325	104.02	15,063
第2会計年度末 (2021年2月26日)	128,111,929.71	18,551,888,541	120.93	17,512
第3会計年度末 (2022年2月28日)	198,859,376.50	28,796,826,311	136.16	19,717
第4会計年度末 (2023年2月28日)	171,521,367.92	24,838,009,288	123.10	17,826
第5会計年度末 (2024年2月29日)	178,937,367.13	25,911,920,134	147.47	21,355
第6会計年度末 (2025年2月28日)	200,843,558.97	29,084,155,774	159.20	23,054
2024年7月末日	182,858,793.60	26,479,781,901	149.06	21,585
8月末日	191,199,399.40	27,687,585,027	154.34	22,350
9月末日	195,703,801.19	28,339,867,450	157.43	22,797
10月末日	190,555,782.27	27,594,382,831	152.21	22,042
11月末日	196,666,976.76	28,479,344,905	156.42	22,651
12月末日	192,770,184.90	27,915,050,475	151.55	21,946
2025年1月末日	202,596,698.86	29,338,027,962	159.84	23,146
2月末日	200,843,558.97	29,084,155,774	159.20	23,054
3月末日	197,191,054.81	28,555,236,647	155.86	22,570
4月末日	198,255,562.04	28,709,387,939	155.53	22,522
5月末日	205,817,601.34	29,804,446,850	161.73	23,420
6月末日	209,565,832.23	30,347,228,165	161.30	23,358

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（2019年4月5日～2025年6月末日）



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	収益率(注)
第1会計年度	5.53%
第2会計年度	13.47%
第3会計年度	14.60%
第4会計年度	-7.58%
第5会計年度	19.24%
第6会計年度	8.96%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（ただし、第1会計年度については当初発行価格（受益証券1口当たり100米ドル））

以下同じ。

<米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

	収益率
第1会計年度	4.02%
第2会計年度	16.26%
第3会計年度	12.59%
第4会計年度	-9.59%
第5会計年度	19.80%
第6会計年度	7.95%

<参考情報>

年間収益率の推移



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

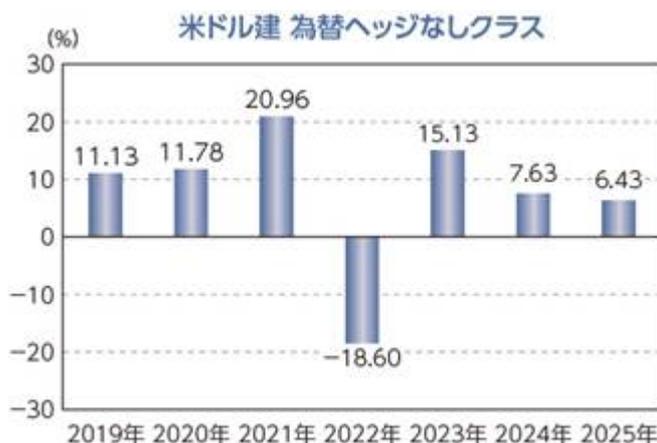
a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2025年については2025年6月末日における1口当たり純資産価格）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2019年については当初発行価格（受益証券1口当たり100米ドル））

以下、本「参考情報」において同じ。

(注2) 2019年は4月5日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。2025年は1月1日から6月末日までの収益率である。以下、本「参考情報」において同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。以下、本「参考情報」において同じ。



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,611,902.223 (1,611,902.223)	131,127.927 (131,127.927)	1,480,774.296 (1,480,774.296)
第2会計年度	813,456.402 (813,456.402)	477,980.001 (477,980.001)	1,816,250.697 (1,816,250.697)
第3会計年度	751,716.285 (751,716.285)	610,829.352 (610,829.352)	1,957,137.630 (1,957,137.630)
第4会計年度	204,368.505 (204,368.505)	520,462.755 (520,462.755)	1,641,043.380 (1,641,043.380)
第5会計年度	663,771.187 (663,771.187)	869,237.227 (869,237.227)	1,435,577.340 (1,435,577.340)
第6会計年度	123,047.530 (123,047.530)	317,626.024 (317,626.024)	1,240,998.846 (1,240,998.846)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。以下同じ。

<米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	743,602.668 (743,602.668)	68,157.829 (68,157.829)	675,444.839 (675,444.839)
第2会計年度	620,814.252 (620,814.252)	236,855.779 (236,855.779)	1,059,403.312 (1,059,403.312)
第3会計年度	638,302.654 (638,302.654)	237,222.796 (237,222.796)	1,460,483.170 (1,460,483.170)
第4会計年度	276,566.638 (276,566.638)	343,727.908 (343,727.908)	1,393,321.900 (1,393,321.900)
第5会計年度	719,998.982 (719,998.982)	899,953.262 (899,953.262)	1,213,367.620 (1,213,367.620)
第6会計年度	212,086.595 (212,086.595)	163,869.937 (163,869.937)	1,261,584.278 (1,261,584.278)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または販売会社は、それぞれのマネー・ロンダリング防止義務の一環として、受益証券を申し込む人または会社の詳細な身元確認を求めることができる。

その一例として、会社は設立証明書（および名称変更証明書）の認証謄本、定款（またはこれに準じる書面）、全ての取締役の氏名、職業、生年月日、住居地および仕事上の住所の提出を求められることがある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または販売会社は、申込者の身元を確認するためおよび／またはFATCA（もしくはその他の同様の国際税務コンプライアンス法）に基づく義務を履行するために必要な情報を要求する権利を留保する。かかる情報を要求する権利は、最初（投資者が申込書を記入した時）から適用され、その後も継続する。申込者が確認のため提出を求められた情報の提出を遅延または怠った場合、管理事務代行会社および販売会社は申込みおよびこれに関連する金銭の受け取りを拒否することができる。

非適格申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込契約書（以下に定義される。）の中で、とりわけ、自身が適用ある適用法令に違反することなく受益証券を取得および保有できることを表明および保証することを要する。

ファンドが本来負担するはずではなかった納税義務またはその他の金銭的不利益を負担する結果になると管理会社が判断する状況にある者に対して、受益証券は募集または発行されない。

受益証券の申込者は、申込契約書の中で、とりわけ、ファンドへの投資によるリスクを評価するための金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産への投資およびかかる資産を保有および／または取引する方法に伴うリスクを認識していること、ならびにファンドに対する投資のすべてを失うことに耐えられることを表明および保証しなければならない。

疑義を避けるために付言すると、管理事務代行会社が以下の事項について満足するまで受益証券は投資者に発行されない。

- ・ 投資者が、日本の適格投資家であること
- ・ 投資者が、非適格申込者でないこと
- ・ 投資者が、関連するデュー・ディリジェンス・チェックを含むが、これに限られない全ての必要な要件を満たしていること

受益証券の申込

受益証券は各取引日において購入可能である。申込に関する受益証券1口当たりの発行価格は、受益証券の購入に関する申込書を管理事務代行会社が受領する取引日に決定される関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

最低申込金額は、口数申込の場合、1口以上1口単位、金額申込の場合、100米ドル以上0.01米ドル単位である。かかる最低申込金額は、適用法に従い、全体的にまたは特定の場合において管理会社の裁量により変更される可能性がある。

受益証券は、小数第3位までの端数で発行することができる（小数第3位に四捨五入）。

特定の取引日における申込注文は、関連する取引日の正午（ルクセンブルグ時間）（以下「受付終了時間」という。）までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。受付終了時間前に、管理事務代行会社が受領し、受託会社が承認した有効かつ完全な申込契約書（以下「申込契約書」という。）は、当該取引日付で処理される。受付終了時間後に受領した申込注文は、翌取引日に

処理される（管理事務代行会社は、発行価格の変動を反映するためにその裁量により受益証券の口数を調整の上、当該取引日に適用がある発行価格で受益証券を発行することができ、またはその裁量により受益証券を発行せず、申込金を利息を付さずに返還することができる。）。管理会社の裁量により、取引日または上記の注文受付終了時間は変更される可能性があり、受益者全体または特定の場合に関して、追加の取引日および注文受付終了時間が指定される可能性がある。管理会社が、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の停止」に記載のとおり、純資産価額の決定を保留または延期した場合、翌取引日に決定される純資産価額が使用される。

サブ・ファンドまたは管理事務代行会社のいずれも、管理事務代行会社が申込契約書を受領しなかったことに起因する損失について、その責任を負わない。

受益証券の申込の支払は、関連する取引日（同日を含まない。）から4営業日以内または管理会社（またはその受任者）がその独自の裁量で随時決定するその他の期間内に行われる。サブ・ファンドの受益証券の申込に関する全ての支払は、申込契約書に記載されるサブ・ファンドの口座に支払われる。

申込手数料またはその他の販売手数料は、サブ・ファンドによる取引のレベルでは発生しない。販売会社は、申込金額に加え、販売手数料を申込金額の3%（税抜）を上限として投資者に請求することができる。

確認通知書および券面

販売会社に対し、受益証券が発行された営業日に、取引の全ての詳細を記載した確認通知書が管理事務代行会社により送付される。全ての受益証券は記名式で発行され、名義書換事務代行会社が維持するサブ・ファンドの受益者名簿が所有権の証拠となる。管理会社（または管理会社のために行う名義書換事務代行会社）は、受益証券の登録された所有者を、絶対的な実質的所有者として扱う。受益証券について、券面は発行されない。

管理事務代行会社におけるマネー・ロンダリング防止制度

サブ・ファンド、受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングの防止およびテロリストへの資金提供の対策を目指して適用される法令（以下「反マネー・ロンダリング体制」という。）を遵守することが義務づけられている。管理事務代行会社およびサブ・ファンドは、反マネー・ロンダリング体制の下で要求される基準よりも高い基準となる可能性がある、マネー・ロンダリング、兵器拡散金融およびテロリストへの資金提供への国際的なおよびヨーロッパの対策の最優良事例を用いる世界的政策および手続（以下「反マネー・ロンダリング政策」という。）も採用している。反マネー・ロンダリング体制および反マネー・ロンダリング政策に従い、管理事務代行会社またはサブ・ファンドは、申込者に対して身元および資金源が確認する証拠を提出するよう請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、サブ・ファンドまたは管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を、法域の内外にかかわらず、適切な者に委任することもできる。

反マネー・ロンダリング体制の下で一定のデュー・ディリジェンスの例外がある可能性があるが、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドのために行う管理事務代行会社は、反マネー・ロンダリング政策に従い、潜在的投資家（すなわち申込者または譲受人）の身元確認のために必要な情報を要求する権利を留保する。

サブ・ファンド、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、投資者、サブ・ファンドからまたは投資者もしくはその事業に関連して取得した情報を、法域の内外にかかわらず、サブ・ファンドまたは管理事務代行会社の業務の過程において、第三者（とりわけ、関係会社、業務提供者ならびに/または規制、法的、会計および行政機関を含む。）に対して開示することができる。

申込者の側が反マネー・ロンダリング体制または反マネー・ロンダリング政策に基づき身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、サブ・ファンド、受託会社、管理会社またはサブ・ファンドのために行う管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、また、その持分を強制的に買い戻すことができ、その場合、受領された資金は、反マネー・ロンダリング体制または反マネー・ロンダリング政策に従い、当初出金されたまたはサブ・ファンドもしくは管理事務代行会社と取引を行った口座に利息を付さずに返却される。

サブ・ファンドおよびサブ・ファンドのために行為する管理事務代行会社は、受託会社もしくは管理事務代行会社が受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが反マネー・ロンダリング体制もしくはその他の適用される法令への違反となる疑義があるかもしくは違反となると助言されている場合、またはサブ・ファンドもしくは管理事務代行会社が反マネー・ロンダリング体制、反マネー・ロンダリング政策もしくはその他の適用される法令の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金もしくは分配金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の者が、他の者が犯罪行為に従事していること、または兵器拡散、テロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、もしくはかかる了知もしくは疑義を有する合理的な根拠があり、または規制されたセクターもしくはその他の取引、職業、事業もしくは雇用における自己の業務の過程でその旨を了知もしくは疑義を有した場合、その者は、かかる知識または疑義につき、（ ）開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島犯罪収益法（改正を含む。）に基づいてケイマン諸島金融報告庁（以下「F R A」という。）に対して、または（ ）開示がテロもしくはテロリストの資金および財産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロ防止法（改正を含む。）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび兵器拡散金融対策規則

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび兵器拡散金融対策を目的とする適用ある法令または規則を遵守するために、ファンドの受託者としての受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係当事者」と総称する。）は、手続を採用および維持するよう求められ、申込者に対してその身元、またはその実質的受益者もしくはそれを支配する者の身元（該当する場合）および申込金の支払源を確認する証拠を提出するよう請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、関係当事者は、これらの手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委ね、またはその他適切な者に委任することができる。

関係当事者および/またはその他ファンドが当該手続の維持について依拠している者もしくはファンドが当該手続の維持を委託している者（以下「反マネー・ロンダリング関係者」という。）は、受益者（すなわち申込者または譲受人）の身元およびそれらの者の実質的保有者または支配者の身元（該当する場合）、ならびに申込金の支払源を確認するために必要な情報を受益証券の申込者に要求する権利を有する。ただし、状況により、ファンドのために行為する反マネー・ロンダリング関係者を含む関係当事者が、適用ある法律に基づき例外が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスが義務付けられないことに納得することがある。しかし、詳細な確認情報は、受益証券からの一切の代金の支払いまたは受益証券に対する権利の移転より前に求められる可能性がある。

申込者または譲受人（該当する場合）の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、ファンドのために行為する反マネー・ロンダリング関係者を含む関係当事者は、申込みの受諾を拒絶することができ、また申込済の場合には、その持分を留保または買い戻すことができ、その場合、受領された資金は、申込者のコストおよびリスクにおいて、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

ファンドのために行為する反マネー・ロンダリング関係者を含む関係当事者は、関係当事者が受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用される法令への違反となる疑義があるかもしくは違反となると助言されている場合、または関係当事者もしくは反マネー・ロンダリング関係者が適用される法令の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金もしくは分配金の支払を拒絶する権利も留保する。

C I M Aは、ファンドがケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（随時修正および改正される。）の上記の規定に違反した場合、ファンドに対して、また、受託会社の取締役もしくは役員が当該違反について同意もしくは共謀した場合、もしくはその不履行が当該違反の原因となったことが証明された場合、受託会社および/または当該取締役もしくは役員に対して、相当な過料を

科す裁量権を有する。かかる過料をファンドが支払うべき場合、ファンドは、かかる過料およびそれに伴う手続の費用を負担する。

ケイマン諸島の者が、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、または兵器拡散、テロもしくはテロリストの資金および財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、もしくはかかる了知もしくは疑義を有する合理的な根拠があり、または規制されたセクターもしくはその他の取引、職業、事業もしくは雇用における自己の業務の過程でその旨を了知もしくは疑義を有した場合、その者は、かかる知識または疑義につき、（ ）開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島犯罪収益法（改正済）に基づいてF R Aに対して、または（ ）開示が兵器拡散、テロもしくはテロリストの資金および財産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロ防止法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

申込みにより、申込者は、適用ある法令に従い、申込者自身のために、ならびに実質的受益者およびそれを支配する者のために、およびそれらの者に代わり、関係当事者による、規制機関およびその他の要求者に対する、ケイマン諸島およびその他の法域の両地におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規則および類似する事項に関する申込者についての一切の情報の開示に同意する。

本項は、関連する範囲内で、管理会社および/または管理事務代行会社に対してもマネー・ロンダリング防止法による義務に関連して適用される。投資予定者は、管理会社および/または管理事務代行会社が、マネー・ロンダリング防止手続を遵守するために申込者に対して情報を要求する権利（もしくは管理事務代行会社が取得した情報にかかる目的で管理会社に開示する権利）、または規制当局およびその他に対して同一の開示を行う権利を有すること、また、申込者の側で遅延または怠慢があった場合、管理会社は同一の権利を有し、受託会社または管理事務代行会社と同様の措置（申込の受理を拒絶すること、または申込が既に完了している場合、株式を停止もしくは払い戻すこと、もしくはファンドの条件に常に従う受益者に対して買戻もしくは分配を拒否することを含む。）を講じることができることを理解し、これに同意する。

制裁

各申込者および受益者は、受託会社ならびに管理事務代行会社および副販売会社またはその他の受託会社の業務提供者に、自ら、および、自ら知りまたは信じる限りにおいて、自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が、（i）米国財務省外国資産管理室（以下「O F A C」という。）により保持され、または欧州連合（以下「E U」という。）および/もしくは英国（以下「U K」という。）の規制（U Kについては、行政委任立法によりケイマン諸島も対象とする。）ならびに/もしくはケイマン諸島の法律に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ii）国際連合、O F A C、E U、U Kおよび/もしくはケイマン諸島が課す制裁の適用に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、居住していないこと、また（iii）その他国際連合、O F A C、E U、U K（U Kについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とする。）もしくはケイマン諸島により課される制裁の対象（以下「制裁対象」と総称する。）となっていないことを継続的に表明および保証することが求められる。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理事務代行会社は、直ちにかつ申込者または関連する関係者（該当する場合）への通知をすることなく、かかる申込者のおよび/もしくはかかる申込者のサブ・ファンドに対する持ち分についてのその後の取引を、当該申込者が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、停止することが求められる場合がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社および管理事務代行会社またはその他の受託会社の業務提供者は、制裁対象者事由の結果、申込者に生じた負債、費用、経費、損害および/または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用ならびにその他全ての専門家に要する費用や経費を含むが、これらに限られない。）に対して一切の責任を有しない。

ケイマン諸島データ保護

2019年9月30日付でケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）が施行された。DPAは、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づくサブ・ファンドの法的要件を導入している。

投資予定者は、サブ・ファンドに投資を行うこと、ならびに、サブ・ファンドならびにその関連会社および/または委託先との関連するやり取り（申込契約書の完成および電子通信または通話の記録（該当する場合）を含む。）により、または、受託会社に、投資者に關係する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人）の個人情報を提供することにより、当該個人は、受託会社ならびにその関連会社および/または委託先（管理事務代行会社を含むが、これに限られない。）に対し、DPAが定義する範囲内における個人データを構成する情報を提供することとなることに留意すべきである。受託会社は、当該個人情報に関してデータ管理者として行為するものとし、受託会社の関連会社および/または委託先（例えば、管理事務代行会社、投資運用会社等）は、データ処理者（また、特定の場、各自の権利において、データ管理者）として行為することができる。

サブ・ファンドへ投資することにより、および/または、サブ・ファンドへの投資を継続することにより、投資者は、自らが上記を精読し、理解したことを確認したとみなされる。

ケイマン諸島のオンブズマン事務所がDPAの監督に責任を負う。サブ・ファンドがDPAを違反することにより、オンブズマンが執行措置（改善命令を課すこと、罰金または刑事訴追のための告発を含む。）を講ずることとなる可能性がある。

情報請求

受託会社またはケイマン諸島における取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局または政府機関等からの情報請求に従い、それらまたは海外の公認された規制当局のために、受益者（該当する場合は受益者の実質的受益者およびそれを支配する者）に関する情報を含むが、これらに限られない情報の提供を強制されることがある（例えば、金融庁法（改正済）に基づき、CIMAが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報庁が行う場合）。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされないものとし、一定の場合には、受託会社または取締役もしくは代理人は、当該請求があったことを開示することが禁止される場合がある。

データ保護

個人情報の収集、処理および開示方法について確認するファンドのデータ保護通知は、本書の別紙Bに記載される。

受益証券は、すべての受益者が以下に同意することを条件として発行される。

- (a) ファンドおよび関連するサブ・ファンドに対して提供される個人データが正確かつ完全であること、ならびにファンドおよび関連するサブ・ファンドが、データ保護通知に記載の目的のために適法に処理すること
- (b) データ主体の同意が必要な場合、関連する個人を代理して個人情報を提供するために必要なすべての権限を有すること
- (c) 関連する個人の各々に対してデータ保護通知を利用可能にし、これについて注意を喚起すること

管理会社のデータ保護登録は、ジャージー情報コミッショナーのウェブサイト（<https://oicjersey.org/>）に記載されている。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の各取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、受益証券の募集が行われる。また、管理会社が別途定める場合には、申込期間中の取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日であっても申込みの取扱いが行われないことがある。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき原則として国内約定日（通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国

内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理事務代行会社により取得申込みが受け付けられた取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の支払期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本における申込締切時間は、原則として取引日の午後3時（日本時間）とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、当該取引日の指定時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、1口以上1口単位（口数申込み）または100米ドル以上1米セント単位（金額申込み）である。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.30%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。手数料率は、消費税に応じて変更となることがある。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社が受領する。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、米ドル貨によるものとする。円貨から米ドル貨への換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

設定日以降、受益者（販売会社）は、取消不能な通知（以下「買戻通知」という。）をファックス、電子メール、郵便またはその他の電子的手段により、取引日の受付終了時間までに管理事務代行会社へ送信することにより、取引日に受益証券の買戻しを行うことができる。受付終了時間後に受領された買戻通知は、翌取引日に処理される。買戻通知には、サブ・ファンドの名称、買い戻される受益証券のクラスおよびシリーズ（もしあれば）、買い戻される受益証券の数または買い戻される受益証券の総額を、サブ・ファンドの受益者名簿に記載の受益者の氏名と共に明記しなければならない。買戻金は米ドルで支払われる。受益証券の買戻単位は、口数申込みの場合、1口以上、金額申込みの場合0.001口以上である。

買戻に関する受益証券1口当たりの買戻価格は、管理事務代行会社が買戻通知を処理する取引日に米ドルで決定される受益証券1口当たり純資産価格に等しい。かかる時間内に受領した有効かつ完全な買戻通知は、通常かかる取引日時点において上記の買戻価格で処理される。受付終了時間後に受領した買戻通知は、かかる取引日時点で決定された適切な純資産価額にて、翌取引日に処理される。純資産価額によっては、所定の取引日に関して計算された受益証券の買戻価格が、申込時に当該受益証券について支払われた価格を上回るまたは下回る可能性がある。管理事務代行会社は、4営業日後（関連する評価日を含まない。）に買戻金を米ドルで全額支払う。

名義書換事務代行会社に対して、ファックス、電子メールまたはその他の電子的手段によって買戻通知を送信しなければならない。買戻金は、買戻通知に記載の電子送金に関する指示に従い支払われる。

全ての場合において、買戻金額は、全額（買戻し制限なし）が以下の形式で支払われる。

- ・現金による分配のみ
- ・現物による支払いは行われない
- ・ファンドの清算は行われない
- ・指定投資商品（または「サイド・ポケット」）はない

買戻し手数料は発生しない。

名義書換事務代行会社は、ファックスまたは電子メールで送付された買戻通知を受領しなかったことの結果として発生する損失について責任を負わない。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるFATCA（もしくはその他の同様の国際的な税務コンプライアンス法制）またはマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとの疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの取引日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（ ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、全ての受益証券の買戻しを延期するか、または（ ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有する全ての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社または受託会社は、いずれの場合も相手方と協議の上、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。）、発行済受益証券の全部または一部を関連する取引日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができると信託証書は定めている。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社または受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社または受託会社は、（ ）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社または受託会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社または受託会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社または受託会社は、かかる者が保有する全ての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- （イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利を負担することとなりうる場合における、かかる者
- （ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- （ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資家は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の日本における申込締切時間は、原則として取引日の午後3時（日本時間）とする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口単位（口数申込み）または0.001口単位（金額申込み）で行われる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の指定時刻までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、米ドル貨により、原則として国内約定日（通常、買戻請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

ただし、償還金の支払については、償還日以降、相応の日数がかかることがある。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

各サブ・ファンドの純資産価額(および関連するサブ・ファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格)は、管理事務代行会社によって、サブ・ファンドの基準通貨により各評価日に計算され、信託証書の規定のほかアメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- () 全ての手元現金、預金またはコール資金(その経過利息を含む。)、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- () 全ての投資対象
- () 全ての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- () 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用(ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。)
- () 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産(前払費用を含む。)

サブ・ファンドのクラスの資産は、上記のとおり特定されるが、関連するクラスに関連するものとする(または、資産を特定のクラスに帰属させることができない場合、受託会社が、その裁量により公平と考える方法に基づき、既存のクラス間で比例按分する。)

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- () 全ての為替手形、手形および買掛金
- () 日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用(管理会社または当該サブ・ファンドの投資運用会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。)
- () その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務(受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。)

サブ・ファンドのクラスの債務は、上記のとおり特定されるが、関連するクラスに関連するものとする(または、債務を特定のクラスに帰属させることができない場合、受託会社が、その裁量により公平と考える方法に基づき、既存のクラス間で比例按分する。)

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

各サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考える割引を行った上で決定される。
- () 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- () 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する要因(同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価

情報を含む。)を考慮した上で、投資運用会社が監査人と協議の上、管理会社（又は受任者）の承認に基づき、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式の決済価格を参照して評価される。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

各サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社または投資運用会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、全ての受益者を拘束する。

米ドルで表示されるサブ・ファンドの純資産価額（およびサブ・ファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格）は、() 各評価日もしくは取引日ならびに/または() 受益者が受益証券の購入および/もしくは買戻の請求を申し込むその他の評価日もしくは取引日におけるニューヨーク時間の営業終了時点で管理事務代行会社によって計算される。

全ての場合において、サブ・ファンドの純資産価額（およびサブ・ファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格）は、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の総資産の価額からサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の負債を除いた数を各評価日時点のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の発行済み受益証券の総数で除することで決定される。サブ・ファンド（またはサブ・ファンドの各クラス）の純資産価額は、米ドルで小数第2位に四捨五入される。実行可能な範囲内で、投資収益、未払利息、報酬およびその他の負債（投資運用報酬およびその他の報酬を含む。）は毎日発生する。

サブ・ファンドは、市場相場を基に決定された現在の市場価格で証券を評価し、市場相場が容易に入手できない場合または信頼できない場合、管理会社が、管理会社の全体的な監督の下構築した手順に従い決定される「公正価値」で評価する。サブ・ファンドが公正価値による価格決定を用いる場合、適切とみなす要因を考慮に入れることができる。サブ・ファンドは、特定の証券に関連する開発または市場指数の現在の評価を基に公正価値を決定することができる。サブ・ファンドが純資産価額の計算に用いる証券の価格は、同一の証券の相場価格または公表価格とは異なる場合がある。公正価値による価格決定には主観的な判断が含まれ、ある証券について決定した公正価値が、当該証券の売却により実現する価値から大幅に異なる可能性がある。

サブ・ファンドの証券の評価を行う際は、先入れ先出し法による評価が適用される。

米ドル以外の通貨で表示された価額は、関連する評価日に承認された独立した価格決定サーブスにより、午後4時（ロンドン時間）時点で適用される為替レートで米ドルに換算される。

特別な状況によりかかる評価が実用的でなく、または不適切となる場合、管理会社は、サブ・ファンドの資産の公正な評価を行うために、その他の規則に慎重かつ誠実に従う権限を有する。明らかな誤りがない場合、受益証券1口当たり純資産価格の計算は最終的である。

サブ・ファンドの資産の価値は、管理会社（またはその受任者）の裁量により別途適切とされる方式がある場合を除き、発生主義会計で米国G A A P（設立費用の償却を除く。）をガイドラインとして用いて決定される。

純資産価格の計算の停止

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはいずれかのクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しは、管理会社または受託会社は、いずれの場合も相手方と協議の上、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
 - () 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社または受託会社が判断する事態が継続している期間
 - () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
 - () サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社または受託会社が判断する期間
 - () 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間
- かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、全ての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「(5) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、その存続期間を延長しない限り、2029年2月28日に終了する。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年2月最終営業日または管理会社が随時選択する毎年その他の日である。なお、第1期会計年度は2019年4月5日から2020年2月28日であった。

(5) 【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、2029年2月28日より前に終了することがある。

- () 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合
- () ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合

- () 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- () 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合
- () サブ・ファンドを継続することまたはサブ・ファンドを別の法域に移管することが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる行為が非合理的であり、非経済的であり、賢明でなく、もしくは受益者の利益に反すると考える場合
- () 関連する補遺信託証書、補足英文目論見書または英文目論見書の条件に記載の日付または状況に該当する場合
- () 任意の買戻しまたは強制買戻しかを問わず、全ての発行済受益証券が買い戻された場合
信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、信託証書に記載される規定に従い適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われぬ。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (d) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (e) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (h) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合
- (i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合
- (k) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および()信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によるのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対して終了通知を発出した日から30日後、または両当事者が合意する場合には終了通知に記載した日に終了する。

同契約は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席している全ての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席している全ての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席している全ての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席している全ての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、全てのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき適式に招集され開催された全てのサブ・ファンドの受益者による集会において、挙手によりかかる集会で投票する受益者の投票総数の4分の3以上の多数により、もしくは投票が適式に要求された場合、かかる投票で投じられた票数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および/または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

受益証券に関する権利または持分を有する者として受託会社により認識されるのは、受益者名簿を参照して決定される受益者のみである。ただし、受託会社は、いかなる時点においても、受益証券が適格投資家により、または適格投資家のために保有されているか否かをその決定により考慮する権利を有する。受託会社は、受益者名簿に記録された受益者を受益証券の絶対的所有者として認識することができ、（たとえそれについて実際のまたは擬制された通知がなされた場合であっても、また登録名義人（ノミニー）の名称で登録されたもしくは登録される受益証券の受益的所有権に関して受託会社が行うべきまたは行った照会にかかわらず）法律または管轄権を有する裁判所の命令により要求される場合を除き、受益証券に対する衡平法上

の、条件付の、将来の、または部分的な権利について、いかなる方法によっても認識する義務を負い、また認識することを強いられることはない。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

() 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 橋本 雅行

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．サブ・ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．サブ・ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【2025年2月28日終了年度】

【貸借対照表】

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
貸借対照表
2025年2月28日現在

	米ドル	千円
資産		
現金および現金等価物（注3）	7,371,007	1,067,396
投資有価証券 - 公正価値（取得原価：304,887,926米ドル） （注4）	399,668,637	57,876,015
申込みに係る未収金	946,117	137,007
未収配当金	139,952	20,266
その他の資産	10,352	1,499
ブローカーに対する債権	145	21
資産合計	408,136,210	59,102,205
負債		
買戻しに係る未払金	(248,866)	(36,038)
デリバティブ契約 - 公正価値（想定元本：46,192,418米ドル） （注4および注5）	(315,470)	(45,683)
未払費用	(1,071,575)	(155,175)
未払投資運用報酬	(417,832)	(60,506)
未払管理報酬	(595,279)	(86,202)
未払投資顧問報酬	(160,704)	(23,272)
負債合計	(2,809,726)	(406,876)
純資産合計（注6）	405,326,484	58,695,328
発行済受益証券		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	1,261,584.278 □	
米ドル建 米ドルヘッジクラス	1,240,998.846 □	
受益証券1口当たり純資産価格		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	159.20	23
米ドル建 米ドルヘッジクラス	164.77	24

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
損益計算書
2025年2月28日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
配当金（外国源泉徴収税（1,326,262米ドル）を控除した金額）	4,652,655	673,751
その他の収益	338,818	49,064
収益合計	4,991,473	722,815
費用		
管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬（注7）	(471,873)	(68,332)
投資運用報酬（注8）	(2,533,662)	(366,900)
投資顧問報酬（注8）	(976,667)	(141,431)
管理報酬（注8）	(430,298)	(62,311)
代行協会員報酬（注8）	(199,009)	(28,818)
販売報酬（注8）	(2,536,009)	(367,239)
受託報酬（注9）	(38,806)	(5,619)
その他の費用	(15,629)	(2,263)
専門家報酬	(43,259)	(6,264)
費用合計	(7,245,212)	(1,049,179)
投資純損失	(2,253,739)	(326,364)
投資および外国為替取引による実現および未実現利益（損失）		
実現投資純利益	20,263,896	2,934,415
外国為替予約取引に係る実現純利益	1,739,014	251,827
外国為替取引に係る実現純損失	(1,164,106)	(168,574)
未実現投資純利益	13,286,421	1,924,007
外国為替予約取引に係る未実現純利益	60,660	8,784
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純損失（注5）	(2,064)	(299)
投資および外国為替取引による純利益	34,183,821	4,950,159
運用による純資産の純（減少）/増加	31,930,082	4,623,795

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
 純資産変動計算書
 2025年2月28日に終了した年度

	米ドル	千円
期首現在純資産	396,031,589	57,349,334
運用による純資産の純（減少）/増加	31,930,082	4,623,795
資本受益証券取引		
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの申込み	32,101,596	4,648,632
米ドル建 米ドルヘッジクラスの申込み	19,037,378	2,756,803
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの買戻し	(24,830,595)	(3,595,718)
米ドル建 米ドルヘッジクラスの買戻し	(48,943,566)	(7,087,518)
資本受益証券取引による純資産の純減少	(22,635,187)	(3,277,801)
期末現在純資産	405,326,484	58,695,328

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
キャッシュ・フロー計算書
2025年2月28日に終了した年度

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	31,930,082	4,623,795
運用による純資産の純変動額を運用活動による現金純額へ調整するための修正：		
実現投資純利益	(20,263,896)	(2,934,415)
外国為替取引に係る実現純損失	1,166,287	168,890
未実現投資純利益	(13,286,421)	(1,924,007)
外国為替予約取引に係る未実現純損失	(60,660)	(8,784)
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純損失	2,064	299
投資有価証券の購入	(128,473,585)	(18,604,260)
投資有価証券の売却による手取金	152,545,917	22,090,174
運用資産および負債の変動		
未収配当金	13,210	1,913
ブローカーに対する債権	(121)	(18)
その他の資産	(9,143)	(1,324)
未払費用およびその他の負債	(542,561)	(78,568)
運用活動による現金純額	23,021,173	3,333,696
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券の発行による手取金	51,134,871	7,404,841
受益証券の買戻しに係る支払金	(74,796,880)	(10,831,336)
財務活動による現金純額	(23,662,009)	(3,426,496)
現金および現金等価物の純減少	(640,836)	(92,799)
現金および現金等価物 - 期首	8,011,843	1,160,195
現金および現金等価物 - 期末	7,371,007	1,067,396

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
財務書類に対する注記
2025年2月28日現在

注1 一般事項

ソフォス・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）は、ブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド（以下「受託会社」という。）およびファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2021年改訂）に基づき締結された2019年2月5日付の信託証書により設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2019年4月5日から運用を開始した。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、2019年2月12日付でケイマン諸島金融庁に登録されている。

ファンドは、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、プレミアム企業が発行する世界各国の株式への投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目的としている米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）を提供している。ファンドは、サブ・ファンドの他にも、マラソン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドを設立した。

サブ・ファンドは、2029年2月28日に終了するが、受託会社と協議の上、管理会社により、または受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、これを延長することができる。

サブ・ファンドの会計期末は、毎年2月の最終営業日である。サブ・ファンドの第1会計期間は、2020年2月28日に終了した。

注2 重要な会計方針の概要

a) 表示の基礎

本財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示され、米国で一般に公正と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成された。サブ・ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の米国会計基準コーディフィケーション（ASC）トピック第946号「金融サービス - 投資会社」の会計および報告指針に従う。

b) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した本財務書類の作成は、本財務書類および関連する注記に記載される金額に重大な影響を及ぼす可能性がある見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

注2 重要な会計方針の概要(続き)

c) 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される手許現金を表す。現金等価物には、容易に一定額の現金に換価可能かつ当初満期が三か月以下であり、十分な信用力を有する短期で流動性の高い投資が含まれている。現金等価物は、取得原価に経過利息を加えて計上されており、公正価値に近似している。現金等価物は、投資目的というよりは、短期的な流動性の要求を満たす目的で保有されている。経営陣は、現金担保が制限付として分類されるべきことを定めている。2025年2月28日現在、現金および現金等価物は総額7,371,007米ドルであり、制限付現金はなかった。

d) 外貨換算

外貨建ての資産および負債は、評価日において米ドルに換算されている。投資対象の購入および売却ならびに収益および費用を含む外貨建ての取引は、当該取引の日付において米ドルに換算されている。外国為替取引に起因する調整は、損益計算書に反映されている。

サブ・ファンドは、投資に係る外国為替レートの変化の影響により生じた運用結果の一部と、保有する投資の市場価格の変化により生じた変動を区別する。

外国為替取引により計上される実現純利益(損失)は、組入証券の売却、外貨の売却、有価証券取引における取引日から決済日までの間における実現為替損益、ならびにサブ・ファンドの帳簿に計上された配当金、利息および外国源泉徴収税の金額と、実際に受領または支払が行われた金額の米ドル相当額との差額から発生する。外貨建ての資産および負債の換算による未実現純利益(損失)は、為替相場の変動に伴う年度末の資産および負債(投資有価証券を含む。)の公正価値の変動から生じる。

e) 投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で計上される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で計算された費用を使用して決定される。配当金は配当落日に記録され、利息は発生主義で認識される。外国配当に係る源泉徴収税は、該当国の税制および税率に関するサブ・ファンドの理解に基づき引き当てられる。

f) デリバティブ契約

サブ・ファンドは、デリバティブ契約を公正価値で計上する。デリバティブ契約の公正価値における変動は、未実現損益として計上される。サブ・ファンドは、一般にデリバティブ契約の満了、終了または清算における実現損益を計上する。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

g) 公正価値 - 公正価値の階層

サブ・ファンドは、市場参加者が主要な市場または最も有利な市場において資産または負債の値付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて公正価値を決定する。公正価値測定において市場参加者の仮定を考慮する際、以下の公正価値の階層においては、観測可能なインプットと観測不能なインプットを区別しており、それらは以下のレベルのいずれかに分類される。

レベル1 - サブ・ファンドが入手可能である、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - 直接的または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット。かかるインプットは、(a) 活発な市場における類似の資産の相場価格、(b) 活発でない市場における同一もしくは類似の資産の相場価格、(c) 資産の観測可能な相場価格以外のインプット、または(d) 相関関係その他の方法により観察可能な市場データから主に得られた、もしくは裏付けられたインプットを含む場合がある。

レベル3 - 観測不能かつ公正価値測定全体に対して重要であるインプット。

評価技法および観測可能なインプットの入手可能性は、投資対象ごとに異なる可能性があり、投資の種類、投資が新規であり市場において未確立であるか否か、市場の流動性および当該取引に特有のその他の特性を含む幅広い様々な要因の影響を受ける。評価が、市場において観察可能とはいえない、または観察不能なモデルやインプットに基づく限りにおいて、公正価値の決定にはより多くの判断を必要とする。評価には本質的に不確実性を伴うため、かかる見積価値は、当該投資対象を容易に取引できる市場が存在していたならば用いられたであろう価値を大幅に上回るまたは下回る可能性がある。したがって、サブ・ファンドが公正価値の決定において行使した判断の度合いは、レベル3に分類された投資について最も大きくなる。

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値の階層の異なるレベルに分類されることがある。このような場合、公正価値測定は、公正価値測定に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき、その全体が公正価値の階層において分類される。

h) 公正価値 - 評価技術およびインプット

サブ・ファンドは、公正価値を決定する際、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を用いる。サブ・ファンドが公正価値の決定に用いた評価技法は、市場アプローチまたは収益アプローチであると考えられている。

市場アプローチは、同一または類似の資産、負債または資産および負債のグループに係る市場取引により生じる価格およびその他の関連情報を利用した計測方法を含む。サブ・ファンドは、一般に上場証券の評価において市場アプローチを使用する。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

収益アプローチは、将来の予想される経済的利益（すなわち、純キャッシュ・フロー）の現在価値を測定する評価技法を含む。純キャッシュ・フローの見積りは、見積り経済残存耐用年数にわたる予測で、予想キャッシュ・フローに伴うリスクの水準に応じた割引率を使用して現在価値に割り引かれる。サブ・ファンドは、一般に店頭（OTC）デリバティブの評価において収益アプローチを利用する。

i) 株式

サブ・ファンドは、当該国の証券取引所で取引される株式を報告された最終売却価格で評価する。サブ・ファンドは、原則的に店頭株式市場で取引されている株式および当該日に売却が報告されていない上場有価証券を最終取引価格で評価する。株式は、活発に取引されており、かつ評価調整が適用されていない限りにおいて、公正価値の階層レベル1に分類される。活発でない市場で取引されている、または類似の金融商品を参照することにより評価されている株式は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

j) 先渡契約

サブ・ファンドは、先渡契約を契約条件（想定元本および契約期間を含む。）に基づき、為替相場または商品価格等の観測可能なインプットを用いて評価する。先渡契約は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

k) 所得税

ケイマン諸島の現行の法の下で、サブ・ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象にもならず、サブ・ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象とならない。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法第74条（2021年改訂）に従い免除サブ・ファンドとして登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、免除サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島総督により署名される、サブ・ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、サブ・ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるといふ旨の保証を申し込む権利を有する。受託会社は、かかる保証への申し込みを行い、かかる保証を取得した。

サブ・ファンドは、投資先であるその他の国々において課される税金の対象になることがある。当該税金は、一般に、獲得された投資収益および/または利益に基づく。税金は、収益および/または利益が獲得された時点において、純投資収益、純実現利益および純実現評価益（場合による。）に対して発生し、割り当てられる。

ケイマン諸島は、サブ・ファンドに対するまたはファンドによる支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

注2 重要な会計方針の概要(続き)

サブ・ファンドは、FASB ASC第740-10号「法人所得税」の規定の適用を受ける。かかる基準では、法人所得税の会計処理に関する一貫した基準を定めている。FASB ASC第740号において税務ポジションは、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する税務当局の審査の結果、当該ポジションが認められる可能性が認められない可能性を上回る場合にのみ、財務書類上認識される。

取締役は、その分析に基づき、かかる会計基準がサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと判断した。ただし、かかる会計基準に関する取締役の結論は、税法、規制およびそれらの解釈の継続的な分析および調整を含むが、これに限定されない要素に基づいて、後日、検討され調整されることがある。2025年2月28日に終了した年度において、支払利息または罰金のいずれも計上されていない。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドが多額の投資を行う地域として主要な税務管轄を特定している。管理会社は、未認識の税金負債の総額が報告日から12か月以内に、大幅に変動する合理的な可能性のあるポジションが存在するとは考えていない。

l) 未収申込金

申込みは、申込通知で請求された金額が確定した時点で資産として認識される。その結果、年度末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき年度末後に受領された申込みは、2025年2月28日現在の未収申込金に含まれている。受領した申込通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、申込金および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

m) 買戻しに係る未払金

買戻しは、買戻通知で請求された金額が確定した時点で負債として認識される。その結果、年度末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき年度末後に支払われた買戻しは、2025年2月28日現在の未払買戻額に含まれている。受領した買戻通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、買戻額および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

注3 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される総額7,371,007米ドルの手許現金を表す。2025年2月28日現在、制限付現金はなかった。

注4 公正価値測定

公正価値の階層

公正価値で記録されたサブ・ファンドの資産および負債は、注2におけるサブ・ファンドの重要な会計方針に記載された公正価値の階層に基づき分類されている。

以下の表は、2025年2月28日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの資産に関する情報を示したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
上場有価証券	399,668,637	-	-	399,668,637
	399,668,637	-	-	399,668,637

以下の表は、2025年2月28日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの負債に関する情報を示したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
外国為替予約取引	-	(315,470)	-	(315,470)
	-	(315,470)	-	(315,470)

当年度中、公正価値階層のレベル1、レベル2およびレベル3の間の移行はなかった。

注5 デリバティブ契約

サブ・ファンドは、通常の業務過程において、サブ・ファンドの取引活動に関連してデリバティブ契約を使用する。デリバティブ契約には、投資の全部または一部が失われることとなる追加的なリスクが伴う。サブ・ファンドのデリバティブ活動およびデリバティブ契約に対するエクスポージャーは、以下の主要な内在的リスクによって分類される。すなわち、金利リスク、信用リスクおよび外国為替リスクである。サブ・ファンドは、主要な内在的リスクに加えて、カウンターパーティが契約条項を遵守することができないことから生じる追加的なカウンターパーティ・リスクにもさらされている。

2025年2月28日現在の外国為替予約取引

サブ・ファンドは、ポートフォリオ通貨をヘッジするため、外国為替予約取引を締結する。

外国為替予約取引とは、売主が特定通貨を将来の特定の日を受け渡すことを合意する、特定通貨の特約日受渡に関する契約である。外国為替予約取引に関連するリスクには、カウンターパーティがそれぞれの契約の条項を遵守することができないリスクならびに公正価値および為替レートの変動リスクがある。

注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2025年2月28日現在の貸借対照表に記載される外国為替予約取引を示す。

取引日	決済日	通貨	売却する 想定元本	通貨	購入する 想定元本	未実現損失 (米ドル)	カウンター パーティ
2025年 2月6日	2025年 3月20日	EUR	30,989,708	USD	32,168,808	(95,788)	MUFJ Global Custody S.A.
2025年 2月6日	2025年 3月20日	GBP	9,921,587	USD	12,285,632	(206,543)	MUFJ Global Custody S.A.
2025年 2月20日	2025年 3月20日	EUR	1,656,685	USD	1,737,978	(13,139)	MUFJ Global Custody S.A.
合計						(315,470)	

以下の表は、サブ・ファンドのデリバティブの公正価値を、契約種類ごとに総額表示したものである。また以下の表は、2025年2月28日に終了した年度におけるデリバティブ契約による純利益／（損失）として損益計算書に含まれる純利益および純損失の額を、主要な原リスクごとに分類して特定している。

外国為替変動リスク	デリバティブ資産	デリバティブ負債	純実現損失	未実現利益の 純変動
外国為替予約取引	-	(315,470)	(315,470)	60,660

注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2025年2月28日現在に認識された金融資産および負債の総額ならびに国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約または類似の契約に基づき相殺される金額を示したものである。

	認識済資産総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約 取引	-	-	-	-	-	-

	認識済負債総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約 取引	(315,470)	-	(315,470)	315,470	-	-

注6 資本受益証券取引

a) 申込み

申込注文は、関連する取引日に管理事務代行会社によって受領されなければならない。管理会社の裁量により、取引日は変更される可能性があり、受益者全体または特定の場合に関して、追加の取引日が指定される可能性がある。管理会社が、純資産価額の決定を停止または延期した場合、翌取引日に決定される純資産価額が使用される。

受益証券の申込みの支払は、関連する取引日（同日を含まない。）から4営業日以内または管理会社（またはその受任者）がその単独の裁量により随時決定するその他の年度内に行われる。

受益証券の当初申込みおよび当初申込金の支払（米ドル）は、設定日までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。受益証券は、設定日に当初申込価格100.00米ドルで発行される。

受益証券の最低当初申込単位は、1口である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において受託会社の裁量により変更される可能性がある。

最低継続申込額は、口数申込みの場合、1口以上1口単位、金額申込みの場合、100.00米ドル以上0.01米ドル単位である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において管理会社の裁量により変更される可能性がある。

受益証券は、小数第3位までの端数で発行することができる（小数第3位に四捨五入）。

注6 資本受益証券取引（続き）

申込手数料またはその他の販売手数料は、サブ・ファンドによる取引のレベルでは発生しない。販売会社は、申込金額に加え、申込金額の3%（税抜）を上限とする販売手数料を投資者に課することができる。

b) 買戻し

設定日以降、受益者は、取消不能な通知（以下「買戻通知」という。）をファックス、電子メール、郵便またはその他の電子的手段により、取引日の受付終了時間までに管理事務代行会社へ送信することにより、取引日に受益証券の買戻しを行うことができる。

受益証券の買戻単位は、口数申込みの場合、1口以上、金額申込みの場合0.001口以上である。

買戻に関する受益証券1口当たりの買戻価格は、管理事務代行会社が買戻通知を処理する取引日に米ドルで決定される受益証券1口当たり純資産価格に等しい。かかる時間内に受領した有効かつ完全な買戻通知は、通常かかる取引日時点において上記の買戻価格で処理される。所定の取引日に関して計算された純資産価額によっては、受益証券の買戻価格が、申込時に当該受益証券について支払われた価格を上回るかまたは下回る可能性がある。管理事務代行会社は、関連する評価日（同日を含まない。）から4営業日後に買戻金を米ドルで全額支払う。

2025年2月28日現在、サブ・ファンドは2種類のクラスの議決権付受益証券から構成されている。

・米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、原則として外国為替予約取引を行わない。

・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、外国為替変動リスクの低減を図るために、（原則として）米ドル以外の通貨建て資産に対して、為替ヘッジを行うことを目的として、外国為替予約取引を行う。

2025年2月28日に終了した年度における資本受益証券取引は、以下のとおりである。

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
期首現在受益証券	1,213,367.620	1,435,577.340
発行された受益証券	212,086.595	123,047.530
買い戻された受益証券	(163,869.937)	(317,626.024)
2025年2月28日現在受益証券	<u>1,261,584.278</u>	<u>1,240,998.846</u>

当年度中、受益者に対する分配は行われなかった。

注7 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

サブ・ファンドの設立準備費用として5,000米ドルの一回だけの設立費用が管理事務代行会社により課される。

管理事務代行会社（名義書換事務代行会社として提供される役務を含む。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づく以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、月額5,500米ドルの最低報酬を条件として、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドル以下の部分	年率0.08%
5億米ドルを超えて10億米ドル以下の部分	年率0.07%
10億米ドルを超える部分	年率0.06%

保管会社は、サブ・ファンドの資産から保管契約に別途定める報酬料率に記載される合意済みの市場毎の取引手数料および資産ベースの報酬を受け取り、適切に負担した立替費用（もしあれば）の返金を受けることができる。当該報酬は毎月支払われる。

2025年2月28日現在、管理事務代行会社および保管会社に支払われるべき137,417米ドルの未払費用がある。2025年2月28日に終了した年度について支払われた管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬の金額は、損益計算書の「管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬」に反映されている。

注8 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、投資運用会社、投資顧問会社、管理会社、代行協会員および販売会社をサブ・ファンドの関連当事者とみなしている。関連当事者から支払われるべき金額および関連当事者に支払われるべき金額は、通常の業務過程において正式な支払条件なしに決済される。関連当事者との取引の詳細は、以下のとおりである。

a) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年2月28日現在、投資運用会社に支払われるべき417,832米ドルの未払費用がある。2025年2月28日に終了した年度について支払われた投資運用報酬の金額は、損益計算書の「投資運用報酬」に反映されている。

注8 関連当事者との取引（続き）

b) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年2月28日現在、投資顧問会社に支払われるべき160,704米ドルの残高がある。2025年2月28日に終了した年度について支払われた投資顧問報酬の金額は、損益計算書の「投資顧問報酬」に反映されている。

c) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年2月28日現在、管理会社に支払われるべき595,279米ドルの残高がある。2025年2月28日に終了した年度について支払われた管理報酬の金額は、損益計算書の「管理報酬」に反映されている。

d) 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年2月28日現在、代行協会員に支払われるべき446,786米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2025年2月28日に終了した年度について支払われた代行協会員報酬の金額は、損益計算書の「代行協会員報酬」に反映されている。

e) 販売報酬

販売会社は、関連する販売会社が販売した受益証券に帰属する部分に係るサブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年2月28日現在、販売会社に支払われるべき417,832米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2025年2月28日に終了した年度について支払われた販売報酬の金額は、損益計算書の「販売報酬」に反映されている。

注9 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年2月28日現在、受託会社に支払われるべき16,408米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2025年2月28日に終了した年度について支払われた受託報酬の金額は、損益計算書の「受託報酬」に反映されている。

注10 投資リスク

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、これらは以下に限定されるものではない。

外国為替変動リスク

米ドル建 為替ヘッジなしクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

しかしながら、当クラスにおいて外国為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドが投資している有価証券の通貨が米ドルに対して強くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格が上がる可能性がある。逆に、投資している有価証券の通貨が米ドルに対して弱くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は低下することがある。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

その上で、当クラスにおいて原則として外国為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図る。しかしながら、完全に為替変動リスクを排除することはできない。

当クラスが外国為替ヘッジを行う通貨の金利が、米ドル金利よりも高い場合には、当クラスにこの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意のこと。

円貨からの投資に伴う外国為替変動リスク

当初円貨からサブ・ファンドの各クラス受益証券に投資した場合には、米ドル建ての受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、為替相場の変動によっては買戻時の円貨受取額が円貨での当初投資金額を下回ることがある。

株価変動リスク

サブ・ファンドが投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動することがある。株式の価格が変動すれば受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる可能性がある。

注10 投資リスク(続き)

信用リスク

サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。

為替レートリスク

受益証券は米ドル建てである。これにより、投資者の金融活動が主に米ドル以外の通貨または通貨単位(米ドルを含む。)(以下「投資者通貨」という。)建てである場合、通貨換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替相場が大幅に変動する可能性がある(米ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。)リスクおよび米ドルまたは投資者通貨(場合による。)の管轄当局が為替管理を行うまたは変更する可能性があるリスクが含まれる。米ドルに対する、投資者通貨の価値の上昇により、(a)投資者通貨における純資産価額および1口当たり純資産価格に相当する価値ならびに(b)投資者通貨における支払われるべき分配金(もしあれば)に相当する価値が下落する。

金利リスク

金利リスクは、金利の変動が、将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があることから生ずる。

サブ・ファンドの資産および負債の大半は、無利息であり、かつ、主として金利リスクにさらされていない。余剰の現金および現金等価物はすべて銀行に預けられている。したがって、経営陣は、サブ・ファンドが主として重大な金利リスクにさらされていないと考えており、関連する感応度解析は本財務書類に記載されていない。

流動性リスク

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産を受け渡すことで決済される金融負債に係る債務を履行する際にサブ・ファンドが困難に直面するリスクをいう。流動性リスクに対するエクスポージャーは、サブ・ファンドが予想より早く債務の弁済を要求される可能性があることから生ずる。サブ・ファンドの方針は、通常の運用要件を満たすために十分な現金および現金等価物を維持することである。

注11 財務ハイライト

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
受益証券1口当たり運用実績：		
2024年3月1日現在純資産価額	147.47	151.22
運用からの利益：		
投資純損失	(0.90)	(0.85)
投資活動による実現および未実現純利益	12.63	14.40
運用からの合計	11.73	13.55
2025年2月28日現在純資産価額	159.20	164.77
トータル・リターン：		
成功報酬前のトータル・リターン	7.95%	8.96%
成功報酬	-	-
成功報酬後のトータル・リターン	7.95%	8.96%
平均純資産に対する比率：		
成功報酬控除後費用	1.93%	1.78%
成功報酬	-	-
投資純損失	(0.60)%	(0.55)%

サブ・ファンドが支払うべき成功報酬はない。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものであり、年率に換算されていない。各受益者の財務ハイライトは、異なる手数料体系および資本受益証券取引の時期により上記とは異なる場合がある。

注12 後発事象

経営陣は、本財務書類の発行が可能となった2025年8月11日までのサブ・ファンドに関する後発事象を評価し、以下の開示事象を除き、本財務書類の開示に関する後発事象は生じていないと判断している。

2025年3月1日から2025年8月6日までの期間において、サブ・ファンドは、米ドル建 為替ヘッジなしクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスについて、21,134,705米ドルの申込みが行われ、また、(24,276,149)米ドルの買戻可能受益証券の買戻しが行われた。

注13 財務書類の承認

本財務書類は、2025年8月11日に承認され、発行が認められた。

【投資有価証券明細表等】

ソフォス・ケイマン・トラスト -

米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン

要約投資有価証券明細表

2025年2月28日現在

内容	通貨	数量	取得原価	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
投資有価証券 - 公正価値					
上場有価証券					
フランス					
耐久消費財			7,593,812	8,876,875	2.19%
非耐久消費財			24,230,893	20,686,152	5.10%
フランス合計			31,824,705	29,563,027	7.29%
ドイツ					
情報技術					
SAP SE	EUR	102,274	12,710,082	28,218,624	6.96%
ドイツ合計			12,710,082	28,218,624	6.96%
イギリス					
テクノロジー			7,138,886	12,991,768	3.21%
イギリス合計			7,138,886	12,991,768	3.21%
アメリカ合衆国					
通信			17,740,805	20,441,135	5.04%
耐久消費財			5,556,351	6,248,995	1.54%
非耐久消費財			48,539,924	57,598,835	14.21%
金融			31,092,352	43,636,527	10.77%
ヘルスケア			52,061,863	56,870,786	14.03%
工業			18,353,627	22,337,240	5.51%
テクノロジー					
MICROSOFT CORP	USD	71,251	13,953,162	28,285,934	6.98%
VISA INC-CLASS A SHARES	USD	74,365	14,738,968	26,972,929	6.65%
ORACLE CORP	USD	36,677	5,888,034	6,090,583	1.50%
その他			45,289,167	60,412,254	14.90%
アメリカ合衆国合計			253,214,253	328,895,218	81.14%
上場有価証券合計			304,887,926	399,668,637	98.60%
投資有価証券 - 公正価値合計			304,887,926	399,668,637	98.60%
投資有価証券合計			304,887,926	399,668,637	98.60%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
要約投資有価証券明細表
2025年2月28日現在

内容	満期日	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
デリバティブ契約 - 公正価値 - ショート・エクスポージャー			
外国為替予約取引			
米ドル/英ポンド	2025年3月20日	(206,543)	(0.05)%
米ドル/ユーロ	2025年3月20日	(108,927)	(0.03)%
外国為替予約取引合計		(315,470)	(0.08)%
デリバティブ契約合計 - 公正価値 - ショート・エクスポージャー		(315,470)	(0.08)%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT FEBRUARY 28, 2025

	USD
<hr/>	
ASSETS	
Cash and cash equivalents (Note 3)	7,371,007
Securities at fair value (cost: USD 304,887,926) (Note 4)	399,668,637
Receivable for subscriptions	946,117
Dividends receivable	139,952
Other assets	10,352
Due from broker	145
Total Assets	<hr/> 408,136,210
LIABILITIES	
Payable for redemptions	(248,866)
Derivatives contracts, at fair value (notional value: USD 46,192,418) (Note 4 and 5)	(315,470)
Accrued expenses	(1,071,575)
Investment management fee payable	(417,832)
Management fee payable	(595,279)
Investment advisory fee payable	(160,704)
Total Liabilities	<hr/> (2,809,726)
TOTAL NET ASSETS (Note 6)	405,326,484
UNITS OUTSTANDING	
USD denominated unhedged class	1,261,584.278
USD denominated hedged class	1,240,998.846
NET ASSET VALUE PER UNIT	
USD denominated unhedged class	159.20
USD denominated hedged class	164.77

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2025

	USD
<hr/>	
INVESTMENT INCOME	
Dividends, net of foreign withholding taxes of USD 1,326,262	4,652,655
Other income	338,818
Total Income	<hr/> 4,991,473
EXPENSES	
Administration, transfer agent and custodian fees (Note 7)	(471,873)
Investment management fee (Note 8)	(2,533,662)
Investment advisory fee (Note 8)	(976,667)
Management fee (Note 8)	(430,298)
Agent Company fee (Note 8)	(199,009)
Distribution fee (Note 8)	(2,536,009)
Trustee fee (Note 9)	(38,806)
Other fees	(15,629)
Professional fees	(43,259)
Total Expenses	<hr/> (7,245,212)
NET INVESTMENT LOSS	(2,253,739)
REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS) FROM INVESTMENTS AND FOREIGN CURRENCY	
Net realized gain on investments	20,263,896
Net realized gain on forward foreign exchange contracts	1,739,014
Net realized loss on foreign currency transactions	(1,164,106)
Net unrealized gain on investments	13,286,421
Net unrealized gain on forward foreign exchange contracts	60,660
Net unrealized loss on foreign currency translation of other assets and liabilities (Note 5)	(2,064)
Net gain from investments and foreign currency	<hr/> 34,183,821
NET (DECREASE)/INCREASE IN NET ASSET FROM OPERATIONS	31,930,082

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS FOR THE YEAR
ENDED FEBRUARY 28, 2025

	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	396,031,589
NET (DECREASE)/INCREASE IN NET ASSET FROM OPERATIONS	31,930,082
CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	
Subscriptions for USD denominated unhedged class	32,101,596
Subscriptions for USD denominated hedged class	19,037,378
Redemptions for USD denominated unhedged class	(24,830,595)
Redemptions for USD denominated hedged class	(48,943,566)
NET DECREASE IN NET ASSETS RESULTING FROM CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	(22,635,187)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	405,326,484

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2025

	USD
<hr/>	
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES	
Net increase in net assets resulting from operations	31,930,082
ADJUSTMENTS TO RECONCILE NET CHANGE IN NET ASSETS RESULTING FROM OPERATIONS TO NET CASH USED IN OPERATING ACTIVITIES:	
Net realized gain on investments	(20,263,896)
Net realized loss on foreign currency transactions	1,166,287
Net unrealized gain on investments	(13,286,421)
Net unrealized loss on forward foreign exchange contracts	(60,660)
Net unrealized loss on foreign currency translation of other assets and liabilities	2,064
Purchases of securities	(128,473,585)
Proceeds from sales of securities	152,545,917
CHANGES IN OPERATING ASSETS AND LIABILITIES	
Dividends Receivable	13,210
Due from brokers	(121)
Other assets	(9,143)
Accrued expenses and other liabilities	(542,561)
NET CASH PROVIDED BY OPERATING ACTIVITIES	23,021,173
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES	
Proceeds from issuance of units	51,134,871
Payments for redemption of units	(74,796,880)
NET CASH USED IN FINANCING ACTIVITIES	(23,662,009)
NET DECREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	(640,836)
CASH AND CASH EQUIVALENTS, BEGINNING OF THE YEAR	8,011,843
CASH AND CASH EQUIVALENTS, END OF THE YEAR	7,371,007

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025

NOTE 1

GENERAL

Sophos Cayman Trust II (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Bank and Trusts Companies Act (2021 Revision) of the Cayman Islands dated February 5, 2019 executed by Bridgestream Corporate Trustees Limited (the "Trustee") and FundLogic (Jersey) Limited (the "Manager"). The Fund commenced operations on April 5, 2019. The Trust is registered with Cayman Islands Monetary Authority under the Cayman Islands Mutual Funds Act on February 12, 2019.

The Trust is an open-ended umbrella unit trust, offering the USD denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open (the "Sub-Trust") whose objective is to seek mid to long term capital appreciation through investment in world equities issued by premium companies. Other than the Sub-trust, the Trust also incepted Marathon Emerging Market Bond Fund.

The Sub-Trust will be terminated on February 28, 2029 but may be extended by the Manager in consultation with the Trustee; or by Sub-Trust Resolution of the unitholders with the consent of the Trustee and the Manager.

The financial period end for the Sub-Trust is the last business day of February each year. The Sub-Trust's first financial period ended on February 28, 2020.

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

a) Basis of presentation

The financial statements are expressed in United States dollars ("USD") and have been prepared in accordance with United States generally accepted accounting principles (GAAP). The Sub-Trust is an investment company and follows the accounting and reporting guidance in the Financial Accounting Standard Board's ("FASB") Accounting Standards Codification (ASC) Topic 946, *Financial Services – Investment Companies*.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

b) Use of estimates

Preparing financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that could materially affect the amounts reported in the financial statement and related notes. Actual results could differ from those estimates.

c) Cash and cash equivalents

Cash represents cash on hand held at financial institutions. Cash equivalents include short-term, highly liquid investments of sufficient credit quality that are readily convertible to known amounts of cash and have original maturities of three months or less. Cash equivalents are carried at cost, plus accrued interest, which approximates fair value. Cash equivalents are held to meet short-term liquidity requirements, rather than for investment purposes. Management defines cash held as collateral should be classified as restricted. As at February 28, 2025, the cash and cash equivalent amounts to USD 7,371,007 and there was no restricted cash.

d) Foreign currency translation

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Transactions denominated in foreign currencies, including purchases and sales of investments and income and expenses, are translated into USD amounts on the date of those transactions. Adjustments arising from foreign currency transactions are reflected in the statement of operations.

The Sub-Trust isolates that portion of the results of operations arising from the effect of changes in foreign exchange rates on investments from fluctuations arising from changes in market prices of investments held.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Reported net realized gain (loss) from foreign currency transactions arises from sales of portfolio securities; sales of foreign currencies; currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions; and the difference between the amounts of dividends, interest, and foreign withholding taxes recorded on the Sub-Trust's books and the U.S. dollar equivalent of the amounts actually received or paid. Net unrealized gain (loss) from translation of assets and liabilities in foreign currencies arises from changes in the fair values of assets and liabilities, including securities, at the end of the year resulting from changes in exchange rates.

e) Investment transactions and related investment income

Investment transactions are accounted for on a trade-date basis. Realized gains and losses on investment transactions are determined using cost calculated on first in first out basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date and interest is recognized on an accrual basis. Withholding taxes on foreign dividends have been provided for in accordance with the Sub-Trust's understanding of the applicable country's tax rules and rates.

f) Derivatives Contracts

The Sub-Trust records derivative contracts at fair value. Changes in the fair value of derivative contracts are recorded as unrealized gains and losses. The Sub-Trust generally records a realized gain or loss on the expiration, termination, or settlement of a derivative contract.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

g) Fair value – Hierarchy of fair value

The Sub-Trust determines fair value based on assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability in the principal or most advantageous market. When considering market participant assumptions in fair value measurements, the following fair value hierarchy distinguishes between observable and unobservable inputs, which are categorized in one of the following levels:

Level 1 - Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Sub-Trust is able to access.

Level 2 - Inputs, other than quoted prices included in Level 1, which are observable either directly or indirectly. These inputs may include (a) quoted prices for similar assets in active markets, (b) quoted prices for identical or similar assets in markets that are not active, (c) inputs other than quoted prices that are observable for the asset, or (d) inputs derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

Level 3 - Inputs that are unobservable and significant to the entire fair value measurement.

The availability of valuation techniques and observable inputs can vary from investment to investment and are affected by a wide variety of factors, including the type of investment, whether the investment is new and not yet established in the marketplace, the liquidity of markets, and other characteristics particular to the transaction. To the extent that valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, determining fair value requires more judgment. Because of the inherent uncertainty of valuation, those estimated values may be materially higher or lower than the values that would have been used had a ready market for the investments existed. Therefore, the degree of judgment exercised by the Sub-Trust in determining fair value is greatest for investments categorized in Level 3.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

In some circumstances, the inputs used to measure fair value might be categorized within different levels of the fair value hierarchy. In those instances, the fair value measurement is categorized in its entirety in the fair value hierarchy based on the lowest-level input that is significant to the fair value measurement.

h) Fair value – Valuation techniques and inputs

When determining fair value, the Sub-Trust uses valuation techniques that maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs. The valuation techniques used by the Sub-Trust to determine fair value are considered to be market or income approaches.

The market approach includes valuation techniques that use prices and other relevant information generated by market transactions involving identical or comparable assets, liabilities, or a group of assets and liabilities. The Sub-Trust generally uses the market approach to value exchange-traded securities.

The income approach includes valuation techniques that measure the present value of anticipated future economic benefits (i.e., net cash flows). The estimated net cash flows are forecast over the expected remaining economic life and discounted to present value using a discount rate commensurate with the level of risk associated with the expected cash flows. The Sub-Trust generally uses the income approach to value over-the-counter (OTC) derivatives.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

i) Equity securities

The Sub-Trust values equity securities that are traded on a national securities exchange at their last reported sales price. The Sub-Trust generally values equity securities traded in OTC markets and listed securities for which no sale was reported on that date at last traded price. To the extent that equity securities are actively traded, and valuation adjustments are not applied, they are categorized in Level 1 of the fair value hierarchy. Equity securities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

j) Forward contracts

The Sub-Trust values forward contracts based on the terms of the contract (including the notional amount and contract duration) and using observable inputs, such as currency exchange rates or commodity prices. Forward contracts are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

k) Income taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, the Sub-Trust is not subject to any income, estate, transfer, sales or other taxes, and distributions by the Sub-Trust is not subject to any withholding or other tax.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

The Sub-Trust has been registered as an exempted Sub-Trust pursuant to section 74 of the Bank and Trust Companies Act (2021 Revision) of the Cayman Islands. Although there is currently no Cayman Islands legislation that would impose taxation, the trustee of an exempted Sub-Trust is entitled to apply for an undertaking signed by the Governor-in- Cabinet of the Cayman Islands to the effect that for a period of fifty years from the date of creation of the Sub-Trust, notwithstanding any change in the legislation, the Sub-Trust will benefit from an exemption from any tax or duty that might be levied in the future on income or on capital gains. The Trustee applied for and obtained such undertaking.

The Sub-Trust may be subject to taxes imposed in other countries in which it invests. Such taxes are generally based on investment income and/or gains earned. Taxes are accrued and applied to net investment income, net realized gains and net realized appreciation as applicable, as the income and/or gains are earned.

The Cayman Islands are not party to a double tax treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Sub-Trust.

The Sub-Trust is subject to the provisions of FASB ASC 740-10, Income Taxes. This standard establishes consistent thresholds as it relates to accounting for income taxes. Under FASB ASC 740, a tax position can be recognized in the financial statements only when it is more likely than not that the position will be sustained upon examination by the relevant taxing authority based on the technical merits of the position.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Based on its analysis, the Directors have determined that this accounting standard did not have a material impact on The Sub-Trust's financial statements. However, the Directors' conclusions regarding this accounting standard may be subject to review and adjustment at a later date based on factors including, but not limited to, on-going analyses of and changes to tax laws, regulations and interpretations thereof. No interest expense or penalties have been assessed for the year ended February 28, 2025.

The Sub-Trust identifies its major tax jurisdictions as those where The Sub-Trust makes significant investments. The Manager does not believe there are positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax liabilities will materially change within twelve months of the reporting date.

l) Subscriptions receivable

Subscriptions are recognized as assets when the amount requested in the subscription notices becomes fixed. As a result, subscription received after the end of the year, based on the net asset value of the Sub-Trust at year end, are included in subscription receivable at February 28, 2025. Subscription notices received for which the dollar amount is not fixed remain in net assets until the net asset value used to determine the subscription and unit amounts are determined.

m) Payable for redemptions

Redemptions are recognized as liabilities when the amount requested in the redemption notices becomes fixed. As a result, redemptions paid after the end of the year, based on the net asset values of the Sub-Trust at year end, are included in redemptions payable at February 28, 2025. Redemption notices received for which the dollar amount is not fixed remain in net assets until the net asset value used to determine the redemption and unit amounts are determined.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 3 CASH AND CASH EQUIVALENTS

Cash represents cash on hand held at financial institutions amounting to USD 7,371,007. There is no restricted cash as at February 28, 2025.

NOTE 4 FAIR VALUE MEASUREMENTS

Fair value hierarchy

The Sub-Trust's assets and liabilities recorded at fair value have been categorized based on a fair value hierarchy as described in the Sub-Trust's significant accounting policies in note 2.

The following table presents information about the Sub-Trust's assets measured at fair value as at February 28, 2025:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Listed shares	399,668,637	-	-	399,668,637
	399,668,637	-	-	399,668,637

The following table presents information about the Sub-Trust's liabilities measured at fair value as at February 28, 2025:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Forward foreign exchange contracts	-	(315,470)	-	(315,470)
	-	(315,470)	-	(315,470)

There has been no transfer among Level 1, Level 2 and Level 3, in the fair value hierarchy during the year.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 5 DERIVATIVES CONTRACTS

In the normal course of business, the Sub-Trust uses derivative contracts in connection with its trading activities. Derivative contracts are subject to additional risks that can result in a loss of all or part of an investment. The Sub-Trust's derivative activities and exposure to derivative contracts are classified by the following primary underlying risks: interest rate, credit and foreign exchange. In addition to its primary underlying risks, the Sub-Trust is also subject to additional counterparty risk due to inability of its counterparties to meet the terms of their contracts.

Forward foreign exchange contracts as at February 28, 2025

The Sub-Trust enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of portfolio currency hedging.

Forward foreign exchange contracts are agreements for delayed delivery of specific currencies in which the seller agrees to make delivery at a specified future date of specified currencies. Risks associated with forward foreign exchange contracts are the inability of counterparties to meet the terms of their respective contracts and movements in fair value and exchange rates.

The following tables identify the forward foreign exchange contracts included in the statement of assets and liabilities at February 28, 2025.

Trade date	Settlement date	CCY	Notional value to sell	CCY	Notional value to purchase	Unrealized loss (in USD)	Counterparty
February 6, 2025	March 20, 2025	EUR	30,989,708	USD	32,168,808	(95,788)	MUFJ Global Custody S.A.
February 6, 2025	March 20, 2025	GBP	9,921,587	USD	12,285,632	(206,543)	MUFJ Global Custody S.A.
February 20, 2025	March 20, 2025	EUR	1,656,685	USD	1,737,978	(13,139)	MUFJ Global Custody S.A.
					TOTAL	(315,470)	

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 5 DERIVATIVES CONTRACTS (continued)

The following table reflects the fair value of the Sub-Trust's derivatives presented gross by contract type. The table also identifies the net gain and loss amounts included in the statement of operations as net gain/(loss) from derivative contracts, categorized by primary underlying risk, for the year ended February 28, 2025.

	Derivative assets	Derivative liabilities	Net realized loss	Net change in unrealized gain
Foreign exchange fluctuation risk				
Forward foreign exchange contracts	-	(315,470)	(315,470)	60,660

The following table reflects gross financial assets and liabilities recognized at February 28, 2025 and the amounts being offset pursuant to the International Swaps and Derivatives Association Master Agreements, or similar arrangements.

	Gross amount of recognized assets	Gross amount offset in the statement of asset and liabilities	Net amount of recognized assets in the statements of asset and liabilities	Gross amount not offset in the statement of assets and liabilities		
				Financial instruments	Cash collateral received	Net amount
Forward foreign exchange contracts	-	-	-	-	-	-

	Gross amount of recognized liabilities	Gross amount offset in the statement of asset and liabilities	Net amount of recognized assets in the statements of asset and liabilities	Gross amount not offset in the statement of assets and liabilities		
				Financial instruments	Cash collateral received	Net amount
Forward foreign exchange contracts	(315,470)	-	(315,470)	315,470	-	-

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 6

CAPITAL UNIT TRANSACTIONS

a) Subscriptions

Subscription must be received by the Administrator on the relevant dealing day. At the discretion of the Manager, dealing days may be changed, and additional dealing days may be designated either with respect to unitholders generally or with respect to a specific case. In the event the Manager has suspended or postponed the determination of net asset value, the net asset value determined at the next dealing day will be utilized.

Payments for units subscribed for should be made no later than four business days from and excluding the relevant dealing day or such other year as the Manager (or its Delegate) may, in its sole discretion, determine from time to time

The initial subscription of Units and payment of initial subscription monies (in USD) must be received by the Administrator no later than the Initial Closing Date. Units will be issued on the Initial Closing Date at the Initial Issue Price of USD 100.00.

The minimum initial subscription amount for Units is one (1) Unit. Subject to applicable law, these minimum subscription amounts may be changed in the discretion of the Trustee, either generally or in specific cases.

The minimum additional subscription amount is one (1) Unit in multiples of one (1) Unit in the case of unit based subscriptions and USD 100.00 and in multiples of USD 0.01 in the case of US Dollar based subscriptions. Subject to any applicable law, these minimum subscription amounts may be changed in the discretion of the Manager, either generally or in specific cases.

Units may be issued in fractions up to three decimal places (rounded naturally).

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 6 CAPITAL UNIT TRANSACTIONS (continued)

No subscription fee or other sales charge will be payable, at the level of the Sub-Trust's transaction. Distributor may charge sales charge up to 3% (exclusive of tax) of the subscription amount from investors in addition to the subscription amount.

b) Redemptions

On or after the initial closing date, unitholders may redeem their units on any dealing day by transmitting an irrevocable notice (the "redeem notice") by facsimile, e-mail, mail or other electronic means to the administrator prior to the cut-off time on a dealing day.

The minimum number of units that may be redeemed is one unit in the case of unit based redeem and 0.001 unit in case of US Dollar based redeem.

The redeem price per unit in respect of redeem will be equal to the net asset value per unit determined in USD on the dealing day when the redeem notice is processed by the administrator. Valid and complete redeem notices received within this time frame are normally processed as of such dealing day at the redeem price as stated above. Depending on the net asset value calculated with respect to a given dealing day, the redeem price of units may be higher or lower than the price paid for such units at the time of subscription. Payment of the repurchase proceeds will be made in full by the administrator in USD, four business days after and excluding the relevant valuation day.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 6 CAPITAL UNIT TRANSACTIONS (continued)

As at February 28, 2025, the Sub-Trust is made up of two classes of units with voting right:

- USD denominated unhedged class

At the level of the class, foreign exchange forward contracts will not be executed as a matter of principles.

- USD denominated USD hedged class

At the level of the class, as a way of seeking to reduce foreign exchange fluctuation risk, foreign exchange forward transactions for the purpose of hedging will be executed (in principle), against the assets denominated in currencies other than USD.

Transactions in capital units during the year ended February 28, 2025 were as follows:

	<i>USD denominated unhedged class</i>	<i>USD denominated hedged class</i>
Number of units at the beginning of the year	1,213,367.620	1,435,577.340
Number of units issued	212,086.595	123,047.530
Number of units redeemed	(163,869.937)	(317,626.024)
Number of units as at February 28, 2025	<u>1,261,584.278</u>	<u>1,240,998.846</u>

There was no distribution to units' holders during the year.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 7

ADMINISTRATION, TRANSFER AGENT AND CUSTODIAN FEES

A onetime set-up cost fee of USD 5,000 will be charged by the Administrator for the purpose of onboarding the Sub-Trust.

The Administrator (including the service provided by the Transfer Agent) is entitled to receive a fee at the rate set out in the table below based on the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears, subject to a minimum fee of USD 5,500 per month.

Net Asset Value of the Sub-Trust	Fee rate applicable
Portion of USD 500 million or less	0.08% p.a.
Portion of more than USD 500 million and USD 1 billion or less	0.07% p.a.
Portion of more than USD 1 billion	0.06% p.a.

The Custodian is entitled to be paid agreed upon transaction charges, asset-based charges depending on each market and (if any) to recover properly vouched out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust, as specified in a separate Fee Schedule set out in the Custody Agreement. Such fee is payable monthly.

At February 28, 2025, there is an accrued expense of USD 137,417 due to the Administrator and Custodian. For the year ended February 28, 2025, the amount of Administration, Transfer Agent and Custodian fees paid is reflected in the statement of operations under “Administration, transfer agent and custodian fees”.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 8 RELATED-PARTY TRANSACTIONS

The Sub-Trust considers The Investment Manager, the Investment Advisor, the Manager, the Agent Company and its Distributors to be a related party to the Sub-Trust. Amounts due from and due to related parties are generally settled in the normal course of business without formal payment terms. Details of related party transactions are as follows;

a) Investment management fee

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.65% p.a. of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 28, 2025, there is an accrued expense of USD 417,832 due to the Investment Manager. For the year ended February 28, 2025, the amount of Investment management fee paid is reflected in the statement of operations under “ Investment management fee ” .

b) Investment advisory fee

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.25% p.a. of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 28, 2025, there is a balance of USD 160,704 due to the Investment Advisor. For the year ended February 28, 2025, the amount of Investment advisory fee paid is reflected in the statement of operations under “ Investment advisory fee ” .

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 8 RELATED-PARTY TRANSACTIONS (continued)

c) Management fee

The Manager is entitled to receive a fee equivalent to 0.11% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 28, 2025, there is a balance of USD 595,279 due to the Manager. For the year ended February 28, 2025, the amount of Management fee paid is reflected in the statement of operations under “ Management fee ” .

d) Agent company fee

The Agent Company is entitled to receive a fee equivalent to 0.05% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 28, 2025, there is a balance of USD 446,786 due to the Agent Company reflected in the statement of assets and liabilities under “ Accrued expenses ” . For the year ended February 28, 2025, the amount of Agent Company fee paid is reflected in the statement of operations under “ Agent Company fee ” .

e) Distribution fee

Each distributor is entitled to receive a fee of 0.65% p.a. of the portion of the net asset value of the Sub-Trust attributable to Units sold by the relevant Distributor, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 8 RELATED-PARTY TRANSACTIONS (continued)

At February 28, 2025, there is a balance of USD 417,832 due to the Distributor reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 28, 2025, the amount of Distribution fee paid is reflected in the statement of operations under “Distribution fee”.

NOTE 9 TRUSTEE FEE

The Trustee is entitled to receive a fee equivalent to 0.01% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 28, 2025, there is a balance of USD 16,408 due to the Trustee reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 28, 2025, the amount of Trustee fee paid is reflected in the statement of operations under “Trustee fee”.

NOTE 10 INVESTMENT RISKS

The following are principal risk factors and considerations which are not limited to the below.

Foreign exchange fluctuation risk

USD denominated unhedged class

The Sub-Trust invests in assets denominated in various currencies.

However, at the class level foreign exchange hedging will not be conducted. Therefore, if the issuing currency of securities in which the Sub-Trust is investing becomes stronger against USD, the net asset value per unit of the class may increase. In opposite, if the issuing currency becomes weaker against USD, the net asset value per unit of the class may decline.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 10 INVESTMENT RISKS (continued)

USD denominated USD hedged class

The Sub-Trust invests in assets denominated in various currencies.

In addition, foreign exchange hedging will be executed to the class as a matter of principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated.

If the interest rate of currency in which the class conducts foreign exchange hedging is higher than the USD interest rate, please note that the class will incur the cost of hedging equivalent to the difference between those interest rates.

Foreign exchange fluctuation risk associated with investment from Japanese Yen (JPY)

In case of investing initially in the Unit of each class of the Sub-Trust from Japanese Yen, the JPY amount received upon repurchase of the Units may be less than the JPY amount invested initially due to the fluctuations in the currency market, even if the net asset value per unit of the Sub-Trust does not decline in terms of USD.

Equities Price Fluctuation Risk

A price of an equity invested through the Sub-Trust may fluctuate under the influence of domestic and international politics, economic situation or performance results of an issuer or supply-demand balance of the market or others. The net asset value per unit may vary as a result of the fluctuation of the equity price.

Credit Risk

The net asset value per unit may decline and cause a loss as a result of bankruptcy, or deterioration of financial conditions or the credit status of the issuer of the securities in which the Sub-Trust invests.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 10 INVESTMENT RISKS (continued)

Exchange Rate Risk

The units are denominated in USD. This presents certain risks relating to currency conversion if an investor's financial activities are denominated principally in a currency or currency unit (including USD) (the "Investor's Currency") other than USD. These include the risk that exchange rates may significantly change (including changes due to devaluation of USD or revaluation of the Investor's Currency) and the risk that authorities with jurisdiction over USD or the Investor's Currency, as the case may be, may impose or modify exchange controls. An increase in the value of the Investor's Currency against USD would decrease (a) the Investor's Currency equivalent value of the Net Asset Value and net asset value per unit and (b) the Investor's Currency equivalent value of the distributions payable (if any).

Interest Rate Risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect future cash flows or the fair values of financial instruments.

The majority of the Sub-Trust's assets and liabilities are non-interest bearing nor are predominately exposed to interest rate risk. Any excess cash and cash equivalents are deposited with banks. Accordingly, the Management considers the Sub-Trust not to be predominantly exposed to significant interest rate risk and the related sensitivity analysis is not presented in these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 10 INVESTMENT RISKS (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Sub-Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Exposure to liquidity risk arises because of the possibility that the Sub-Trust could be required to pay its liabilities earlier than expected. The Sub-Trust's policy is to maintain sufficient cash and cash equivalents to meet normal operating requirements.

NOTE 11 FINANCIAL HIGHLIGHTS

	<i>USD denominated unhedged class</i>	<i>USD denominated hedged class</i>
Per share operating performance:		
Net asset value as at March 1, 2024	147.47	151.22
Income from operations:		
Net investment loss	(0.90)	(0.85)
Net realized and unrealized gain on investment activities	12.63	14.40
Total from operations	11.73	13.55
Net asset value as at February 28, 2025	159.20	164.77
Total return:		
Total return before performance fee	7.95%	8.96%
Performance fee	-	-
Total return after performance fee	7.95%	8.96%
Ratio to average net assets:		
Expenses net of performance fee	1.93%	1.78%
Performance fee	-	-
Net investment loss	(0.60)%	(0.55)%

There is no performance fee chargeable to the Sub-Trust.

The financial highlights are calculated for each unit class taken as a whole and are not annualized. An individual unitholder's financial highlights may vary from the above based on different fee arrangement and on the timing of capital unit transactions.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 12 SUBSEQUENT EVENTS

The management has evaluated subsequent events for the Sub-Trust through August 11, 2025, the date the financial statements were available to be issued, and has concluded that there are no subsequent events relevant for financial statement disclosure other than disclosed below.

For the period from March 1, 2025 to August 6, 2025, the Sub-Trust received subscriptions of USD 21,134,705 and paid redemption of USD (24,276,149) of the redeemable units from Hedged and Unhedged Class.

NOTE 13 APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorized for issue on August 11, 2025.

[次へ](#)

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenCONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025

Description	Currency	Quantity	Cost	Fair value	% of net assets
SECURITIES, AT FAIR VALUE					
LISTED SHARES					
FRANCE					
Consumer cyclical			7,593,812	8,876,875	2.19%
Consumer non-cyclical			24,230,893	20,686,152	5.10%
TOTAL FRANCE			31,824,705	29,563,027	7.29%
GERMANY					
Information technology					
SAP SE	EUR	102,274	12,710,082	28,218,624	6.96%
TOTAL GERMANY			12,710,082	28,218,624	6.96%
UNITED KINGDOM					
Technology			7,138,886	12,991,768	3.21%
TOTAL UNITED KINGDOM			7,138,886	12,991,768	3.21%
UNITED STATES OF AMERICA					
Communication			17,740,805	20,441,135	5.04%
Consumer cyclical			5,556,351	6,248,995	1.54%
Consumer non-cyclical			48,539,924	57,598,835	14.21%
Financials			31,092,352	43,636,527	10.77%
Healthcare			52,061,863	56,870,786	14.03%
Industrial			18,353,627	22,337,240	5.51%
Technology					
MICROSOFT CORP	USD	71,251	13,953,162	28,285,934	6.98%
VISA INC-CLASS A SHARES	USD	74,365	14,738,968	26,972,929	6.65%
ORACLE CORP	USD	36,677	5,888,034	6,090,583	1.50%
Others			45,289,167	60,412,254	14.90%
TOTAL UNITED STATES OF AMERICA			253,214,253	328,895,218	81.14%
TOTAL LISTED SHARES			304,887,926	399,668,637	98.60%
TOTAL SECURITIES, AT FAIR VALUE			304,887,926	399,668,637	98.60%
TOTAL INVESTMENT IN SECURITIES			304,887,926	399,668,637	98.60%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenCONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025

Description	Expiry date	Fair value	% of net assets
DERIVATIVES CONTRACTS, AT FAIR VALUE – SHORT EXPOSURE			
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS			
U.S. DOLLAR/BRITISH POUND	March 20, 2025	(206,543)	(0.05)%
U.S. DOLLAR/EURO	March 20, 2025	(108,927)	(0.03)%
TOTAL FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS		(315,470)	(0.08)%
TOTAL DERIVATIVES CONTRACTS, AT FAIR VALUE – SHORT EXPOSURE		(315,470)	(0.08)%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2024年 2月29日終了年度】

【貸借対照表】

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
貸借対照表
2024年 2月29日現在

	米ドル	千円
資産		
現金および現金等価物（注3）	8,011,843	1,160,195
投資有価証券 - 公正価値（取得原価：309,864,714米ドル） （注4）	391,359,003	56,672,697
申込みに係る未収金	942,014	136,413
デリバティブ契約 - 公正価値（想定元本：896,524米ドル）（注 4および注5）	2,426	351
未収配当金	153,162	22,179
その他の資産	1,209	175
ブローカーに対する債権	24	3
資産合計	400,469,681	57,992,015
負債		
買戻しに係る未払金	(1,271,585)	(184,138)
デリバティブ契約 - 公正価値（想定元本：49,383,182米ドル） （注4および注5）	(378,556)	(54,819)
未払費用	(2,787,951)	(403,723)
負債合計	(4,438,092)	(642,680)
純資産合計（注6）	396,031,589	57,349,334
発行済受益証券		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	1,213,367.597	□
米ドル建 米ドルヘッジクラス	1,435,577.312	□
受益証券 1口当たり純資産価格		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	147.47	21
米ドル建 米ドルヘッジクラス	151.22	22

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
損益計算書
2024年2月29日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
配当金（外国源泉徴収税（1,331,891米ドル）を控除した金額）	5,443,659	788,296
その他の収益	317,528	45,981
収益合計	5,761,187	834,277
費用		
管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬（注7）	(485,311)	(70,278)
投資運用報酬（注8）	(2,480,575)	(359,212)
投資顧問報酬（注8）	(1,098,722)	(159,106)
管理報酬（注8）	(420,967)	(60,960)
代行協会員報酬（注8）	(191,349)	(27,709)
販売報酬（注8）	(2,486,298)	(360,041)
受託報酬（注9）	(38,270)	(5,542)
その他の費用	(6,982)	(1,011)
専門家報酬	(70,644)	(10,230)
年次税	(546)	(79)
費用合計	(7,279,664)	(1,054,168)
投資純損失	(1,518,477)	(219,891)
投資および外国為替取引による実現および未実現利益（損失）		
実現投資純利益	15,024,607	2,175,713
外国為替予約取引に係る実現純損失	(325,888)	(47,192)
外国為替取引に係る実現純損失	(731,791)	(105,971)
未実現投資純利益	56,409,285	8,168,629
外国為替予約取引に係る未実現純損失	(613,399)	(88,826)
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純損失	(3,121)	(452)
投資および外国為替取引による純利益	69,759,693	10,101,901
運用による純資産の純（減少）/増加	68,241,216	9,882,010

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
純資産変動計算書
2024年2月29日に終了した年度

	米ドル	千円
期首現在純資産	379,630,863	54,974,345
運用による純資産の純（減少）/増加	68,241,216	9,882,010
資本受益証券取引		
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの申込み	99,161,947	14,359,642
米ドル建 米ドルヘッジクラスの申込み	93,308,428	13,511,993
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの買戻し	(123,264,571)	(17,849,943)
米ドル建 米ドルヘッジクラスの買戻し	(121,046,294)	(17,528,714)
資本受益証券取引による純資産の純減少	(51,840,490)	(7,507,021)
期末現在純資産	396,031,589	57,349,334

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
キャッシュ・フロー計算書
2024年2月29日に終了した年度

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	68,241,216	9,882,010
運用による純資産の純変動額を運用活動による現金純額へ調整するための修正：		
実現投資純利益	(15,024,607)	(2,175,713)
外国為替取引に係る実現純損失	731,791	105,971
未実現投資純利益	(56,409,285)	(8,168,629)
外国為替予約取引に係る未実現純損失	613,399	88,826
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純損失	3,121	452
投資有価証券の購入	(57,341,465)	(8,303,618)
投資有価証券の売却による手取金	110,735,650	16,035,629
運用資産および負債の変動		
未収配当金	35,808	5,185
ブローカーに対する債権	137	20
その他の資産	2,643,228	382,766
未払費用およびその他の負債	(282,049)	(40,844)
運用活動による現金純額	53,946,944	7,812,057
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券の発行による手取金	192,274,946	27,843,335
受益証券の買戻しに係る支払金	(244,836,379)	(35,454,756)
財務活動による現金純額	(52,561,433)	(7,611,421)
現金および現金等価物の純増加	1,385,511	200,636
現金および現金等価物 - 期首	6,626,332	959,559
現金および現金等価物 - 期末	8,011,843	1,160,195

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
財務書類に対する注記
2024年2月29日現在

注1 一般事項

ソフォス・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）は、ブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド（以下「受託会社」という。）（旧クレストブリッジ・ケイマン・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド）およびファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2021年改訂）に基づき締結された2019年2月5日付の信託証書により設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2019年4月5日から運用を開始した。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、2019年2月12日付でケイマン諸島金融庁に登録されている。

ファンドは、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、プレミアム企業が発行する世界各国の株式への投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目的としている米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）を提供している。ファンドは、サブ・ファンドの他にも、マラソン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドを設立した。

サブ・ファンドは、2029年2月28日に終了するが、受託会社と協議の上、管理会社により、または受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、これを延長することができる。

サブ・ファンドの会計期末は、毎年2月の最終営業日である。サブ・ファンドの第1会計期間は、2020年2月28日に終了した。

注2 重要な会計方針の概要

a) 表示の基礎

本財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示され、米国で一般に公正と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成された。サブ・ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の米国会計基準コーディフィケーション（ASC）トピック第946号「金融サービス - 投資会社」の会計および報告指針に従う。

b) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した本財務書類の作成は、本財務書類および関連する注記に記載される金額に重大な影響を及ぼす可能性がある見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

c) 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される手許現金を表す。現金等価物には、容易に一定額の現金に換価可能かつ当初満期が三か月以下であり、十分な信用力を有する短期で流動性の高い投資が含まれている。現金等価物は、取得原価に経過利息を加えて計上されており、公正価値に近似している。現金等価物は、投資目的というよりは、短期的な流動性の要求を満たす目的で保有されている。経営陣は、現金担保が制限付として分類されるべきことを定めている。2024年2月29日現在、現金および現金等価物は総額8,011,843米ドルであり、制限付現金はなかった。

d) 外貨換算

外貨建ての資産および負債は、評価日において米ドルに換算されている。投資対象の購入および売却ならびに収益および費用を含む外貨建ての取引は、当該取引の日付において米ドルに換算されている。外国為替取引に起因する調整は、損益計算書に反映されている。

サブ・ファンドは、投資に係る外国為替レートの変化の影響により生じた運用結果の一部と、保有する投資の市場価格の変化により生じた変動を区別する。

外国為替取引により計上される実現純利益（損失）は、組入証券の売却、外貨の売却、有価証券取引における取引日から決済日までの間における実現為替損益、ならびにサブ・ファンドの帳簿に計上された配当金、利息および外国源泉徴収税の金額と、実際に受領または支払が行われた金額の米ドル相当額との差額から発生する。外貨建ての資産および負債の換算による未実現純利益（損失）は、為替相場の変動に伴う年度末の資産および負債（投資有価証券を含む。）の公正価値の変動から生じる。

e) 投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で計上される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で計算された費用を使用して決定される。配当金は配当落日に記録され、利息は発生主義で認識される。外国配当に係る源泉徴収税は、該当国の税制および税率に関するサブ・ファンドの理解に基づき引き当てられる。

f) デリバティブ契約

サブ・ファンドは、デリバティブ契約を公正価値で計上する。デリバティブ契約の公正価値における変動は、未実現損益として計上される。サブ・ファンドは、一般にデリバティブ契約の満了、終了または清算における実現損益を計上する。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

g) 公正価値 - 公正価値の階層

サブ・ファンドは、市場参加者が主要な市場または最も有利な市場において資産または負債の値付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて公正価値を決定する。公正価値測定において市場参加者の仮定を考慮する際、以下の公正価値の階層においては、観測可能なインプットと観測不能なインプットを区別しており、それらは以下のレベルのいずれかに分類される。

レベル1 - サブ・ファンドが入手可能である、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - 直接的または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット。かかるインプットは、(a) 活発な市場における類似の資産の相場価格、(b) 活発でない市場における同一もしくは類似の資産の相場価格、(c) 資産の観測可能な相場価格以外のインプット、または(d) 相関関係その他の方法により観察可能な市場データから主に得られた、もしくは裏付けられたインプットを含む場合がある。

レベル3 - 観測不能かつ公正価値測定全体に対して重要であるインプット。

評価技法および観測可能なインプットの入手可能性は、投資対象ごとに異なる可能性があり、投資の種類、投資が新規であり市場において未確立であるか否か、市場の流動性および当該取引に特有のその他の特性を含む幅広い様々な要因の影響を受ける。評価が、市場において観察可能とはいえない、または観察不能なモデルやインプットに基づく限りにおいて、公正価値の決定にはより多くの判断を必要とする。評価には本質的に不確実性を伴うため、かかる見積り価値は、当該投資対象を容易に取引できる市場が存在していたならば用いられたであろう価値を大幅に上回るまたは下回る可能性がある。したがって、サブ・ファンドが公正価値の決定において行使した判断の度合いは、レベル3に分類された投資について最も大きくなる。

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値の階層の異なるレベルに分類されることがある。このような場合、公正価値測定は、公正価値測定に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき、その全体が公正価値の階層において分類される。

h) 公正価値 - 評価技術およびインプット

サブ・ファンドは、公正価値を決定する際、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を用いる。サブ・ファンドが公正価値の決定に用いた評価技法は、市場アプローチまたは収益アプローチであると考えられている。

市場アプローチは、同一または類似の資産、負債または資産および負債のグループに係る市場取引により生じる価格およびその他の関連情報を利用した計測方法を含む。サブ・ファンドは、一般に上場証券の評価において市場アプローチを使用する。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

収益アプローチは、将来の予想される経済的利益（すなわち、純キャッシュ・フロー）の現在価値を測定する評価技法を含む。純キャッシュ・フローの見積りは、見積り経済残存耐用年数にわたる予測で、予想キャッシュ・フローに伴うリスクの水準に応じた割引率を使用して現在価値に割り引かれる。サブ・ファンドは、一般に店頭（OTC）デリバティブの評価において収益アプローチを利用する。

i) 株式

サブ・ファンドは、当該国の証券取引所で取引される株式を報告された最終売却価格で評価する。サブ・ファンドは、原則的に店頭株式市場で取引されている株式および当該日に売却が報告されていない上場有価証券を最終取引価格で評価する。株式は、活発に取引されており、かつ評価調整が適用されていない限りにおいて、公正価値の階層レベル1に分類される。活発でない市場で取引されている、または類似の金融商品を参照することにより評価されている株式は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

j) 先渡契約

サブ・ファンドは、先渡契約を契約条件（想定元本および契約期間を含む。）に基づき、為替相場または商品価格等の観測可能なインプットを用いて評価する。先渡契約は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

k) 所得税

ケイマン諸島の現行の法の下で、サブ・ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象にもならず、サブ・ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象とならない。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法第74条（2021年改訂）に従い免除サブ・ファンドとして登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、免除サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島総督により署名される、サブ・ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、サブ・ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるといふ旨の保証を申し込む権利を有する。受託会社は、かかる保証への申し込みを行い、かかる保証を取得した。

サブ・ファンドは、投資先であるその他の国々において課される税金の対象になることがある。当該税金は、一般に、獲得された投資収益および/または利益に基づく。税金は、収益および/または利益が獲得された時点において、純投資収益、純実現利益および純実現評価益（場合による。）に対して発生し、割り当てられる。

ケイマン諸島は、サブ・ファンドに対するまたはファンドによる支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

サブ・ファンドは、FASB ASC第740-10号「法人所得税」の規定の適用を受ける。かかる基準では、法人所得税の会計処理に関する一貫した基準を定めている。FASB ASC第740号において税務ポジションは、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する税務当局の審査の結果、当該ポジションが認められる可能性が認められない可能性を上回る場合にのみ、財務書類上認識される。

取締役は、その分析に基づき、かかる会計基準がサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと判断した。ただし、かかる会計基準に関する取締役の結論は、税法、規制およびそれらの解釈の継続的な分析および調整を含むが、これに限定されない要素に基づいて、後日、検討され調整されることがある。2024年2月29日に終了した年度において、支払利息または罰金のいずれも計上されていない。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドが多額の投資を行う地域として主要な税務管轄を特定している。管理会社は、未認識の税金負債の総額が報告日から12か月以内に、大幅に変動する合理的な可能性のあるポジションが存在するとは考えていない。

l) 未収申込金

申込みは、申込通知で請求された金額が確定した時点で資産として認識される。その結果、年度末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき年度末後に受領された申込みは、2024年2月29日現在の未収申込金に含まれている。受領した申込通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、申込金および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

m) 買戻しに係る未払金

買戻しは、買戻通知で請求された金額が確定した時点で負債として認識される。その結果、年度末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき年度末後に支払われた買戻しは、2024年2月29日現在の未払買戻額に含まれている。受領した買戻通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、買戻額および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

注3 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される総額8,011,843米ドルの手許現金を表す。2024年2月29日現在、制限付現金はなかった。

注4 公正価値測定

公正価値の階層

公正価値で記録されたサブ・ファンドの資産および負債は、注2におけるサブ・ファンドの重要な会計方針に記載された公正価値の階層に基づき分類されている。

以下の表は、2024年2月29日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの資産に関する情報を示したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
上場有価証券	391,359,003	-	-	391,359,003
外国為替予約取引	-	2,426	-	2,426
	391,359,003	2,426	-	391,361,429

以下の表は、2024年2月29日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの負債に関する情報を示したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
外国為替予約取引	-	(378,556)	-	(378,556)

当年度中、公正価値階層のレベル1、レベル2およびレベル3の間の移行はなかった。

注5 デリバティブ契約

サブ・ファンドは、通常の業務過程において、サブ・ファンドの取引活動に関連してデリバティブ契約を使用する。デリバティブ契約には、投資の全部または一部が失われることとなる追加的なリスクが伴う。サブ・ファンドのデリバティブ活動およびデリバティブ契約に対するエクスポージャーは、以下の主要な内在的リスクによって分類される。すなわち、金利リスク、信用リスクおよび外国為替リスクである。サブ・ファンドは、主要な内在的リスクに加えて、カウンターパーティが契約条項を遵守することができないことから生じる追加的なカウンターパーティ・リスクにもさらされている。

2024年2月29日現在の外国為替予約取引

サブ・ファンドは、ポートフォリオ通貨をヘッジするため、外国為替予約取引を締結する。

外国為替予約取引とは、売主が特定通貨を将来の特定の日に受け渡すことを合意する、特定通貨の特約日受渡に関する契約である。外国為替予約取引に関連するリスクには、カウンターパーティがそれぞれの契約の条項を遵守することができないリスクならびに公正価値および為替レートの変動リスクがある。

注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2024年2月29日現在の貸借対照表に記載される外国為替予約取引を示す。

取引日	決済日	通貨	売却する 想定元本	通貨	購入する 想定元本	未実現損失 (米ドル)	カウンター パーティ
2024年 2月6日	2024年 3月20日	EUR	32,248,235	USD	34,694,142	(230,773)	MUFJ Global Custody S.A.
2024年 2月6日	2024年 3月20日	GBP	15,424,451	USD	19,371,644	(141,741)	MUFJ Global Custody S.A.
2024年 2月9日	2024年 3月20日	EUR	1,710,495	USD	1,846,428	(6,042)	MUFJ Global Custody S.A.
					合計	(378,556)	
取引日	決済日	通貨	売却する 想定元本	通貨	購入する 想定元本	未実現利益 (米ドル)	カウンター パーティ
2024年 2月27日	2024年 3月20日	GBP	896,524	USD	1,136,613	2,426	MUFJ Global Custody S.A.
					合計	2,426	

以下の表は、サブ・ファンドのデリバティブの公正価値を、契約種類ごとに総額表示したものである。また以下の表は、2024年2月29日に終了した年度におけるデリバティブ契約による純利益／（損失）として損益計算書に含まれる純利益および純損失の額を、主要な原リスクごとに分類して特定している。

外国為替変動リスク	デリバティブ資産	デリバティブ負債	純実現損失	未実現損失の 純変動
外国為替予約取引	2,426	(378,556)	(325,888)	(613,399)

注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2024年2月29日現在に認識された金融資産および負債の総額ならびに国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約または類似の契約に基づき相殺される金額を示したものである。

	認識済資産総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約取引	2,426	-	2,426	-	-	2,426

	認識済負債総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約取引	(378,556)	-	(378,556)	378,556	-	-

注6 資本受益証券取引

a) 申込み

申込注文は、関連する取引日に管理事務代行会社によって受領されなければならない。管理会社の裁量により、取引日は変更される可能性があり、受益者全体または特定の場合に関して、追加の取引日が指定される可能性がある。管理会社が、純資産価額の決定を停止または延期した場合、翌取引日に決定される純資産価額が使用される。

受益証券の申込みの支払は、関連する取引日（同日を含まない。）から4営業日以内または管理会社（またはその受任者）がその単独の裁量により随時決定するその他の年度内に行われる。

受益証券の当初申込みおよび当初申込金の支払（米ドル）は、設定日までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。受益証券は、設定日に当初申込価格100.00米ドルで発行される。

受益証券の最低当初申込単位は、1口である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において受託会社の裁量により変更される可能性がある。

最低継続申込額は、口数申込みの場合、1口以上1口単位、金額申込みの場合、100.00米ドル以上0.01米ドル単位である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において管理会社の裁量により変更される可能性がある。

受益証券は、小数第3位までの端数で発行することができる（小数第3位に四捨五入）。

注6 資本受益証券取引（続き）

申込手数料またはその他の販売手数料は、サブ・ファンドによる取引のレベルでは発生しない。販売会社は、申込金額に加え、申込金額の3%（税抜）を上限とする販売手数料を投資者に課することができる。

b) 買戻し

設定日以降、受益者は、取消不能な通知（以下「買戻通知」という。）をファックス、電子メール、郵便またはその他の電子的手段により、取引日の受付終了時間までに管理事務代行会社へ送信することにより、取引日に受益証券の買戻しを行うことができる。

受益証券の買戻単位は、口数申込みの場合、1口以上、金額申込みの場合0.001口以上である。

買戻に関する受益証券1口当たりの買戻価格は、管理事務代行会社が買戻通知を処理する取引日に米ドルで決定される受益証券1口当たり純資産価格に等しい。かかる時間内に受領した有効かつ完全な買戻通知は、通常かかる取引日時点において上記の買戻価格で処理される。所定の取引日に関して計算された純資産価額によっては、受益証券の買戻価格が、申込時に当該受益証券について支払われた価格を上回るかまたは下回る可能性がある。管理事務代行会社は、関連する評価日（同日を含まない。）から4営業日後に買戻金を米ドルで全額支払う。

2024年2月29日現在、サブ・ファンドは2種類のクラスの議決権付受益証券から構成されている。

・米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、原則として外国為替予約取引を行わない。

・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、外国為替変動リスクの低減を図るために、（原則として）米ドル以外の通貨建て資産に対して、為替ヘッジを行うことを目的として、外国為替予約取引を行う。

2024年2月29日に終了した年度における資本受益証券取引は、以下のとおりである。

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
期首現在受益証券	1,393,321.900	1,641,043.380
発行された受益証券	719,999.001	663,771.229
買い戻された受益証券	(899,953.304)	(869,237.297)
2024年2月29日現在受益証券	<u>1,213,367.597</u>	<u>1,435,577.312</u>

当年度中、受益者に対する分配は行われなかった。

注7 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

サブ・ファンドの設立準備費用として5,000米ドルの一回だけの設立費用が管理事務代行会社により課される。

管理事務代行会社（名義書換事務代行会社として提供される役務を含む。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づく以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、月額5,500米ドルの最低報酬を条件として、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドル以下の部分	年率0.08%
5億米ドルを超えて10億米ドル以下の部分	年率0.07%
10億米ドルを超える部分	年率0.06%

保管会社は、サブ・ファンドの資産から保管契約に別途定める報酬料率に記載される合意済みの市場毎の取引手数料および資産ベースの報酬を受け取り、適切に負担した立替費用（もしあれば）の返金を受けることができる。当該報酬は毎月支払われる。

2024年2月29日現在、管理事務代行会社および保管会社に支払われるべき131,270米ドルの残高がある。2024年2月29日に終了した年度について支払われた管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬の金額は、損益計算書の「管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬」に反映されている。

注8 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、投資運用会社、投資顧問会社、管理会社、代行協会員および販売会社をサブ・ファンドの関連当事者とみなしている。関連当事者から支払われるべき金額および関連当事者に支払われるべき金額は、通常の業務過程において正式な支払条件なしに決済される。関連当事者との取引の詳細は、以下のとおりである。

a) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2024年2月29日現在、投資運用会社に支払われるべき1,028,803米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2024年2月29日に終了した年度について支払われた投資運用報酬の金額は、損益計算書の「投資運用報酬」に反映されている。

注8 関連当事者との取引（続き）

b) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2024年2月29日現在、投資顧問会社に支払われるべき159,182米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2024年2月29日に終了した年度について支払われた投資顧問報酬の金額は、損益計算書の「投資顧問報酬」に反映されている。

c) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2024年2月29日現在、管理会社に支払われるべき484,268米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2024年2月29日に終了した年度について支払われた管理報酬の金額は、損益計算書の「管理報酬」に反映されている。

d) 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2024年2月29日現在、代行協会員に支払われるべき486,896米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2024年2月29日に終了した年度について支払われた代行協会員報酬の金額は、損益計算書の「代行協会員報酬」に反映されている。

e) 販売報酬

販売会社は、関連する販売会社が販売した受益証券に帰属する部分に係るサブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2024年2月29日現在、販売会社に支払われるべき419,547米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2024年2月29日に終了した年度について支払われた販売報酬の金額は、損益計算書の「販売報酬」に反映されている。

注9 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2024年2月29日現在、受託会社に支払われるべき35,297米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2024年2月29日に終了した年度について支払われた受託報酬の金額は、損益計算書の「受託報酬」に反映されている。

注10 投資リスク

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、これらは以下に限定されるものではない。

外国為替変動リスク

米ドル建 為替ヘッジなしクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

しかしながら、当クラスにおいて外国為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドが投資している有価証券の通貨が米ドルに対して強くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格が上がる可能性がある。逆に、投資している有価証券の通貨が米ドルに対して弱くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は低下することがある。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

その上で、当クラスにおいて原則として外国為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図る。しかしながら、完全に為替変動リスクを排除することはできない。

当クラスが外国為替ヘッジを行う通貨の金利が、米ドル金利よりも高い場合には、当クラスにこの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意のこと。

円貨からの投資に伴う外国為替変動リスク

当初円貨からサブ・ファンドの各クラス受益証券に投資した場合には、米ドル建ての受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、為替相場の変動によっては買戻時の円貨受取額が円貨での当初投資金額を下回ることがある。

株価変動リスク

サブ・ファンドが投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動することがある。株式の価格が変動すれば受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる可能性がある。

注10 投資リスク（続き）

信用リスク

サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。

為替レートリスク

受益証券は米ドル建てである。これにより、投資者の金融活動が主に米ドル以外の通貨または通貨単位（米ドルを含む。）（以下「投資者通貨」という。）建てである場合、通貨換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替相場が大幅に変動する可能性がある（米ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。）リスクおよび米ドルまたは投資者通貨（場合による。）の管轄当局が為替管理を行うまたは変更する可能性があるリスクが含まれる。米ドルに対する、投資者通貨の価値の上昇により、（a）投資者通貨における純資産価額および1口当たり純資産価格に相当する価値ならびに（b）投資者通貨における支払われるべき分配金（もしあれば）に相当する価値が下落する。

金利リスク

金利リスクは、金利の変動が、将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があることから生ずる。

サブ・ファンドの資産および負債の大半は、無利息であり、かつ、主として金利リスクにさらされていない。余剰の現金および現金等価物はすべて銀行に預けられている。したがって、経営陣は、サブ・ファンドが主として重大な金利リスクにさらされていないと考えており、関連する感応度解析は本財務書類に記載されていない。

流動性リスク

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産を受け渡すことで決済される金融負債に係る債務を履行する際にサブ・ファンドが困難に直面するリスクをいう。流動性リスクに対するエクスポージャーは、サブ・ファンドが予想より早く債務の弁済を要求される可能性があることから生ずる。サブ・ファンドの方針は、通常の運用要件を満たすために十分な現金および現金等価物を維持することである。

注11 財務ハイライト

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
受益証券1口当たり運用実績：		
2023年3月1日現在純資産価額	123.10	126.82
運用からの利益：		
投資純損失	(0.65)	(0.45)
投資活動による実現および未実現純利益	25.02	24.85
運用からの合計	24.37	24.40
2024年2月29日現在純資産価額	147.47	151.22
トータル・リターン：		
成功報酬前のトータル・リターン	19.80%	19.24%
成功報酬	-	-
成功報酬後のトータル・リターン	19.80%	19.24%
平均純資産に対する比率：		
成功報酬控除後費用	2.31%	1.57%
成功報酬	-	-
投資純損失	(0.48)%	(0.33)%

サブ・ファンドが支払うべき成功報酬はない。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものであり、年率に換算されていない。各受益者の財務ハイライトは、異なる手数料体系および資本受益証券取引の時期により上記とは異なる場合がある。

注12 後発事象

経営陣は、本財務書類の発行が可能となった2024年8月21日までのサブ・ファンドに関する後発事象を評価し、以下の開示事象を除き、本財務書類の開示に関する後発事象は生じていないと判断している。

2024年3月1日から2024年8月21日までの期間において、サブ・ファンドは、米ドル建 為替ヘッジなしクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスについて、19,538,203米ドルの申込みが行われ、また、(28,549,065)米ドルの買戻可能受益証券の買戻しが行われた。

注13 財務書類の承認

本財務書類は、2024年8月21日に承認され、発行が認められた。

[次へ](#)

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT FEBRUARY 29, 2024

	USD
ASSETS	
Cash and cash equivalents (Note 3)	8,011,843
Securities at fair value (cost: USD 309,864,714) (Note 4)	391,359,003
Receivable for subscriptions	942,014
Derivative contracts, at fair value (notional value: USD 896,524) (Notes 4 and 5)	2,426
Dividends receivable	153,162
Other assets	1,209
Due from broker	24
Total Assets	400,469,681
LIABILITIES	
Payable for redemptions	(1,271,585)
Derivative contracts, at fair value (notional value: USD 49,383,182) (Notes 4 and 5)	(378,556)
Accrued expenses	(2,787,951)
Total Liabilities	(4,438,092)
TOTAL NET ASSETS (Note 6)	396,031,589
UNITS OUTSTANDING	
USD denominated unhedged class	1,213,367.597
USD denominated hedged class	1,435,577.312
NET ASSET VALUE PER UNIT	
USD denominated unhedged class	147.47
USD denominated hedged class	151.22

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2024

	USD
<hr/>	
INVESTMENT INCOME	
Dividends, net of foreign withholding taxes of USD 1,331,891	5,443,659
Other income	317,528
Total Income	<hr/> 5,761,187
EXPENSES	
Administration, transfer agent and custodian fees (Note 7)	(485,311)
Investment management fee (Note 8)	(2,480,575)
Investment advisory fee (Note 8)	(1,098,722)
Management fee (Note 8)	(420,967)
Agent Company fee (Note 8)	(191,349)
Distribution fee (Note 8)	(2,486,298)
Trustee fee (Note 9)	(38,270)
Other fees	(6,982)
Professional fees	(70,644)
Subscription tax	(546)
Total Expenses	<hr/> (7,279,664)
NET INVESTMENT LOSS	(1,518,477)
REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS) FROM INVESTMENTS AND FOREIGN CURRENCY	
Net realized gain on investments	15,024,607
Net realized loss on forward foreign exchange contracts	(325,888)
Net realized loss on foreign currency transactions	(731,791)
Net unrealized gain on investments	56,409,285
Net unrealized loss on forward foreign exchange contracts	(613,399)
Net unrealized loss on foreign currency translation of other assets and liabilities	(3,121)
Net gain from investments and foreign currency	<hr/> 69,759,693
NET (DECREASE)/INCREASE IN NET ASSET FROM OPERATIONS	68,241,216

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2024

	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	379,630,863
NET (DECREASE)/INCREASE IN NET ASSET FROM OPERATIONS	68,241,216
CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	
Subscriptions for USD denominated unhedged class	99,161,947
Subscriptions for USD denominated hedged class	93,308,428
Redemptions for USD denominated unhedged class	(123,264,571)
Redemptions for USD denominated hedged class	(121,046,294)
NET DECREASE IN NET ASSETS RESULTING FROM CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	(51,840,490)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	396,031,589

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenSTATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2024

	USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES	
Net increase in net assets resulting from operations	68,241,216
ADJUSTMENTS TO RECONCILE NET CHANGE IN NET ASSETS RESULTING FROM OPERATIONS TO NET CASH USED IN OPERATING ACTIVITIES:	
Net realized gain on investments	(15,024,607)
Net realized loss on foreign currency transactions	731,791
Net unrealized gain on investments	(56,409,285)
Net unrealized loss on forward foreign exchange contracts	613,399
Net unrealized loss on foreign currency translation of other assets and liabilities	3,121
Purchases of securities	(57,341,465)
Proceeds from sales of securities	110,735,650
CHANGES IN OPERATING ASSETS AND LIABILITIES	
Dividends Receivable	35,808
Due from brokers	137
Other assets	2,643,228
Accrued expenses and other liabilities	(282,049)
NET CASH PROVIDED BY OPERATING ACTIVITIES	53,946,944
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES	
Proceeds from issuance of units	192,274,946
Payments for redemption of units	(244,836,379)
NET CASH USED IN FINANCING ACTIVITIES	(52,561,433)
NET INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	1,385,511
CASH AND CASH EQUIVALENTS, BEGINNING OF THE YEAR	6,626,332
CASH AND CASH EQUIVALENTS, END OF THE YEAR	8,011,843

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024

NOTE 1

GENERAL

Sophos Cayman Trust II (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Bank and Trusts Companies Act (2021 Revision) of the Cayman Islands dated 5 February 2019 executed by Bridgestream Corporate Trustees Limited (the "Trustee") (Previously known as Crestbridge Cayman Corporate Trustees Limited) and FundLogic (Jersey) Limited (the "Manager"). The Fund commenced operations on April 5, 2019. The Trust is registered with Cayman Islands Monetary Authority under the Cayman Islands Mutual Funds Act on February 12, 2019.

The Trust is an open-ended umbrella unit trust, offering the USD denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open (the "Sub-Trust") whose objective is to seek mid to long term capital appreciation through investment in world equities issued by premium companies. Other than the Sub-trust, the Trust also incepted Marathon Emerging Market Bond Fund.

The Sub-Trust will be terminated on February 28, 2029 but may be extended by the Manager in consultation with the Trustee; or by Sub-Trust Resolution of the unitholders with the consent of the Trustee and the Manager.

The financial period end for the Sub-Trust is the last business day of February each year. The Sub-Trust's first financial period ended on February 28, 2020.

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

a) Basis of presentation

The financial statements are expressed in United States dollars ("USD") and have been prepared in accordance with United States generally accepted accounting principles (GAAP). The Sub-Trust is an investment company and follows the accounting and reporting guidance in the Financial Accounting Standard Board's ("FASB") Accounting Standards Codification (ASC) Topic 946, *Financial Services - Investment Companies*.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

b) Use of estimates

Preparing financial statements in accordance with GAAP requires management to make estimates and assumptions that could materially affect the amounts reported in the financial statement and related notes. Actual results could differ from those estimates.

c) Cash and cash equivalents

Cash represents cash on hand held at financial institutions. Cash equivalents include short-term, highly liquid investments of sufficient credit quality that are readily convertible to known amounts of cash and have original maturities of three months or less. Cash equivalents are carried at cost, plus accrued interest, which approximates fair value. Cash equivalents are held to meet short-term liquidity requirements, rather than for investment purposes. Management defines cash held as collateral should be classified as restricted. As at February 29, 2024, the cash and cash equivalent amounts to US\$ 8,011,843 and there was no restricted cash.

d) Foreign currency translation

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Transactions denominated in foreign currencies, including purchases and sales of investments and income and expenses, are translated into USD amounts on the date of those transactions. Adjustments arising from foreign currency transactions are reflected in the statement of operations.

The Sub-Trust isolates that portion of the results of operations arising from the effect of changes in foreign exchange rates on investments from fluctuations arising from changes in market prices of investments held.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Reported net realized gain (loss) from foreign currency transactions arises from sales of portfolio securities; sales of foreign currencies; currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions; and the difference between the amounts of dividends, interest, and foreign withholding taxes recorded on the Sub-Trust's books and the U.S. dollar equivalent of the amounts actually received or paid. Net unrealized gain (loss) from translation of assets and liabilities in foreign currencies arises from changes in the fair values of assets and liabilities, including securities, at the end of the year resulting from changes in exchange rates.

e) Investment transactions and related investment income

Investment transactions are accounted for on a trade-date basis. Realized gains and losses on investment transactions are determined using cost calculated on first in first out basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date and interest is recognized on an accrual basis. Withholding taxes on foreign dividends have been provided for in accordance with the Sub-Trust's understanding of the applicable country's tax rules and rates.

f) Derivatives Contracts

The Sub-Trust records derivative contracts at fair value. Changes in the fair value of derivative contracts are recorded as unrealized gains and losses. The Sub-Trust generally records a realized gain or loss on the expiration, termination, or settlement of a derivative contract.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

g) Fair value - Hierarchy of fair value

The Sub-Trust determines fair value based on assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability in the principal or most advantageous market. When considering market participant assumptions in fair value measurements, the following fair value hierarchy distinguishes between observable and unobservable inputs, which are categorized in one of the following levels:

Level 1 - Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Sub-Trust is able to access.

Level 2 - Inputs, other than quoted prices included in Level 1, which are observable either directly or indirectly. These inputs may include (a) quoted prices for similar assets in active markets, (b) quoted prices for identical or similar assets in markets that are not active, (c) inputs other than quoted prices that are observable for the asset, or (d) inputs derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

Level 3 - Inputs that are unobservable and significant to the entire fair value measurement.

The availability of valuation techniques and observable inputs can vary from investment to investment and are affected by a wide variety of factors, including the type of investment, whether the investment is new and not yet established in the marketplace, the liquidity of markets, and other characteristics particular to the transaction. To the extent that valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, determining fair value requires more judgment. Because of the inherent uncertainty of valuation, those estimated values may be materially higher or lower than the values that would have been used had a ready market for the investments existed. Therefore, the degree of judgment exercised by the Sub-Trust in determining fair value is greatest for investments categorized in Level 3.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

In some circumstances, the inputs used to measure fair value might be categorized within different levels of the fair value hierarchy. In those instances, the fair value measurement is categorized in its entirety in the fair value hierarchy based on the lowest-level input that is significant to the fair value measurement.

h) Fair value - Valuation techniques and inputs

When determining fair value, the Sub-Trust uses valuation techniques that maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs. The valuation techniques used by the Sub-Trust to determine fair value are considered to be market or income approaches.

The market approach includes valuation techniques that use prices and other relevant information generated by market transactions involving identical or comparable assets, liabilities, or a group of assets and liabilities. The Sub-Trust generally uses the market approach to value exchange-traded securities.

The income approach includes valuation techniques that measure the present value of anticipated future economic benefits (i.e., net cash flows). The estimated net cash flows are forecast over the expected remaining economic life and discounted to present value using a discount rate commensurate with the level of risk associated with the expected cash flows. The Sub-Trust generally uses the income approach to value over-the-counter (OTC) derivatives.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

i) Equity securities

The Sub-Trust values equity securities that are traded on a national securities exchange at their last reported sales price. The Sub-Trust generally values equity securities traded in OTC markets and listed securities for which no sale was reported on that date at last traded price. To the extent that equity securities are actively traded, and valuation adjustments are not applied, they are categorized in Level 1 of the fair value hierarchy. Equity securities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

j) Forward contracts

The Sub-Trust values forward contracts based on the terms of the contract (including the notional amount and contract duration) and using observable inputs, such as currency exchange rates or commodity prices. Forward contracts are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy.

k) Income taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, the Sub-Trust is not subject to any income, estate, transfer, sales or other taxes, and distributions by the Sub-Trust is not subject to any withholding or other tax.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

The Sub-Trust has been registered as an exempted Sub-Trust pursuant to section 74 of the Bank and Trust Companies Act (2021 Revision) of the Cayman Islands. Although there is currently no Cayman Islands legislation that would impose taxation, the trustee of an exempted Sub-Trust is entitled to apply for an undertaking signed by the Governor-in- Cabinet of the Cayman Islands to the effect that for a period of fifty years from the date of creation of the Sub-Trust, notwithstanding any change in the legislation, the Sub-Trust will benefit from an exemption from any tax or duty that might be levied in the future on income or on capital gains. The Trustee applied for and obtained such undertaking.

The Sub-Trust may be subject to taxes imposed in other countries in which it invests. Such taxes are generally based on investment income and/or gains earned. Taxes are accrued and applied to net investment income, net realized gains and net realized appreciation as applicable, as the income and/or gains are earned.

The Cayman Islands are not party to a double tax treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Sub-Trust.

The Sub-Trust is subject to the provisions of FASB ASC 740-10, Income Taxes. This standard establishes consistent thresholds as it relates to accounting for income taxes. Under FASB ASC 740, a tax position can be recognized in the financial statements only when it is more likely than not that the position will be sustained upon examination by the relevant taxing authority based on the technical merits of the position.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 2

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Based on its analysis, the Directors have determined that this accounting standard did not have a material impact on The Sub-Trust's financial statements. However, the Directors' conclusions regarding this accounting standard may be subject to review and adjustment at a later date based on factors including, but not limited to, on-going analyses of and changes to tax laws, regulations and interpretations thereof. No interest expense or penalties have been assessed for the year ended February 29, 2024.

The Sub-Trust identifies its major tax jurisdictions as those where The Sub-Trust makes significant investments. The Manager does not believe there are positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax liabilities will materially change within twelve months of the reporting date.

l) Subscriptions receivable

Subscriptions are recognized as assets when the amount requested in the subscription notices becomes fixed. As a result, subscription received after the end of the year, based on the net asset value of the Sub-Trust at year end, are included in subscription receivable at February 29, 2024. Subscription notices received for which the dollar amount is not fixed remain in net assets until the net asset value used to determine the subscription and unit amounts are determined.

m) Payable for redemptions

Redemptions are recognized as liabilities when the amount requested in the redemption notices becomes fixed. As a result, redemptions paid after the end of the year, based on the net asset values of the Sub-Trust at year end, are included in redemptions payable at February 29, 2024. Redemption notices received for which the dollar amount is not fixed remain in net assets until the net asset value used to determine the redemption and unit amounts are determined.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 3 CASH AND CASH EQUIVALENTS

Cash represents cash on hand held at financial institutions amounting to USD 8,011,843. There is no restricted cash as at February 29, 2024.

NOTE 4 FAIR VALUE MEASUREMENTS

Fair value hierarchy

The Sub-Trust's assets and liabilities recorded at fair value have been categorized based on a fair value hierarchy as described in the Sub-Trust's significant accounting policies in note 2.

The following table presents information about the Sub-Trust's assets measured at fair value as at February 29, 2024:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Listed shares	391,359,003	-	-	391,359,003
Forward foreign exchange contracts	-	2,426	-	2,426
	391,359,003	2,426	-	391,361,429

The following table presents information about the Sub-Trust's liabilities measured at fair value as at February 29, 2024:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Forward foreign exchange contracts	-	(378,556)	-	(378,556)

There has been no transfer among Level 1, Level 2 and Level 3, in the fair value hierarchy during the year.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 5 DERIVATIVES CONTRACTS

In the normal course of business, the Sub-Trust uses derivative contracts in connection with its trading activities. Derivative contracts are subject to additional risks that can result in a loss of all or part of an investment. The Sub-Trust's derivative activities and exposure to derivative contracts are classified by the following primary underlying risks: interest rate, credit and foreign exchange. In addition to its primary underlying risks, the Sub-Trust is also subject to additional counterparty risk due to inability of its counterparties to meet the terms of their contracts.

Forward foreign exchange contracts as at February 29, 2024

The Sub-Trust enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of portfolio currency hedging.

Forward foreign exchange contracts are agreements for delayed delivery of specific currencies in which the seller agrees to make delivery at a specified future date of specified currencies. Risks associated with forward foreign exchange contracts are the inability of counterparties to meet the terms of their respective contracts and movements in fair value and exchange rates.

The following tables identify the forward foreign exchange contracts included in the statement of assets and liabilities at February 29, 2024.

Trade date	Settlement date	CCY	Notional value to sell	CCY	Notional value to purchase	Unrealized loss (in USD)	Counterparty
February 6, 2024	March 20, 2024	EUR	32,248,235	USD	34,694,142	(230,773)	MUFJ Global Custody S.A.
February 6, 2024	March 20, 2024	GBP	15,424,451	USD	19,371,644	(141,741)	MUFJ Global Custody S.A.
February 9, 2024	March 20, 2024	EUR	1,710,495	USD	1,846,428	(6,042)	MUFJ Global Custody S.A.
TOTAL						(378,556)	

Trade date	Settlement date	CCY	Notional value to sell	CCY	Notional value to purchase	Unrealized gain (in USD)	Counterparty
February 27, 2024	March 20, 2024	GBP	896,524	USD	1,136,613	2,426	MUFJ Global Custody S.A.
TOTAL						2,426	

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 5 DERIVATIVES CONTRACTS (continued)

The following table reflects the fair value of the Sub-Trust's derivatives presented gross by contract type. The table also identifies the net gain and loss amounts included in the statement of operations as net gain/(loss) from derivative contracts, categorized by primary underlying risk, for the year ended February 29, 2024.

	Derivative assets	Derivative liabilities	Net realized loss	Net change in unrealized loss
Foreign exchange fluctuation risk				
Forward foreign exchange contracts	2,426	(378,556)	(325,888)	(613,399)

The following table reflects gross financial assets and liabilities recognized at February 29, 2024 and the amounts being offset pursuant to the International Swaps and Derivatives Association Master Agreements, or similar arrangements.

	Gross amount of recognized assets	Gross amount offset in the statement of asset and liabilities	Net amount of recognized assets in the statements of asset and liabilities	Gross amount not offset in the statement of assets and liabilities		
				Financial instruments	Cash collateral received	Net amount
Forward foreign exchange contracts	2,426	-	2,426	-	-	2,426

	Gross amount of recognized liabilities	Gross amount offset in the statement of asset and liabilities	Net amount of recognized assets in the statements of asset and liabilities	Gross amount not offset in the statement of assets and liabilities		
				Financial instruments	Cash collateral received	Net amount
Forward foreign exchange contracts	(378,556)	-	(378,556)	378,556	-	-

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 6 CAPITAL UNIT TRANSACTIONS

a) Subscriptions

Subscription must be received by the Administrator on the relevant dealing day. At the discretion of the Manager, dealing days may be changed, and additional dealing days may be designated either with respect to unitholders generally or with respect to a specific case. In the event the Manager has suspended or postponed the determination of net asset value, the net asset value determined at the next dealing day will be utilized.

Payments for units subscribed for should be made no later than four business days from and excluding the relevant dealing day or such other year as the Manager (or its Delegate) may, in its sole discretion, determine from time to time

The initial subscription of Units and payment of initial subscription monies (in USD) must be received by the Administrator no later than the Initial Closing Date. Units will be issued on the Initial Closing Date at the Initial Issue Price of USD 100.00.

The minimum initial subscription amount for Units is one (1) Unit. Subject to applicable law, these minimum subscription amounts may be changed in the discretion of the Trustee, either generally or in specific cases.

The minimum additional subscription amount is one (1) Unit in multiples of one (1) Unit in the case of unit based subscriptions and USD 100.00 and in multiples of USD 0.01 in the case of US Dollar based subscriptions. Subject to any applicable law, these minimum subscription amounts may be changed in the discretion of the Manager, either generally or in specific cases.

Units may be issued in fractions up to three decimal places (rounded naturally).

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 6 CAPITAL UNIT TRANSACTIONS (continued)

No subscription fee or other sales charge will be payable, at the level of the Sub-Trust's transaction. Distributor may charge sales charge up to 3% (exclusive of tax) of the subscription amount from investors in addition to the subscription amount.

b) Redemptions

On or after the initial closing date, unitholders may redeem their units on any dealing day by transmitting an irrevocable notice (the "redeem notice") by facsimile, e-mail, mail or other electronic means to the administrator prior to the cut-off time on a dealing day.

The minimum number of units that may be redeemed is one unit in the case of unit based redeem and 0.001 unit in case of US Dollar based redeem.

The redeem price per unit in respect of redeem will be equal to the net asset value per unit determined in USD on the dealing day when the redeem notice is processed by the administrator. Valid and complete redeem notices received within this time frame are normally processed as of such dealing day at the redeem price as stated above. Depending on the net asset value calculated with respect to a given dealing day, the redeem price of units may be higher or lower than the price paid for such units at the time of subscription. Payment of the repurchase proceeds will be made in full by the administrator in USD, four business days after and excluding the relevant valuation day.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 6 CAPITAL UNIT TRANSACTIONS (continued)

As at February 29, 2024, the Sub-Trust is made up of two classes of units with voting right:

- USD denominated unhedged class

At the level of the class, foreign exchange forward contracts will not be executed as a matter of principles.

- USD denominated USD hedged class

At the level of the class, as a way of seeking to reduce foreign exchange fluctuation risk, foreign exchange forward transactions for the purpose of hedging will be executed (in principle), against the assets denominated in currencies other than USD.

Transactions in capital units during the year ended February 29, 2024 were as follows:

	<i>USD denominated unhedged class</i>	<i>USD denominated hedged class</i>
Number of units at the beginning of the year	1,393,321.900	1,641,043.380
Number of units issued	719,999.001	663,771.229
Number of units redeemed	(899,953.304)	(869,237.297)
Number of units as at February 29, 2024	<u>1,213,367.597</u>	<u>1,435,577.312</u>

There was no distribution to units' holders during the year.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 7

ADMINISTRATION, TRANSFER AGENT AND CUSTODIAN FEES

A onetime set-up cost fee of USD 5,000 will be charged by the Administrator for the purpose of onboarding the Sub-Trust.

The Administrator (including the service provided by the Transfer Agent) is entitled to receive a fee at the rate set out in the table below based on the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears, subject to a minimum fee of USD 5,500 per month.

Net Asset Value of the Sub-Trust	Fee rate applicable
Portion of USD 500 million or less	0.08% p.a.
Portion of more than USD 500 million and USD 1 billion or less	0.07% p.a.
Portion of more than USD 1 billion	0.06% p.a.

The Custodian is entitled to be paid agreed upon transaction charges, asset-based charges depending on each market and (if any) to recover properly vouched out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust, as specified in a separate Fee Schedule set out in the Custody Agreement. Such fee is payable monthly.

At February 29, 2024, there is a balance of USD 131,270 due to the Administrator and Custodian. For the year ended February 29, 2024, the amount of Administration, Transfer Agent and Custodian fees paid is reflected in the statement of operations under “Administration, transfer agent and custodian fees”.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 8 RELATED-PARTY TRANSACTIONS

The Sub-Trust considers The Investment Manager, the Investment Advisor, the Manager, the Agent Company and its Distributors to be a related party to the Sub-Trust. Amounts due from and due to related parties are generally settled in the normal course of business without formal payment terms. Details of related party transactions are as follows;

a) Investment management fee

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.65% p.a. of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 29, 2024, there is a balance of USD 1,028,803 due to the Investment Manager reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 29, 2024, the amount of Investment management fee paid is reflected in the statement of operations under “Investment management fee”.

b) Investment advisory fee

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.25% p.a. of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 29, 2024, there is a balance of USD 159,182 due to the Investment Advisor reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 29, 2024, the amount of Investment advisory fee paid is reflected in the statement of operations under “Investment advisory fee”.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 8 RELATED-PARTY TRANSACTIONS (continued)

c) Management fee

The Manager is entitled to receive a fee equivalent to 0.11% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 29, 2024, there is a balance of USD 484,268 due to the Manager reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 29, 2024, the amount of Management fee paid is reflected in the statement of operations under “Management fee”.

d) Agent company fee

The Agent Company is entitled to receive a fee equivalent to 0.05% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 29, 2024, there is a balance of USD 486,896 due to the Agent Company reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 29, 2024, the amount of Agent Company fee paid is reflected in the statement of operations under “Agent Company fee”.

e) Distribution fee

Each distributor is entitled to receive a fee of 0.65% p.a. of the portion of the net asset value of the Sub-Trust attributable to Units sold by the relevant Distributor, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 8 RELATED-PARTY TRANSACTIONS (continued)

At February 29, 2024, there is a balance of USD 419,547 due to the Distributor reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 29, 2024, the amount of Distribution fee paid is reflected in the statement of operations under “Distribution fee”.

NOTE 9 TRUSTEE FEE

The Trustee is entitled to receive a fee equivalent to 0.01% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day based on the net asset value as of the business day which is immediately prior to the relevant valuation day during such quarter and payable quarterly in arrears.

At February 29, 2024, there is a balance of USD 35,297 due to the Trustee reflected in the statement of assets and liabilities under “Accrued expenses”. For the year ended February 29, 2024, the amount of Trustee fee paid is reflected in the statement of operations under “Trustee fee”.

NOTE 10 INVESTMENT RISKS

The following are principal risk factors and considerations which are not limited to the below.

Foreign exchange fluctuation risk

USD denominated unhedged class

The Sub-Trust invests in assets denominated in various currencies.

However, at the class level foreign exchange hedging will not be conducted. Therefore, if the issuing currency of securities in which the Sub-Trust is investing becomes stronger against USD, the net asset value per unit of the class may increase. In opposite, if the issuing currency becomes weaker against USD, the net asset value per unit of the class may decline.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 10 INVESTMENT RISKS (continued)

USD denominated USD hedged class

The Sub-Trust invests in assets denominated in various currencies.

In addition, foreign exchange hedging will be executed to the class as a matter of principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated.

If the interest rate of currency in which the class conducts foreign exchange hedging is higher than the USD interest rate, please note that the class will incur the cost of hedging equivalent to the difference between those interest rates.

Foreign exchange fluctuation risk associated with investment from Japanese Yen (JPY)

In case of investing initially in the Unit of each class of the Sub-Trust from Japanese Yen, the JPY amount received upon repurchase of the Units may be less than the JPY amount invested initially due to the fluctuations in the currency market, even if the net asset value per unit of the Sub-Trust does not decline in terms of USD.

Equities Price Fluctuation Risk

A price of an equity invested through the Sub-Trust may fluctuate under the influence of domestic and international politics, economic situation or performance results of an issuer or supply-demand balance of the market or others. The net asset value per unit may vary as a result of the fluctuation of the equity price.

Credit Risk

The net asset value per unit may decline and cause a loss as a result of bankruptcy, or deterioration of financial conditions or the credit status of the issuer of the securities in which the Sub-Trust invests.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 10 INVESTMENT RISKS (continued)

Exchange Rate Risk

The units are denominated in USD. This presents certain risks relating to currency conversion if an investor's financial activities are denominated principally in a currency or currency unit (including USD) (the "Investor's Currency") other than USD. These include the risk that exchange rates may significantly change (including changes due to devaluation of USD or revaluation of the Investor's Currency) and the risk that authorities with jurisdiction over USD or the Investor's Currency, as the case may be, may impose or modify exchange controls. An increase in the value of the Investor's Currency against USD would decrease (a) the Investor's Currency equivalent value of the Net Asset Value and net asset value per unit and (b) the Investor's Currency equivalent value of the distributions payable (if any).

Interest Rate Risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect future cash flows or the fair values of financial instruments.

The majority of the Sub-Trust's assets and liabilities are non-interest bearing nor are predominately exposed to interest rate risk. Any excess cash and cash equivalents are deposited with banks. Accordingly, the Management considers the Sub-Trust not to be predominantly exposed to significant interest rate risk and the related sensitivity analysis is not presented in these financial statements.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity OpenNOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 10 INVESTMENT RISKS (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Sub-Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Exposure to liquidity risk arises because of the possibility that the Sub-Trust could be required to pay its liabilities earlier than expected. The Sub-Trust's policy is to maintain sufficient cash and cash equivalents to meet normal operating requirements.

NOTE 11 FINANCIAL HIGHLIGHTS

	<i>USD denominated unhedged class</i>	<i>USD denominated hedged class</i>
Per share operating performance:		
Net asset value as at March 1, 2023	123.10	126.82
Income from operations:		
Net investment loss	(0.65)	(0.45)
Net realized and unrealized gain on investment activities	25.02	24.85
Total from operations	24.37	24.40
Net asset value as at February 29, 2024	147.47	151.22
Total return:		
Total return before performance fee	19.80%	19.24%
Performance fee	-	-
Total return after performance fee	19.80%	19.24%
Ratio to average net assets:		
Expenses net of performance fee	2.31%	1.57%
Performance fee	-	-
Net investment loss	(0.48)%	(0.33)%

There is no performance fee chargeable to the Sub-Trust.

The financial highlights are calculated for each unit class taken as a whole and are not annualized. An individual unitholder's financial highlights may vary from the above based on different fee arrangement and on the timing of capital unit transactions.

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan
Stanley Global Premium Equity Open

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2024 (continued)

NOTE 12 SUBSEQUENT EVENTS

The management has evaluated subsequent events for the Sub-Trust through August 21, 2024, the date the financial statements were available to be issued, and has concluded that there are no subsequent events relevant for financial statement disclosure other than disclosed below.

For the period from March 1, 2024 to August 21, 2024, the Sub-Trust received subscriptions of USD 19,538,203 and paid redemption of USD (28,549,065) of the redeemable units from Hedged and Unhedged Class.

NOTE 13 APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorized for issue on August 21, 2024.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年6月末日現在)

資産総額		412,891,977.66米ドル	59,790,887,285円
負債総額		4,831,863.73米ドル	699,702,187円
純資産価額（ ）		408,060,113.93米ドル	59,091,185,098円
発行済口数	米ドル建 米ドルヘッジクラス	1,215,767.521口	
	米ドル建 為替ヘッジなしクラス	1,299,222.880口	
1口当たり純資産価格	米ドル建 米ドルヘッジクラス	163.27米ドル	23,643円
	米ドル建 為替ヘッジなしクラス	161.30米ドル	23,358円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席している全ての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席している全ての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席している全ての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席している全ての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、全てのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき適式に招集され開催された全てのサブ・ファンドの受益者による集会において、挙手によりかかる集会で投票する受益者の投票総数の4分の3以上の多数により、もしくは投票が適式に要求された場合、かかる投票で投じられた票数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2025年6月末日現在）

払込済資本金の額 1,025,000英ポンド（約2億352万円）

発行済株式総数 1,025,000株

管理会社は、追加の株式を発行するために、授權資本の増加について特別決議において可決しなければならない。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2020年6月末日	25,000英ポンド
2020年11月10日	1,025,000英ポンド
2021年6月末日	1,025,000英ポンド
2022年6月末日	1,025,000英ポンド
2023年6月末日	1,025,000英ポンド
2024年6月末日	1,025,000英ポンド
2025年6月末日	1,025,000英ポンド

(2) 会社の機構

管理会社の事業は、取締役会により運営され、取締役会は、1991年会社法（ジャージー）または管理会社の定款によって定められている全ての管理会社の権限を行使することができるが、いずれの場合も、株主決議による承認が義務づけられている（該当する場合）。

取締役は、任命条件ならびに法律上の義務および受託者責任に従い行為しなければならない。取締役は、取締役会として会合し、集団的に権限を行使する。取締役は、取締役会の決定およびその代理人および委任先の決定について、連帯して責任を負う。取締役会において、1名の取締役に契約書に署名するまたは特定の措置を実行する権限を与えることができる。

取締役会は、4名の取締役ににより構成され、そのうちの3名はジェン ファンド・サービス（ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッド）（管理会社の管理事務代行者）の親会社であるジェン （ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・リミテッド）により雇用され、管理会社の管理事務代行契約の条件に基づき就任している。かかる3名の取締役は、ジャージーに居住する。管理会社が少なくとも2名のジャージーに居住する取締役を有することが規制上の要件である。残る取締役は、モルガン・スタンレー・グループの従業員である。

取締役は無期限で任命されるが、就任契約（該当する場合）および管理会社の定款の条項に従い任命が終了することがある。

管理会社の日常の管理業務はジェン ファンド・サービス（ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッド）が行うため、取締役は、非業務執行取締役であり、取締役は、通常、取締役会を開催し、かかる取締役会において必要な書類または措置について承認または署名（または、必要に応じ、承認が二つの取締役会の間に必要となった場合、次の取締役会において追認）する。これは、ジャージーの規制される事業体において一般的である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の唯一の事業活動は、集団投資ファンドの運用である。

管理会社は、2025年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ジャージー	集団投資ファンド	66	60億米ドル
ケイマン諸島	オープンエンド型アンブレラ型 ユニット・トラスト	7	5億5,000万米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ジャージーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、英ポンドで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円による金額は、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド = 198.56円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

登録番号：92018

財政状態計算書

2024年12月31日現在

	2024年度		2023年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
資産				
現金および短期預金	2,199	437	5,630	1,118
その他の債権（注9）	9,390	1,864	4,503	894
前払費用および未収収益（注10）	1,948	387	1,971	391
資産合計	13,537	2,688	12,104	2,403
負債および資本				
負債				
その他の債務（注11）	3,529	701	3,818	758
未払費用および前受収益（注12）	2,577	512	2,244	446
負債合計	6,106	1,212	6,062	1,204
資本				
資本金（注13）	1,025	204	1,025	204
利益剰余金	6,406	1,272	5,017	996
親会社に帰属する資本	7,431	1,475	6,042	1,200
資本合計	7,431	1,475	6,042	1,200
資本および負債合計	13,537	2,688	12,104	2,403

本財務書類は、2025年4月28日付で取締役会に承認され、2025年4月28日付で発行が認められた。

本財務書類は、取締役会を代表して署名された。

（署名）

取締役

注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

包括利益計算書
2024年12月31日終了年度

	2024年度		2023年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
収益（注４）	7,515	1,492	7,024	1,395
支払利息（注５）	(174)	(35)	(133)	(26)
その他の収入（注６）	62	12	95	19
その他の費用（注７）	(6,014)	(1,194)	(5,591)	(1,110)
税引前利益	1,389	276	1,395	277
法人所得税（注８）	-	-	-	-
当期利益および包括利益合計	1,389	276	1,395	277

すべての実績は、継続事業から生じたものである。

注記は、本財務書類と不可分のものである。

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

資本変動計算書

2024年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		資本合計	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
2023年1月1日付残高	1,025	204	3,622	719	4,647	923
前期利益および包括利益合計	-	-	1,395	277	1,395	277
2023年12月31日付残高	1,025	204	5,017	996	6,042	1,200
当期利益および包括利益合計	-	-	1,389	276	1,389	276
2024年12月31日付残高	1,025	204	6,406	1,272	7,431	1,475

注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

財務書類に対する注記

2024年12月31日終了年度

注1 会社情報

当社はジャージーで設立され、登記上の住所である、ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47に所在している。当社は、非公開有限責任会社である。登記番号は92018である。

当社の最終的な親会社および支配法人であり、ならびに当社が構成員で、グループ財務書類が作成される最大および最小のグループは、モルガン・スタンレーである。同社は、当社およびモルガン・スタンレーのその他の子会社と共に、モルガン・スタンレー・グループを構成する。モルガン・スタンレーは、アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニーに登記上の住所を有し、アメリカ合衆国デラウェア州で設立された法人である。モルガン・スタンレーの財務書類の写しは、www.morganstanley.com/investorrelationsより取得できる。

注2 財務書類の作成基準

準拠表明

本財務書類は、取得原価主義に基づき、かつ財務報告基準（F R S）第101号ならびに1991年会社法（ジャージー）および2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）に準拠して作成された。

当社は、F R S 第100号「財務報告要求の適用」に定める適格企業の定義を満たしている。当社は、金融商品、公正価値の測定、キャッシュ・フロー計算書の表示、発行済株式に関する比較情報の表示および未発効の会計基準に関連して、F R S 第101号に基づき利用可能な開示免除を適用している。

適用がある場合は、当社が連結されているモルガン・スタンレーのグループ財務書類において同等の開示がされている。モルガン・スタンレーの財務書類の写しは、本注記1に記載の場所で取得できる。

当期中に適用された新しい基準および解釈

会計基準の更新について評価を行った結果、当社の財務書類に影響を及ぼすことはないと思われている。

重要な会計上の判断および見積りの不確実性の発生要因

本財務書類の作成において、当社は、会計方針の適用および報告金額に影響を与える判断および見積りを行う。重要な会計判断とは、見積りに関するものを除き、本財務書類で認識されている金額に最も重大な影響を及ぼす、当社の会計方針の適用に際して経営陣が下す主要な決定である。見積りの不確実性に関する主要な発生要因は、翌会計年度において資産および負債の簿価に大幅な調整をもたらす重大なリスクを有する、経営陣が行う仮定および見積りである。

本財務書類の作成にあたり、重要な判断および主要な仮定は行われておらず、報告期間において見積りの不確実性に関するその他の主要な発生要因は存在していない。

資本勘定および資本管理

当会社の資本は、今後も継続企業として存続できることを担保するように運用されている。株主は、当社が金融債務を履行できることを担保するため、追加の株式を購入することで、当社に追加の資金を投資する。当該資金は、当社が運転資金目的または債務を履行する目的において必要とする時に、拠出されるものとする。当社は、十分な金融資産および十分な保証の両方を維持し、その存在を証明できるようにするため、外部資本要件に従う。すべての当該外部資本要件は、当期中および年度末において満たされていた。

継続企業の前提

当会社の事業活動は、当会社の将来の発展、業績および地位に影響を及ぼす可能性がある要因とともに、原文財務書類の取締役会報告書の1から4頁にあるビジネス・レビューの項目に反映されている。

上記の要因を考慮すると、取締役は、当社が予見可能な将来まで（本財務書類の承認日から少なくとも12か月間）営業活動を継続するための十分な資金を入手できると推定することが合理的であると判断している。したがって、取締役は、年次報告書および財務書類の作成において、継続企業の前提を引き続き採用している。

注3 重要な会計方針の概要

a. 機能通貨

本財務書類に含まれる項目は、当社が事業を行っている主要な経済地域の通貨である、英ポンドで測定され、表示されている。

b. 外国通貨

英ポンド以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、報告日におけるレートで英ポンドに換算されている。英ポンド以外の通貨建ての取引ならびに非貨幣性資産および負債は、当該取引の日付における実勢レートで計上されている。すべての換算差額は、包括利益計算書に認識されている。

c. 金融商品

金融資産および金融負債には、現金および短期預金、その他の債権、前払費用および未収収益、その他の債務ならびに未払費用および前受収益が含まれる。

現金、前払費用および未収収益、その他の債務ならびに未払費用および前受収益は、当社が当該金融商品の契約条項の当事者となった場合に認識され、当初は公正価値で測定され、その後は（金融資産の損失引当金を控除して）償却原価で測定される。包括利益計算書において認識される「受取利息」および「支払利息」は、償却原価で測定される金融資産および金融負債に関連しており、実効金利法（以下「EIR」という。）を用いて計算される。

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローへの契約上の権利が終了した時、または当社が金融資産を移転させ、当該金融資産の所有に伴う実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転させた時、当該金融資産の認識を中止する。当社は、当社の債務が履行され、取り消され、または失効した場合、当該債務の認識を中止する。

d．金融資産の減損

当社は、予想信用損失（以下「ECL」という。）に係る損失引当金を、償却原価で分類される金融資産に対して認識している。ECLは、当該金融商品の予想残存期間にわたるキャッシュ不足額の現在価値であり、当該金融資産のEIRで割り引かれる。ECLは、包括利益計算書において「金融商品に係る減損損失純額」として認識され、財政状態計算書においては減損資産の帳簿価額に対して予想信用損失にかかる損失引当金として反映される。ECLが減少した場合、これは「金融商品に係る減損損失戻入額（純額）」において認識される。

e．管理報酬収益

管理報酬は、トパス・ファンドおよびソフォス・ケイマン・トラスト・ファンドの有する純資産価額に基づく。これらの報酬は、サービスが遂行された時点において認識される。

f．手数料および委託料

ファンドの事業に関連する手数料および委託料（管理手数料を含む。）は、包括利益計算書において「その他の費用」として分類され、取引手数料およびサービス手数料が含まれる。これらの金額は、関連サービスを受領した時点において認識される。

注4 収益

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
管理報酬収益	7,515	7,024

管理報酬は、トパス・ファンドおよびソフォス・ケイマン・トラスト・ファンドが有する純資産価額に基づいており、旧代替先渡契約および新代替先渡契約の名目元本の算術平均に基づいて課される執行手数料を含む。

注5 支払利息

「支払利息」は償却原価で認識される金融負債に関連し、EIR法を用いて計算される。

注6 その他の収入

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
為替差益（純額）	-	16
銀行預金利息収益	62	79
	62	95

注7 その他の費用

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
事務管理費用	9,406	9,009
監査人報酬		
- 当会社の年次財務書類の監査を行った監査人への監査報酬	30	30
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社への経営管理費用	(4,185)	(4,266)
その他の費用	763	818
	<u>6,014</u>	<u>5,591</u>

当社は、当期中に従業員を雇用しなかった（2023年度：0名）。

取締役が当社に対する適格な業務について受領した報酬額は、関連当事者についての開示で記載されている（注記16）。

注8 法人所得税

当社には、0.00%の税率でジャージーの法人所得税が課されている（2023年度：0.00%）。

OECDの第2の柱モデルルール法制は報告日現在効力を有していないため、当社は同モデルルールに関連するタックス・エクスポージャーを現在有していない。潜在的な将来エクスポージャーの予備的評価に基づき、財務的影響は軽微であると予想される。

注9 その他の債権

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社からの未収金	9,390	4,503
	<u>9,390</u>	<u>4,503</u>

注10 前払費用および未収収益

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
未収管理報酬	1,948	1,835
J F S C 前払報酬	-	136
	<u>1,948</u>	<u>1,971</u>

注11 その他の債務

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社への未払金	3,529	3,818
	<u>3,529</u>	<u>3,818</u>

注12 未払費用および前受収益

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
管理事務代行報酬および保管報酬	1,723	1,942
未払 J F S C 報酬	146	-
未払監査報酬	708	302
	2,577	2,244

注13 資本

	普通株資本 千英ポンド
授權済み、割当済みおよび全額払込済み：	
2023年1月1日現在	1,025
当期中に発行	-
2024年12月31日現在	1,025

注14 資産および負債の予想満期

報告期間から12か月を超えて、回収または決済される見込みの当会社の資産および負債はない（2023年度：0英ポンド）。

注15 セグメント報告

当社は、一種類目の事業を有しており、ヨーロッパ、中東およびアフリカの単一の地理的市場（以下「EMEA」という。）で事業を行っている。そのため、セグメント分析は一切提供していない。

注16 関連当事者についての開示

主要な役員報酬

取締役報酬

当社は、当期または前期中にその取締役に報酬を支払っていないが、取締役が当会社に提供した適格な業務について、ジェンIIファンド・サービス（ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッド）からの30,000英ポンド（2023年度：29,000英ポンド）の費用を請け負った。

取締役が当会社に提供した適格な業務について、25,000英ポンドの追加手数料（2023年度：7,000英ポンド）は、当期において、別のモルガン・スタンレー・グループの企業が負担した。取締役が当会社に対する適格な業務について受領した費用の補填額は、下記に開示されている。

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
全取締役への報酬合計：		
報酬合計	54	36
年金制度に対する当会社の拠出金	1	-
合計	<u>55</u>	<u>36</u>

取締役報酬は、現金、ボーナスおよび現物給付の合計で計算された。

モルガン・スタンレー・グループの従業員であるすべての取締役は、親会社であるモルガン・スタンレーの株式を受け取る資格を有している。これは、モルガン・スタンレー・グループの株式ベースの長期インセンティブ制度に基づき付与される。当期中、最高年俸の取締役を含む1名の取締役が、適格な業務について、モルガン・スタンレー・グループの株式ベースの長期インセンティブ制度に基づき報奨を受領した（2023年度：1名）。

その他の長期インセンティブ制度によって付与された資産（株式を除く。）の価額は、報奨が確定した時（通常、付与の日付から1～7年以内）、上記の開示に含まれる。モルガン・スタンレー・UK・リミテッドは、確定拠出年金制度である、モルガン・スタンレー・UK・グループ年金制度（以下「DC制度」という。）を運営している。このDC制度に基づいて退職年金を計上した取締役はいない（2023年度：0名）。

いかなる取締役も英国外の確定拠出年金制度に基づいて給付金を受領していない（2023年度：0名）。

当社は、当期中に、その取締役にいかなる貸付金またはその他の融資も提供していない（2023年度：0名）。

関連当事者との取引

ファンド・マネージャーとしての資格における当会社、管理事務代行会社としての資格におけるジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッド、およびトパス・ファンドの受託会社としての資格におけるジェンIIトラスティ・サービスズ（ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド）は、信託証書により付与された責任によって関連当事者となる。

アナ・ケコフスカおよびスチュアート・コンロイは当会社の取締役である。アナ・ケコフスカは、当会社に管理事務代行サービスを提供するジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドの親会社であるジェンII（ジャージー）リミテッドの取締役である。スチュアート・コンロイは、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドの取締役である。

当期中、当会社は、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドを通じてファンドから運用報酬収益として7,515,000英ポンドを認識し（2023年度：7,024,000英ポンド）、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに管理事務代行報酬として3,226,000英ポンド（2023年度：3,072,000英ポンド）を負担し、ジェンIIトラスティ・サービスズ（ジャージー）リミテッドに受託報酬として1,206,000英ポンドを負担した（2023年度：1,176,000英ポンド）。

2024年12月31日現在における未決済残高は、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドを通じてファンドから受け取る運用報酬の1,948,000英ポンド（2023年度：1,835,000英ポンド）、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払うべき管理事務代行報酬の738,000英ポンド（2023年度：840,000英ポンド）、およびジェンIIトラスティ・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払うべき受託報酬収益の268,000英ポンド（2023年度：319,000英ポンド）であった。

ファンド・マネージャーとしての資格における当会社、およびファンドの保管会社としての資格におけるノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、信託証書によって付与された責任によって関連当事者である。

当期中に、当会社は、ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドに、709,000英ポンドの保管報酬を支払った（2023年度：1,104,000英ポンド）。

ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドおよびジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払うべき保管報酬の未払残高は、2024年12月31日付で585,000英ポンド（2023年度：536,000英ポンド）であった。

取締役業務についてジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払われた手数料に関連する詳細は、上記の取締役報酬の項目を参照されたい。

注17 報告日以降の事象

ソフォス・ケイマン・トラストIIのサブ・ファンドであるマラソン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、2025年2月5日に終了した。ソフォス・ケイマン・トラストIIは、2025年2月28日に新たに6つのサブ・ファンドを設定した。

[次へ](#)

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

Registered number:92018

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 31 December 2024

	Note	2024 £'000	2023 £'000
ASSETS			
Cash and short term deposits		2,199	5,630
Other receivables	9	9,390	4,503
Prepayments and accrued income	10	1,948	1,971
TOTAL ASSETS		<u>13,537</u>	<u>12,104</u>
LIABILITIES AND EQUITY			
LIABILITIES			
Other payables	11	3,529	3,818
Accruals and deferred income	12	2,577	2,244
TOTAL LIABILITIES		<u>6,106</u>	<u>6,062</u>
EQUITY			
Share capital	13	1,025	1,025
Retained earnings		6,406	5,017
Equity attributable to owners of the Company		<u>7,431</u>	<u>6,042</u>
TOTAL EQUITY		<u>7,431</u>	<u>6,042</u>
TOTAL LIABILITIES AND EQUITY		<u>13,537</u>	<u>12,104</u>

These financial statements were approved by the Board on 28 April 2025 and authorised for issue on 28 April 2025.

Signed on behalf of the Board

Stuart Conroy

Director

The notes on pages 11 to 16 form an integral part of the financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2024

	Note	2024 £'000	2023 £'000
Revenue	4	7,515	7,024
Interest expense	5	(174)	(133)
Other income	6	62	95
Other expenses	7	(6,014)	(5,591)
PROFIT BEFORE TAXATION		<u>1,389</u>	<u>1,395</u>
Corporate income tax	8	-	-
PROFIT AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u><u>1,389</u></u>	<u><u>1,395</u></u>

All results were derived from continuing operations.

The notes on pages 11 to 16 form an integral part of the financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 31 December 2024

	Share capital £'000	Retained earnings £'000	Total equity £'000
Balance at 1 January 2023	1,025	3,622	4,647
Profit and total comprehensive income for the year	-	1,395	1,395
Balance at 31 December 2023	<u>1,025</u>	<u>5,017</u>	<u>6,042</u>
Profit and total comprehensive income for the year	-	1,389	1,389
Balance at 31 December 2024	<u><u>1,025</u></u>	<u><u>6,406</u></u>	<u><u>7,431</u></u>

The notes on pages 11 to 16 form an integral part of the financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION

The Company is incorporated and domiciled in Jersey, at the following registered address: 47 Esplanade, St. Helier, JE1 0BD Jersey. The Company is a private company and is limited by shares. The registered number of the Company is 92018.

The Company's ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest and smallest group of which the Company is a member and for which group financial statements are prepared is Morgan Stanley which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings, form the Morgan Stanley Group. Morgan Stanley has its registered office c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801, United States of America and is incorporated in the state of Delaware, in the United States of America. Copies of its financial statements can be obtained from www.morganstanley.com/investorrelations.

2. BASIS OF PREPARATION

Statement of compliance

These financial statements have been prepared on a historical cost basis and in accordance with FRS 101 and Companies (Jersey) Law 1991 and the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007.

The Company meets the definition of a qualifying entity as defined in FRS 100 'Application of Financial Reporting Requirements'. The Company has taken advantage of the disclosure exemptions available under FRS 101 in relation to financial instruments, fair value measurement, presentation of a cash-flow statement, presentation of comparative information in respect of shares outstanding, accounting standards not yet effective.

Where relevant, equivalent disclosures have been provided in the group accounts of Morgan Stanley in which the Company is consolidated. Copies of Morgan Stanley's accounts can be obtained as detailed at note 1.

New standards and interpretations adopted during the year

Accounting updates were assessed and are not expected to have any impact on the Company's financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

2. BASIS OF PREPARATION (CONTINUED)

Critical accounting judgements and sources of estimation uncertainty

In preparing the financial statements, the Company makes judgements and estimates that affect the application of accounting policies and reported amounts. Critical accounting judgements are key decisions made by management in the application of the Company's accounting policies, other than those involving estimations, which have the most significant effects on the amounts recognised in the financial statements. Key sources of estimation uncertainty represent assumptions and estimations made by management that have a significant risk of resulting in a material adjustment to the carrying amount of assets and liabilities within the next financial year.

No critical judgements or key assumptions have been made in preparing the financial statements and there are no other key sources of estimation uncertainty in the reporting period.

Capital accounts and capital management

The capital of the Company is managed to ensure that it will be able to continue as a going concern in the future. The shareholders will invest additional monies into the Company by purchasing additional shares in order to ensure that the Company can meet its ongoing financial obligations. These shall be contributed at such times as the Company may require for working capital purposes or for meeting any obligations of the Company. The Company is subject to external capital requirements in order to maintain and be able to demonstrate the existence of, both adequate financial resources and adequate insurance. All such external capital requirements were met during the period and at the year end.

The going concern assumption

The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position, are reflected in the Business review section of the Directors report on pages 1 to 4.

Taking the above factors into consideration, the Directors believe it is reasonable to assume that the Company will have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future being at least 12 months from the date of approval of these financial statements. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the annual report and financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

a. Functional currency

Items included in the financial statements are measured and presented in Pound Sterling, the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

b. Foreign currencies

Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Pounds Sterling are translated into Pounds Sterling at the rates ruling at the reporting date. Transactions and non-monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Pounds Sterling are recorded at the rates prevailing at the dates of the transactions. All translation differences are recognised through the statement of comprehensive income.

c. Financial instruments

Financial assets and liabilities comprise cash and short term deposits, other receivables, prepayments and accrued income, other payables and accruals and deferred income.

Cash, prepayments and accrued income, other payables and accruals and deferred income are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument and are initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost (less allowance for impairment on financial assets). 'Interest income' and 'Interest expense' recognised in the statement of comprehensive income relates to financial assets and financial liabilities at amortised cost and is calculated using the effective interest rate ("EIR") method.

The Company derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or when it transfers the financial asset and substantially all the risk and rewards of ownership of the asset. The Company derecognises financial liabilities when the Company's obligations are discharged, cancelled or they expire.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

d. Impairment of financial assets

The Company recognises loss allowances for expected credit losses (“ECLs”) for its financial assets classified at amortised cost. ECLs are the present value of cash shortfalls over the expected life of the financial instrument, discounted at the asset's EIR. ECL is recognised in the statement of comprehensive income within ‘Net impairment loss on financial instruments’ and is reflected against the carrying amount of the impaired asset on the statement of financial position as an ECL allowance. Where there has been a reduction in ECL, this will be recognised within ‘Net reversal of impairment loss on financial instruments’.

e. Management fee income

Management fees are based on the net asset value of the TOPAS funds and SOPHOS II funds held. These fees are recognized when the services are performed.

f. Fees and commissions

Fees and commissions including administration fees in relation to the funds business is classified within ‘Other expense’ in the statement of comprehensive income which includes transaction and service fees. These amounts are recognized when the related services are received.

4. REVENUE

	2024	2023
	£'000	£'000
Management fee income	<u>7,515</u>	<u>7,024</u>

Management fees are based on the net asset value of the TOPAS funds, SOPHOS II funds held and includes execution fees charged on the basis of arithmetic average of the notional of the old replacement forwards and new replacement forward.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

5. INTEREST EXPENSE

Interest expense' relates to financial liabilities recognised at amortised cost and is calculated using the EIR method.

6. OTHER INCOME

	2024	2023
	£'000	£'000
Net foreign exchange gains	-	16
Bank interest income	62	79
	<u>62</u>	<u>95</u>

7. OTHER EXPENSES

	2024	2023
	£'000	£'000
Administrative expenses	9,406	9,009
Auditor's remuneration:		
- Fees payable to the Company's auditor for the audit of the Company's annual financial statements	30	30
Management recharge to other Morgan Stanley Group undertakings	(4,185)	(4,266)
Other expense	763	818
	<u>6,014</u>	<u>5,591</u>

The Company employed no staff during the year (2023: nil).

The amount of remuneration received by Directors in respect of their qualifying services to the Company is disclosed in the Related Party disclosures note (Note 16).

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

8. CORPORATE INCOME TAX

The Company is subject to Jersey income tax at the rate of 0.00% (2023: 0.00%).

The Company has no current tax exposure in relation to the OECD Pillar Two Model Rules because the Pillar Two legislation is not effective at the reporting date. Based on preliminary assessments of potential future exposure, the financial impact is expected to be immaterial.

9. OTHER RECEIVABLES

	2024	2023
	£'000	£'000
Amounts due from other Morgan Stanley Group undertakings	<u>9,390</u>	<u>4,503</u>

10. PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

	2024	2023
	£'000	£'000
Accrued management fees	1,948	1,835
JFSC prepaid fees	-	136
	<u>1,948</u>	<u>1,971</u>

11. OTHER PAYABLES

	2024	2023
	£'000	£'000
Amounts due to other Morgan Stanley Group undertakings	<u>3,529</u>	<u>3,818</u>

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

12. ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

	2024	2023
	£'000	£'000
Administration fee and custody fees	1,723	1,942
JFSC fees payable	146	-
Audit fees payable	708	302
	<u>2,577</u>	<u>2,244</u>

13. EQUITY

	Ordinary share capital of £'000
Authorised and allotted and fully paid:	
At 1 January 2023	1,025
Issued during the year	-
As at 31 December 2024	<u>1,025</u>

14. EXPECTED MATURITY OF ASSETS AND LIABILITIES

None of the Company's assets and liabilities are expected to be recovered or settled more than twelve months after the reporting period (2023: £nil).

15. SEGMENT REPORTING

The Company has only one class of business, operating in a single geographic market, Europe, Middle East and Africa (“EMEA”) and accordingly no segmental analysis has been provided.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

16. RELATED PARTY DISCLOSURES

Key management compensation

Directors' remuneration

The Company paid no remuneration to its Directors during the current or prior year but incurred expenses of £30,000(2023: £29,000) from Gen II Fund Services (Jersey) Limited (formerly Crestbridge Fund Administrators Limited) in respect of Directors' qualifying services provided to the Company.

Further charges of £25,000 (2023: £7,000) in respect of Directors' qualifying services provided to the Company have been borne by another Morgan Stanley Group undertaking in the current year. Reimbursement of expenses received by Directors in respect of their qualifying services to the Company is disclosed below:

	2024	2023
	£'000	£'000
Total remuneration of all Directors:		
Aggregate remuneration	54	36
Company contribution to pension plans	1	-
Total	<u>55</u>	<u>36</u>

Directors' remuneration has been calculated as the sum of cash, bonuses, and benefits in kind.

All Directors who are employees of the Morgan Stanley Group are eligible for shares of the parent company, Morgan Stanley, awarded under the Morgan Stanley Group's equity-based long term incentive schemes. During the year, one Director received awards under the Morgan Stanley Group's equity based long term incentive schemes in respect of qualifying services including the highest paid Director (2023: one).

The value of assets (other than shares) awarded under other long-term incentive schemes has been included in the above disclosures when the awards vest, which is generally within one to seven years from the date of the award. Morgan Stanley UK Limited operates a defined contribution pension scheme, The Morgan Stanley UK Group Pension Plan ("the DC plan"). There are no directors to whom retirement benefits are accruing under this DC plan (2023: nil).

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

16. RELATED PARTY DISCLOSURES (CONTINUED)

No Directors have benefits accruing under non-UK defined contribution schemes (2023: none).

The Company has not provided any loans or other credit advances to its Directors during the year (2023: nil).

Transactions with related parties

The Company, in its capacity as fund manager, Gen II Fund Services (Jersey) Limited, in its capacity as administrator and Gen II Trustee Services (Jersey) Limited (formerly Crestbridge Corporate Trustees Limited), in its capacity as trustee of the Topas funds, are related parties by virtue of the responsibilities conferred on them by the Trust Instrument.

Ana Kekovska and Stuart Conroy are Directors of the Company. Ana Kekovska is a Director of Gen II (Jersey) Limited ("Gen II "), the parent company of Gen II Fund Services (Jersey) Limited ("G2FSJL "), which provides administration services to the Company. Stuart Conroy is a Director of G2FSJL.

During the year, the Company recognised management fee income of £7,515,000 (2023: £7,024,000) from the funds via Gen II Fund Services (Jersey) Limited and incurred administrative fees of £3,226,000 (2023: £3,072,000) to Gen II Fund Services (Jersey) Limited and trustee fees of £1,206,000 (2023: £1,176,000) to Gen II Trustee Services (Jersey) Limited.

As at 31 December 2024, the following was outstanding; management fees of £1,948,000 (2023: £1,835,000) due from the funds via Gen II Fund Services (Jersey) Limited, administrative fees of £738,000 (2023: £840,000) payable to Gen II Fund Services (Jersey) Limited and trustee fee income of £268,000 (2023: £319,000) payable to Gen II Trustee Services (Jersey) Limited.

The Company, in its capacity as fund manager, and Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited, in its capacity as custodian of the funds, are related parties by virtue of the responsibilities conferred on them by the Trust Instrument.

During the year, the Company paid custody fees of £709,000 (2023: £1,104,000) to Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

16. RELATED PARTY DISCLOSURES (CONTINUED)

Custody fees of £585,000 (2023: £536,000) payable to Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited and Gen II Fund Services (Jersey) Limited were outstanding as at 31 December 2024.

Refer to the Directors' remuneration section above for details in relation to fees paid to Gen II Fund Services (Jersey) Limited in respect of Director Services.

17. EVENTS AFTER THE REPORTING DATE

The Marathon Emerging Market Bond Fund, a sub-trust of SOPHOS II, was terminated on 5 February 2025. SOPHOS II established six new sub-trusts on 28 February 2025.

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資運用会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資運用会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資運用会社および投資運用会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資運用会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資運用会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資運用会社関係者または投資運用会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。さらに、投資運用会社または副投資運用会社（もしある場合）は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資運用会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資運用会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドの運用を行う過程で投資運用会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資運用会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

管理会社の一部の取締役は、その他のファンドの業務提供者により雇用されている。管理会社は、2010年9月28日付で利益相反方針を採用した。かかる方針において、利益相反が生じることが合理的に予想される重要な取引または関係は、取締役会において事前に開示されるべきであると規定されている。

管理会社は、サブ・ファンドと同一または類似の投資を行う可能性のある、ファンドに類似するその他の事業体（その他の投資ファンドを含む。）を管理または組織する可能性がある。管理会社（その従業員または取締役を含む。）は、サブ・ファンドの管理会社としての役割に関連したかかる事業体の管理の結果として得た知識を利用する義務はない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社、管理会社、投資運用会社および投資顧問会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）のそれぞれは、時折サブ・ファンドと利益相反をもたらす可能性があるその他の金融活動、投資活動またはその他の専門的活動に關与する可能性がある。かかる場合には、各利害関係者は、潜在的な利益相反が生じる可能性のある投資を行う際、合理的な限りその他の顧客への義務を考慮し、受益者の最大の利益のために自らの義務を考慮して行為する。利益相反が生じた場合、各利害関係者は公正かつ適時に解決または管理することに努める。いかなる利害関係者も、かかる活動により得た利益について説明する義務は存在しない。これらの利益相反には以下が含まれるが、これらに限定されない。

その他のファンド 利害関係者は、サブ・ファンドに対して同一のものを利用可能にすることなく、その他の顧客のために投資を行う可能性がある。投資運用会社が、サブ・ファンドおよびその他の顧客のために同一の証券に同時に投資を目指すことが賢明であるとみなす場合、サブ・ファンドは希望する規模の配分でかかる証券を取得できない可能性があり、またはより高い価格を支払い、もしくはかかる証券についてより低い利回りで取得する可能性がある。配分は、投資運用会社が公平とみなす方法で、口座の規模、購入または売却額および適切とみなされるその他の要因を考慮し行われる。

その他の顧客へのサービス 利害関係者は、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが投資する会社とアームスレングス・ルールに基づき金融、銀行、通貨、顧問（法人財務顧問を含む。）またはその他の取引を行い、報酬を受領および保持する可能性がある。

関係するブローカー/ディーラーとの取引 投資運用会社は、通常の業務の過程において、投資運用会社の最良執行義務に沿い、サブ・ファンドを代理して取引を行う投資運用会社の義務に従い関係するブローカー/ディーラーの仲介サービスを利用することができる。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができる。利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

1991年会社法（ジャージー）（随時改正済）第11条に従い、管理会社の定款は株主総会の特別決議により変更することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ジャージーにおいて、譲渡は大きく以下の種類に分類される。

買収の申入れ（契約上の申入れともいう。）：これは、取得者による、買収対象の株主に対する買収対象の株式の取得の申入れを伴う。買収完了後、取得者および買収対象は別個の会社として存続し、買収対象は取得者の子会社となる。取得者は、申入れに関連する株式の少なくとも90%を取得する場合、残りの株式を強制的に取得することができる。

スキーム・オブ・アレンジメント：これは、会社とその構成員との間の和解または取決めを伴う法定の裁判上の手続である。これにより、取得者が対象会社のすべての株式を保有する。

法定合併：ジャージーには合併制度があり、現金または株式かを問わず、買収においても利用することができる。取締役の承認に加え、買収対象の100%の支配権を得るために、特別決議による株主の

承認のみが必要となる。一方で、買収において100%の支配権を取得するためには、申入れの対象となる株式の少なくとも90%(残りの株式を強制的に取得する権利を得るため)からの承諾が必要となり、スキーム・オブ・アレンジメントにおいて100%の支配権を取得するには、(裁判所の認可と共に)少なくとも対象会社株主の価額の75%の多数による当該スキームへの賛成による承認が必要となる。

すべての場合において:

規制上の通知/同意:規制される事業体として、譲渡の種類にかかわらず、ジャージー金融サービス委員会に通知、および/または適用される同意を得る必要がある可能性がある。

定款の遵守:管理会社の定款の条項のうち、上記の譲渡の種類に関連するものについても遵守する必要がある。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)ブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド（Bridgestream Corporate Trustees Limited）（「受託会社」）

(イ)資本金の額

2025年6月末日現在、1米ドル（約144.81円）

(ロ)事業の内容

受託会社は、クレストブリッジ・ケイマン・リミテッドの完全所有子会社であり、銀行および信託会社法（改正済）に基づき被支配子会社として適式に登録されている。クレストブリッジ・ケイマン・リミテッドは、適式に設立され有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に従い事業を行う許可を与えられた事業体である。同社は、CIMAから無制限の信託許可を得ており、また、ミューチュアル・ファンド法に従いミューチュアル・ファンドの管理を行う許可を有する。

(2)ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

(イ)資本金の額

2025年6月末日現在、187,117,965.90米ドル（約270億9,655万円）

(ロ)事業の内容

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された、適式に規制されている金融機関である。同社の事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(3)モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（Morgan Stanley Investment Management Limited）（「投資運用会社」）

(イ)資本金の額

2024年12月末日現在、1,000,003米ドル（約1億4,481万円）

(ロ)事業の内容

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのロンドン拠点であり、全ての機関投資家に対して、世界中の株式および債券市場への投資を個別のまたはこれらを組み合わせたポートフォリオとして提供し、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの国際的投資活動を牽引している。同社は、英国の金融行為規制機構および米国の証券取引委員会に1940年投資顧問法に基づく投資顧問として1986年4月5日に登録されている。

(4)三菱UFJアセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

(イ)資本金の額

2025年6月末日現在、20億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(5) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2025年5月末日現在、621億4,952万5,296円

(ロ) 事業の内容

機関投資家に対する有価証券およびデリバティブのブローカー・ディーラー業務の提供を含むが、これらに限られない日本法に基づき行うことが認められている金融商品取引業等を行う。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年3月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(7) マネックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年6月末日現在、13,195,101,821円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) ブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「投資運用会社」)

投資運用契約に基づき、サブ・ファンド資産の運用管理業務を行う。

(4) 三菱UFJアセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(5) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(「代行協会員」)

代行協会員としての業務を行う。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行う。

(7) マネックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、投資運用会社および代行協会員は、最終的にモルガン・スタンレーにより実質的に保有されている。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には特に投資信託を規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営しているユニット・トラストの法人受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドが1960年代後半に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託に関して二つの異なる法体系を有している。
- (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドおよびミューチュアル・ファンド管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）。同法は1993年7月に施行され、直近の改正は2020年に施行された。
- (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）。同法は、2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及する場合（または投資信託一般への言及により、黙示的に言及される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運営について記載し、「ミューチュアル・ファンド」の用語はこれに従い解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制を受けている活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995本（3,224本のマスター・ファンドを含む。）であった。これらに加え、当該時点において利用可能な適用除外に該当する未登録ファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月からプライベート・ファンド法に基づき規制されることとなる。）および限定投資者向けファンド（以下に定義される。）（2020年2月から原則としてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなる。）を含むが、これらに限定されない。）が多数存在する。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を負うのは、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）である。CIMAは、銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーも監督している。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の目的上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資

者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の目的上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の資金をプールして当該会社等による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受できるようにする目的または効果を有し、以下に該当するものをいう。
- (a) 投資対象の取得、保有、運用または処分について投資持分の保有者が日常的なコントロールを有しておらず、かつ
 - (b) 投資が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているもの
ただし、以下を除く。
 - (a) 銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づき免許を付与された者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の友愛組合法（改正済）に基づき登録された者
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメントの表に該当するもの）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法上、ミューチュアル・ファンド（フィーダー・ファンドであり、かつそれ自体CIMAによって規制されるもの）（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして機能するケイマン諸島の事業体に係る規制についてもまた、CIMAが責任を有している。大要、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1以上の投資者に対して（直接的または間接的に、または仲介を通じて）持分を発行し、規制フィーダー・ファンドの全体的な投資戦略の実施を主たる目的として投資対象を保有し、取引活動を行う場合、マスター・ファンドは、CIMAへの登録を義務づけられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（改正）法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その持分への投資者が15人を超えず、かつその投資者の過半数をもってミューチュアル・ファンド運営者を選任または解任できることに基づき従前登録が免除されていたケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンドについて、CIMAへの登録を規定する（以下「限定投資者向けファンド」という。）。
- 2.6 ファンド法は、その規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法上、四つのミューチュアル・ファンドの規制の類型が存在する。

3.1 免許ミューチュアル・ファンド

一つ目は、CIMAに対し、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許を申請する方法である。CIMAに所定の様式でオンライン申請を行い、募集書類の提出および適用される申請手数料のCIMAへの支払が必要となる。各設立計画推進者が健全な評判を有しており、十分な専門性を有する、取締役（または、場合により、それぞれの地位におけるマネージャーまたは役員）として適格かつ適正な者によりミューチュアル・ファンドの管理が行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この方法は、著名かつ定評のある機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者が選任されないミューチュアル・ファンドに適している。

3.2 管理ミューチュアル・ファンド

二つ目は、ミューチュアル・ファンドがそのケイマン諸島における主たる事務所として免許ミューチュアル・ファンド管理者の事務所を指定する方法である。この場合、所定の法定様式とともに募集書

類をCIMAに対してオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払わなければならない。管理者に関するオンライン提出も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体が免許を取得する必要はない。その代わりに、ミューチュアル・ファンド管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、ミューチュアル・ファンド管理の十分な専門性を有する健全な評判の者によりミューチュアル・ファンドが管理されること、ミューチュアル・ファンドの業務および持分の募集が適切な方法で行われることを充足することが要求される。ミューチュアル・ファンド管理者は、主たる事務所を提供しているミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に違反している、支払不能となっている、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録ファンド（第4(3)条ミューチュアル・ファンドとも称される。）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に従い登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、下記のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資者当たりの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル（CIMAにより100,000米ドル相当とされる。）であるもの、または

(b) 持分が公認の証券取引所に上場されているもの

登録ファンドについては、免許の取得やケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による主たる事務所の提供に関する要件は存在しない。募集書類を所定の詳細とともにオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払ってCIMAに登録すれば足りる。

3.4 限定投資者向けファンド

限定投資者向けファンドは、2020年2月より前は登録を免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資者向けファンドの義務は、CIMAに対する初回登録手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、両者には重要な相違点がある。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資者向けファンドの投資者は、15名を超えてはならず、かかる投資者はその過半数をもってミューチュアル・ファンドの運営者（取締役、ジェネラル・パートナー、受託者またはマネージャーである者）を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な違いは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの投資者は、法定の最低当初投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当）の対象となるのに対し、限定投資者向けファンドの投資者に適用される法定の最低当初投資額は存在しないことである。

4. ミューチュアル・ファンドの継続的要件

4.1 限定投資者向けファンドの場合を除き、いずれの規制ミューチュアル・ファンドも、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資者向けファンドは、募集書類、募集要項または販売用資料のいずれかの提出を選択することができる。募集書類がないマスター・ファンドの場合、通常、マスター・ファンドに関する所定の詳細は規制フィードバック・ファンドの募集書類に記載されており、当該募集書類のCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内にCIMAに対して改訂された募集書類（限定投資者向けファンドについては、募集要項または販売用資料（提出された場合））を提出する義務を負う。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示する特定の権限を持たないが、募集書類の内容に関して規則または方針を公表することができる。

4.2 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にその監査済みの年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でミューチュアル・ファンドが以下のいずれかに該当するという情報

を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M A に対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許ミューチュアル・ファンドのみに関しては、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託者の変更があったときはこれをC I M A に通知しなければならない。かかる通知の期間は、適用される規制の種類（および適用される条件）によって異なり、当該変更の前提条件として通知が要求される場合や、当該変更が実施されてから21日以内に通知を行うとされる場合等がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制ミューチュアル・ファンドは、ミューチュアル・ファンドの各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M A に提出しなければならない。C I M A は当該期間の延長を許可することができる。申告書は、ミューチュアル・ファンドに関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M A により承認された監査人を通じてC I M A に提出されなければならない。規制ミューチュアル・ファンドの運営者は、ミューチュアル・ファンドにこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制ミューチュアル・ファンドの運営者から受領した各申告書をC I M A に適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. ミューチュアル・ファンド管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「ミューチュアル・ファンド管理者」の免許および「制限的ミューチュアル・ファンド管理者」の免許の二つのタイプがある。ミューチュアル・ファンドの管理を行おうとする場合には、そのいずれかの免許が要求される。ミューチュアル・ファンドの管理とは、ミューチュアル・ファンドのすべてまたは実質的にすべての資産の支配を含むミューチュアル・ファンドの管理運用、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行、ミューチュアル・ファンドへの主たる事務所の提供、またはミューチュアル・ファンドの受託者もしくは取締役の提供（免除会社かユニット・トラストかによる。）をいう。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ型のミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーとしての活動および法定・法的記録が保管される登録事務所または会社の秘書業務が行われる登録事務所の提供である。

5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制ミューチュアル・ファンドを管理するのに十分な専門性を有する健全な評判の者であり、かつ、ミューチュアル・ファンド管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M A に対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。ミューチュアル・ファンド管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的ミューチュアル・ファンド管理者には、最低純資産額の要件は課されない。ミューチュアル・ファンド管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する

本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数のミューチュアル・ファンドのために行為することができる。

- 5.3 ミューチュアル・ファンド管理者の責任は、まず受諾できるミューチュアル・ファンドにのみ主たる事務所を提供し（該当する場合）、上記第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、C I M Aが承認する規制ミューチュアル・ファンド（C I M Aは現在、10本のファンドを上限として承認する方針である。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンにファンド・マネージャーの会社を創設した設立計画推進者が、関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、ミューチュアル・ファンドに対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理業務を提供する各規制ミューチュアル・ファンドは、登録ファンドまたは限定投資者向けファンドに該当しない限り、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 ミューチュアル・ファンド管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の法令等に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
- () 免許を受けた者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（以下「BOT法」という。）において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」にも該当する場合
- 5.6 C I M Aはミューチュアル・ファンド管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 ミューチュアル・ファンド管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者がC I M Aに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理するファンドの数による。）、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理するファンドの数による。）、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的なミューチュアル・ファンドの手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)有限責任の免除会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、ミューチュアル・ファンドにしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の設立当初の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書(とりわけ定款)は、通常、ファンドの要項案をより正確に反映するため、ミューチュアル・ファンドの組成と運用開始の間に変更される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を置かなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から全額払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、免除会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務長官から今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料と共に、信託証書が信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドに使用されている。一部の法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈でケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを利用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数には制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を規制する、ケイマン諸島の主要な法規である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、デラウェア州をはじめとする他の法域のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を取り込んだ様々な修正が加えられている。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には非常に分かりやすいものとなっている。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島または他の所定の法域の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録または設立された者でありうる。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は公に入手可能ではない。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録行為によって、リミテッド・パートナーに有限責任の法律上の保護が与えられる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの外部との業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーがパートナーではない者との業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、常に誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。

る。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）によって修正された衡平法およびコモン・ローの規定は、免除リミテッド・パートナーシップに適用される（一定の例外がある。）。

- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップの解散を招くことなく償還し、取り消しまたは買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条件に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容を変更する場合、ならびにその正式な清算が開始された場合および解散の場合には、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に非常によく似た、追加的な組織組成の方法を求めた利害関係者からの要請に、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（免除会社のように）別個の法人格を有し、その構成員は有限責任を有する。ただし、有限責任会社契約は柔軟なガバナンスの取り決めを提供し、免除リミテッド・パートナーシップと類似の方法で資本勘定の仕組みを導入するために利用することができる。また、有限責任会社では、免除会社の運営に必要とされるよりも簡素化された柔軟な運営（例えば、構成員の投資価値の監視または計算を行うより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。）が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ/プランのピークルを含む多くの種類の取引で広く使われている。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考慮のために別の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（オルタナティブ投資ピークルを含む。）の文脈でますます採用されるようになっている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができるため、運営の容易性とコスト効率を高めることができ、そのような仕組みにおける異なるピークルの投資者の権利の足並みを揃えることができる。ケイマン諸島の契約法（改正済）（第三者の権利）が提供する柔軟性は、有限責任会社の文脈でも利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長50年間、税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制ミューチュアル・ファンドに対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制ミューチュアル・ファンドに対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制ミューチュアル・ファンドの運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記第7.1項に従いミューチュアル・ファンドに対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制ミューチュアル・ファンドが指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)にミューチュアル・ファンドの投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドが以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制ミューチュアル・ファンドがその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制ミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

(d) 免許ミューチュアル・ファンドの場合、免許ミューチュアル・ファンドがそのミューチュアル・ファンド免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

(e) 規制ミューチュアル・ファンドの指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

(f) 規制ミューチュアル・ファンドの取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 CIMAは、第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンドに対して発した指示に従ってその名称を変更すること

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

- (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制ミューチュアル・ファンドに関しC I M Aがとる行為は以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条（管理ミューチュアル・ファンド）、第4(3)条（登録ミューチュアル・ファンド）または第4(4)(a)条（限定投資者向けファンド）に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録を取り消すこと
 - (b) ミューチュアル・ファンドが保有するいずれかのミューチュアル・ファンドライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) ミューチュアル・ファンドの推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) ミューチュアル・ファンドの事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aはミューチュアル・ファンドに関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、ミューチュアル・ファンドの投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該ミューチュアル・ファンドの費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、ミューチュアル・ファンドがC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除してミューチュアル・ファンドの事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定するミューチュアル・ファンドに関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドに関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合はミューチュアル・ファンドに関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該ミューチュアル・ファンドに関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 ミューチュアル・ファンドに関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法でミューチュアル・ファンドに関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) ミューチュアル・ファンドが会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従いミューチュアル・ファンドの免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対してミューチュアル・ファンド資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドがミューチュアル・ファンドとして事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条（管理ミューチュアル・ファンド）、第4(3)条（登録ファンド）または第4(4)(a)条（限定投資者向けファンド）に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. ミューチュアル・ファンド管理者に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許ミューチュアル・ファンド管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許ミューチュアル・ファンド管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許ミューチュアル・ファンド管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反してミューチュアル・ファンド管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されているミューチュアル・ファンドの投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者がミューチュアル・ファンド管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、ミューチュアル・ファンド管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) B O T法において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」に該当する免許ミューチュアル・ファンド管理者がB O T法に違反した場合

- (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理の業務をそのミューチュアル・ファンド管理者免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許ミューチュアル・ファンド管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、確認するものとする。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制ミューチュアル・ファンドの主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制ミューチュアル・ファンドに関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () ミューチュアル・ファンド、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制ミューチュアル・ファンドの事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許ミューチュアル・ファンド管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおりである。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者が保有するミューチュアル・ファンド管理者免許を撤回すること
- (b) そのミューチュアル・ファンド管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、そのミューチュアル・ファンド管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) ミューチュアル・ファンド管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理されるファンドの投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除してミューチュアル・ファンドに関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けたミューチュアル・ファンド管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定するミューチュアル・ファンドの管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドの管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) ミューチュアル・ファンド管理者としての義務を満足できる形で実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許ミューチュアル・ファンド管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理するファンドの投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者がミューチュアル・ファンド管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許ミューチュアル・ファンド管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、そのミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 ミューチュアル・ファンド管理者が免許信託会社の場合、例えば、ミューチュアル・ファンドの受託者である場合、銀行・信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制ミューチュアル・ファンド
 - (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者
 - (c) 規制ミューチュアル・ファンドであった人物、または
 - (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。
- 9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法および金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報であって、CIMAが法令に基づき職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したものを開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) ミューチュアル・ファンドに関する事柄
 - (c) ミューチュアル・ファンド管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) ケイマン諸島内の裁判所により開示が合法的に要求されまたは許可された場合（例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等に基づく場合）
 - (b) CIMAが金融庁法により付与された職務を行うことを補助する目的のために行われる場合
 - (c) 免許を受ける者、その顧客、構成員、依頼者もしくは保険契約者、または免許を受ける者が管理する会社もしくはミューチュアル・ファンドの業務に関して、場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、依頼者、保険契約者、会社またはミューチュアル・ファンドの任意の同意を得た場合
 - (d) ケイマン諸島政府の内閣が金融庁法に基づき付与された機能を行使用することを可能にする、もしくは補助する目的のために行われる場合、またはCIMAが法律に基づきその機能を行使用する際の内閣とCIMAとの間のやり取りに関連する場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源から一般に入手可能であるかまたは入手可能であった場合
 - (f) 開示される情報が要約または統計的なものであって、免許を受ける者または投資者の身元を開示することのない場合（別途当該開示が許される場合を除く）。
 - (g) ケイマン諸島の検察局長または法執行機関に対して、刑事手続の開始の観点または刑事手続の目的のために開示される場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示される場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) ミューチュアル・ファンド、ミューチュアル・ファンド管理者またはミューチュアル・ファンドの受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

募集書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。募集書類の条件では、募集書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、募集書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、募集書類の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せず受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 募集書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、ミューチュアル・ファンドまたはミューチュアル・ファンド管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社がミューチュアル・ファンドを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登録が削除されまたは正式に清算されることがある。清算の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に似たものである。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンドに対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向けミューチュアル・ファンド（日本）規則（改正済）

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向けミューチュアル・ファンド（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップであるミューチュアル・ファンドをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在しているミューチュアル・ファンド、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定したミューチュアル・ファンドは、本規則に基づく「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向けミューチュアル・ファンドに交付するミューチュアル・ファンド免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向けミューチュアル・ファンドは本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該ミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は、運営者が知る限り、当該ミューチュアル・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該ミューチュアル・ファンドは投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該ミューチュアル・ファンドから確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該ミューチュアル・ファンドの業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該ミューチュアル・ファンドの運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向けミューチュアル・ファンドを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域（以下「同等の法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向けミューチュアル・ファンドは変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該ミューチュアル・ファンドの投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向けミューチュアル・ファンドに対して、証券の申込金の受取りおよび充当、当該ミューチュアル・ファンドの証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該ミューチュアル・ファンドの資本および収益の充当ならびに当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向けミューチュアル・ファンドにより、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために任命された事業体をいう。かかる事業体によ

- り任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいてミューチュアル・ファンド免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが受取った申込代金が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの収益が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産が、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該ミューチュアル・ファンドの投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該ミューチュアル・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該ミューチュアル・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向けミューチュアル・ファンドと別のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の健全な運営または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値が当該ミュー

チュアル・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドの目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(ミュチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向けミュチュアル・ファンドが会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドが保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドが発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向けミュチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向けミュチュアル・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () ミュチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向けミュチュアル・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向けミュチュアル・ファンドの財務報告に充てられている。一般投資家向けミュチュアル・ファンドは、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミュチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該ミュチュアル・ファンドの設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向けミュチュアル・ファンドの監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向けミュチュアル・ファンドは監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向けミュチュアル・ファンドは最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該ミュチュアル・ファンドの監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書は当該ミューチュアル・ファンドの登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () ミューチュアル・ファンド会社である一般投資家向けミューチュアル・ファンドの授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドから運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドとその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

- (xx) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付したミューチュアル・ファンド免許は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
- (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の投資リスクの項に次の事項を記載することがある。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
 - ・投資信託は預貯金と異なる旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 請求目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (6) 交付目論見書の投資リスクの項に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益は全て投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。」
- (7) 受益証券の券面は発行されない。

別紙 A

定義

会計日	毎年2月の最終営業日または管理会社が随時選択する毎年その他の日をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)をいう。
管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社間で締結された2019年2月15日頃付管理事務代行契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.または随時サブ・ファンドの管理事務代行者に任命されるその他の者をいう。
A E O I	() 1986年内国歳入法第1471条から第1474条ならびに関連する法律、規制またはガイダンスおよび同様の金融口座情報の報告および/または源泉徴収税体制の実施に努めるその他の法域において制定されるその他の同様の法律、規制またはガイダンス、() 税務に関する金融口座情報の自動的交換に係るOECD基準、すなわち共通報告基準(CRS)および関連するガイダンス、() 政府間の協定、条約、規制、ガイダンス、基準または() および() に記載の法律、規制、ガイダンスもしくは基準を遵守、促進、補足もしくは実施するために締結されたケイマン諸島(またはケイマン諸島の政府機関)とその他の法域(かかる法域内の政府機関)の間のその他の合意、() 以上の項目に述べられる事項を実行するケイマン諸島の法律、規制またはガイダンスをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有するモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社をいう。
A I F M	A I F M Dで定められた意味を有する。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいう。
営業日	ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルクおよび東京の銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所の営業日(12月24日を除く。)、または管理会社が随時定める日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	信託証書に従い設立されたサブ・ファンドの受益証券の各米ドル建米ドルヘッジクラスおよび米ドル建為替ヘッジなしクラスをいう。

C S S F	ルクセンブルクの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）をいう。
サブ・ファンドの通貨	米ドルをいう。
保管会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.または随時サブ・ファンドの保管者に任命されるその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社間で締結された2019年2月15日頃付保管契約をいう。当該契約に従い、受託会社は、保管会社に対し、トラストの資産の保管に関する責任を委託している。
取引日	管理会社が別途定めない限り、営業日をいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびマネックス証券株式会社をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。
適格投資家	非米国人またはEU非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、（ ）適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または（ ）いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ/またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社または慈善信託もしくは慈善団体の目的を除く。）は、適格投資家とみなされない。
EU加盟国	欧州連合の加盟国および随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。ただし、疑義を避けるために付言すると、本定義の解釈上は、「ブレグジット」の手續の結果にかかわらず、英国を含む。
ユーロ	欧州連合の一定の参加国の法定通貨であるユーロをいう。

特別決議	全てのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された全てのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
会計年度	会計日に終了する12か月間をいう。ただし、最初の会計年度は、サブ・ファンドの設定日から2020年2月28日までの期間とする。
米国G A A P	米国の一般に認められた会計原則をいう。
英文目論見書	ファンドに関連する2019年2月付英文目論見書(随時修正および改訂される)をいう。
被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
設定日	2019年4月5日または管理会社はその裁量により決定するその他の日をいう。
当初発行価格	受益証券1口当たり100.00米ドルである。
当初申込期間	2019年3月1日から2019年4月3日の午後4時(東京時間)までの期間をいう。
国際税務コンプライアンス法	金融口座情報の自動的交換に係るOECD基準、すなわち共通報告基準および/もしくは米国外国口座税務コンプライアンス法ならびに/または関連するもしくは同様の法律および/もしくは関連する政府間協定(AEOIを含むがこれに限定されない。)を実施するために施行されるジャージーまたはケイマン諸島の法律をいう。
投資顧問会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社をいう。
投資顧問契約	サブ・ファンドの投資顧問会社による助言に関連する管理会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約をいう。
投資ガイドライン	投資運用会社がサブ・ファンドの資産を運用する上で遵守する補足英文目論見書に記載の投資ガイドラインをいう。
投資運用契約	投資運用会社によるサブ・ファンドの資産運用に関連する管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約をいう。

投資運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド または随時サブ・ファンドの投資運用者に任命されるその他の者をいう。
投資運用会社関係者	投資運用会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義され、補足英文目論見書に詳細が記載される投資対象をいう。
日本の適格投資家	日本に居住するおよび/または税務上の日本の居住者である適格投資家をいう。
円	日本の法定通貨である日本円をいう。
管理会社	ファンドの管理会社としての資格におけるファンドロジック（ジャージー）リミテッドをいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンドもしくはそのクラス（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンドもしくはそのクラス（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	サブ・ファンドまたはそのクラスの純資産価額を当該時点における当該サブ・ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
ポートフォリオ	投資運用会社が管理および投資を行うサブ・ファンドの資産をいう。
買戻価格	補足英文目論見書に従い算定される、サブ・ファンドの受益証券が買い戻される価格をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
サブ・ファンド	ソフォス・ケイマン・トラスト のシリーズ・ファンドである米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープンをいう。
サブ・ファンド決議	サブ・ファンドの発行済受益証券の90%の受益者の書面により可決された決議または信託証書の条項に従い適式に招集され開催される受益者集会で、挙手の方法によるか、もしくは投票が議決権の4分の3以上の多数により適式に要求されかつ決定された場合には投票の方法により、参加した受益者が有する議決権の4分の3以上の多数により採択された決議をいう。
補足英文目論見書	サブ・ファンドに関して、受益証券の募集に関連してサブ・ファンドまたはその受益証券のクラスに関して発行される目論見書、プロスペクトスまたはその他の募集要項もしくはその補足（随時補足また更新される）をいう。

ファンド	ソフォス・ケイマン・トラスト の名称で知られる、ケイマン諸島の法律に従い設立されるオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストをいう。
受託会社	ファンドの受託会社としての地位を有するブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された2019年2月5日付信託証書(随時補足され、または変更される。)をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
受益者	サブ・ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	サブ・ファンドに関して、その1個の不可分の持分をいい、文脈に応じて、サブ・ファンドのクラスの1個の受益証券をいい、当該受益証券の端数を含む。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。
評価日	管理会社が別途定めない限り、営業日をいう。

別紙 B

データ保護通知

1 はじめに

本データ保護通知は、ソフォス・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）に関連する個人情報の収集、処理および開示方法について定める。

投資者または投資者が関係する企業もしくは事業体による、予定されるまたは実際のファンドへの投資の結果として、投資者の個人情報は、ファンドの受託会社としてのブリッジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド（以下「受託会社」という。）に提供される。受託会社は、当該個人情報の使用に関してデータ管理者として行為し、ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）と共にまたは同社に対して、共同管理者として行為する。本データ保護通知において、「当社」とは、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社およびファンドの管理会社としての地位を有する管理会社を指す。

受託会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をファンドの管理事務代行会社（以下「管理事務代行会社」という。）として行為するよう任命した。このため、管理事務代行会社は投資者の個人情報をデータ処理者として処理することができる。その他の業務提供者も投資者の個人情報をデータ処理者として処理することができる。限られた状況において、管理事務代行会社およびその他の業務提供者は、法律上および規制上の義務を遵守するために投資者の個人情報を処理することができ、そのような場合には、データ管理者として処理を行う。

2 当社が処理を行う個人情報

当社が処理を行う投資者に関する個人情報には、投資者の氏名、投資者の勤務先、肩書および連絡先、税務上の居住地に関する情報、分配金および買戻金の支払先情報、KYC（顧客確認）/CDD（顧客デュー・ディリジェンス）情報および当社との連絡または対応において提供された個人情報が含まれる。

当社はまた、職務上（またはその他）の関係または家族関係によって投資者に関係する者について、個人情報を収集および処理することができる。

3 投資者の個人情報の情報源

当社は、以下の情報源から個人情報を収集する。

3.1.1 以下を含むがこれらに限定されない、投資者または受益者が当社に提供する個人情報

- (a) 買付申込書に記載の情報
- (b) 関連するサブ・ファンドへの投資の運営/管理に関連して記入された当社が要求するその他の書類
- (c) 当社の規制上の要件の遵守の一環として行われる顧客のデュー・ディリジェンスから収集された情報
- (d) 電話、電子メールあるいはその他の方法による当社との連絡により提供された個人情報

3.1.2 当社が第三者から受領する以下の個人情報

- (a) 投資者または投資者に関係する者が害関係を有する事業体
- (b) 投資者の法律および/またはファイナンシャル・アドバイザー
- (c) 投資者の個人情報を保持および処理するその他の金融機関
- (d) 信用照会機関および金融犯罪データベース（当社の規制上の要件を遵守する目的）

3.1.3 アドバイザー、規制機関、公的機関および投資者を雇用するまたは投資者がそのために行う業務提供者との対応の過程において受領した個人情報

4 個人情報を収集する理由

処理の法的根拠

4.1 当社は、下記の法的根拠に基づき、以下の場合において、投資者の個人情報を保持および処理することができる。

- 4.1.1 処理が当社の正当な利益のために必要である場合(投資者の利益および基本的権利がかかる利益に優先する場合を除く。)
- 4.1.2 処理が投資者との間で個人として締結した契約を履行するために必要である場合
- 4.1.3 処理が法律上および規制上の義務の遵守のために必要である場合
- 4.1.4 (例外を除き)当社が投資者の個人情報を特定の目的のために処理することについて投資者の同意を得た場合
- 4.1.5 まれに、公共の利益のために必要とされる場合

処理の目的

- 4.2 上記の第4.1条に従い、投資者の個人情報は、以下に定める目的(以下「目的」という。)のために処理される。当社の正当な利益に基づく目的は、別紙Bを含む第4.2.1条ないし第4.2.3条に記載される。
 - 4.2.1 受託会社、管理会社およびファンドならびにその業務提供者の運営
 - 4.2.2 受益者の関連するサブ・ファンドへの投資に関連する必要に応じた投資者との連絡
 - 4.2.3 以下を目的とする、電話および電子的方法による連絡ならびに対応の監視および記録
 - (a) 品質、経営分析、訓練およびサービス提供を改善するための関連する目的
 - (b) 調査および詐欺防止の目的、犯罪の捜査、防止、調査および不正行為(または不作為)の起訴の目的
 - 4.2.4 投資者の個人情報(投資者の身元および関連するサブ・ファンドへの利害関係を含む)の銀行、金融機関またはあらゆる形態の便益、ローン、資金もしくはその他の形態の信用もしくは保証をファンドに提供するその他の第三者の貸手への開示
 - 4.2.5 受託会社、管理会社もしくはファンド、または当社がかかる責任を委任する第三者の権利を行使するまたは守るため
 - 4.2.6 当社に課された法律上または規制上の義務を遵守するため
 - 4.2.7 適用されるマネー・ロンダリングの防止およびテロリストへの資金提供に関する法令に基づく、顧客デュー・ディリジェンス、資金源情報および検証データの収集、処理、移転および保管
 - 4.2.8 当社が協力もしくは報告することが義務づけられる規制当局、または当社が投資に関連して協力が適切と判断もしくはみなし、かつファンドもしくはその投資対象に関して管轄権を有する規制当局(税務当局を含む。)への情報交換または報告

5 個人情報の共有

- 5.1 当社は、投資者の個人情報を、ファンドの運営のために当社のグループ会社および第三者(管理事務代行会社、投資運用会社、銀行、金融機関またはその他の第三者の貸手、IT業務提供者、監査人および法律専門家を含む。)と共有することができる。
- 5.2 当社が投資者の情報を第三者と共有する場合、かかる個人情報の受領者に対して、EUの標準契約条項等の適切なデータ移転契約の締結を含む、情報を保護するための十分な対策を講じることを要求する。当社が投資者の個人情報を保護するために講じる保護措置についての詳細な情報については、管理会社の登録上の住所(ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47)の会社秘書役に問い合わせること。

6 個人情報の保持

投資者の個人情報は、以下の目的で、必要な限り保持される。

- 6.1.1 個人情報が収集された目的のため
- 6.1.2 法律上の権利もしくは義務を確立するもしくは守るため、または報告義務もしくは会計義務を充足するため
- 6.1.3 データ保護法およびその他の適用法または規制上の要件に従うため

7 個人情報へのアクセスおよび個人情報の制御

- 7.1 投資者は、当社が処理する投資者についての個人情報について、以下の権利を有する。
 - 7.1.1 個人情報へアクセスするおよび個人情報を移転する権利
 - 7.1.2 個人情報を修正する権利
 - 7.1.3 個人情報の使用を制限する権利
 - 7.1.4 個人情報の削除を要求する権利
 - 7.1.5 個人情報の処理に反対する権利
- 7.2 投資者は、投資者の個人情報の処理について、管理会社またはジャージーのデータ保護コミッショナー事務所（<https://oicjersey.org>）もしくは受託会社（ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY 1-1205、カナマ・ベイ、フォーラム・レイン9、P.O. Box 31243）に対して苦情を申し立てる権利を有する。
- 7.3 投資者の個人情報の処理につき同意が必要な場合、投資者はいつでも同意を撤回する権利を有する。
- 7.4 第7条に記載の権利の行使を希望する場合、管理会社の登録上の住所（ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47）の会社秘書役に問い合わせること。

8 不正確な情報または修正された情報

投資者の個人情報に変更があった場合（連絡先情報を含む。）、当社に対して可能な限り早期に通知すること。正確な情報の提供または情報が変更された場合の更新を怠った場合、申込または買戻の手続を含む、受益者の投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。反マネー・ロンダリングまたはその他の法律上の要件のために要求される情報の提供を怠った場合、当社が受益者を関連するサブ・ファンドへの投資者として受理することができず、および/または追加配当（もしあれば）を行うことができない可能性がある。

9 質問

本データ保護通知もしくは当社の個人情報の取扱方法（当社の保持手続または当社が講じるセキュリティー対策等）について質問がある場合、または苦情の申立てを希望する場合、管理会社の登録上の住所（ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47）の会社秘書役に問い合わせること。

本データ保護通知は、本書の日付時点で最新のものである。本データ保護通知が更新された場合、当社は受益者に対して更新版を提供し、注意喚起を行う。

独立監査人報告書

ソフォス・ケイマン・トラスト - 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オー
プンの受託会社 御中

意見

我々は、2024年2月29日現在の貸借対照表（要約投資有価証券明細表を含む。）、ならびに関連する同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する注記で構成される、ソフォス・ケイマン・トラスト - 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類（以下、総称して「財務書類」という。）について監査を行った。

我々は、添付の財務書類が、サブ・ファンドの2024年2月29日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産およびキャッシュ・フローの変動を、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国で一般に公正と認められる監査基準（以下「GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項目に詳述されている。我々は、我々の監査に関連する倫理上の要件に従って、サブ・ファンドから独立していることおよびその他の倫理上の責任を果たすことが要求されている。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して、財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を策定し、実施し、維持することについて責任を負う。

財務書類を作成するにあたり、経営陣は、財務書類の発行が可能となる日から1年間にわたり、継続企業として存続するサブ・ファンドの能力について、総合的に勘案して重要な疑義を生じさせる状況または事象が存在するか否かを評価することが要求されている。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の意見を含めた監査報告書を発行することである。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、絶対的な保証ではないため、GAASに準拠して行った監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、偽造、意図的な逸脱、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うためである。虚偽表示は、合理的な利用者が財務書類に基づき行う判断に、個別にまたは全体として影響を与える可能性が著しく高い場合に、重要性があると判断される。

GAASに準拠した監査を行うにあたり、我々は、

- ・ 職業的専門家としての判断を行い、監査を通じて職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類における重要な虚偽表示のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続を設計および実施する。当該手続には、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による検証が含まれる。
- ・ 状況に適した監査手続を設計するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これはサブ・ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、かかる意見は表明されない。
- ・ 経営陣により採用された会計方針の適正性および重要な会計上の見積りの合理性を評価するとともに、財務書類の全体的な表示を評価する。

- ・我々の判断において、合理的な期間にわたり継続企業として存続するサブ・ファンドの能力について、総合的に勘案して重要な疑義を生じさせる状況または事象が存在するか否かを判断する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、監査上の重要な発見ならびに監査の実施過程で特定した内部統制に関する一定の事項について、内部統制の責任者とコミュニケーションを行うことが要求されている。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2024年 8月21日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

The Trustee

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open

Opinion

We have audited the financial statements of Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open (the “Sub-Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of February 29, 2024, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes (collectively referred to as the “financial statements”).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust at February 29, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Sub-Trust and to meet our other ethical responsibilities in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern for one year after the date that the financial statements are available to be issued.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free of material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

Ernst & Young Ltd.

August 21, 2024

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。

独立監査人報告書

ソフォス・ケイマン・トラスト - 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オー
プンの受託会社 御中

意見

我々は、2025年2月28日現在の貸借対照表(要約投資有価証券明細表を含む。)、ならびに関連する同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する注記で構成される、ソフォス・ケイマン・トラスト - 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類(以下、総称して「財務書類」という。)について監査を行った。

我々は、添付の財務書類が、サブ・ファンドの2025年2月28日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産およびキャッシュ・フローの変動を、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国で一般に公正と認められる監査基準(以下「GAAS」という。)に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項目に詳述されている。我々は、我々の監査に関連する倫理上の要件に従って、サブ・ファンドから独立していることおよびその他の倫理上の責任を果たすことが要求されている。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して、財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を策定し、実施し、維持することについて責任を負う。

財務書類を作成するにあたり、経営陣は、財務書類の発行が可能となる日から1年間にわたり、継続企業として存続するサブ・ファンドの能力について、総合的に勘案して重要な疑義を生じさせる状況または事象が存在するか否かを評価することが要求されている。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の意見を含めた監査報告書を発行することである。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、絶対的な保証ではないため、GAASに準拠して行った監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、偽造、意図的な逸脱、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うためである。虚偽表示は、合理的な利用者が財務書類に基づき行う判断に、個別にまたは全体として影響を与える可能性が著しく高い場合に、重要性があると判断される。

GAASに準拠した監査を行うにあたり、我々は、

- ・ 職業的専門家としての判断を行い、監査を通じて職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類における重要な虚偽表示のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続を設計および実施する。当該手続には、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による検証が含まれる。
- ・ 状況に適した監査手続を設計するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これはサブ・ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、かかる意見は表明されない。
- ・ 経営陣により採用された会計方針の適正性および重要な会計上の見積りの合理性を評価するとともに、財務書類の全体的な表示を評価する。

- ・我々の判断において、合理的な期間にわたり継続企業として存続するサブ・ファンドの能力について、総合的に勘案して重要な疑義を生じさせる状況または事象が存在するか否かを判断する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、監査上の重要な発見ならびに監査の実施過程で特定した内部統制に関する一定の事項について、内部統制の責任者とコミュニケーションを行うことが要求されている。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2025年8月11日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

The Trustee

Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open

Opinion

We have audited the financial statements of Sophos Cayman Trust II - USD denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open (the "Sub-Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of February 28, 2025, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust at February 28, 2025, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Sub-Trust and to meet our other ethical responsibilities in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern for one year after the date that the financial statements are available to be issued.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free of material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

Ernst & Young Ltd.

August 11, 2025

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

意見

我々は、ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「当会社」という。）の本財務書類について、

- ・2024年12月31日現在の当会社の事業の状況および同日に終了した年度中の利益を、すべての重要な点において適正に表示しており、
 - ・財務報告基準第101号「簡素化された開示のフレームワーク」を含む、英国で一般的に公正妥当と認められた会計原則に従って適正に作成されており、かつ
 - ・1991年会社法（ジャージー）、2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）に従って適切に作成されているもの
- と認める。

我々が監査した本財務書類は、以下により構成されている。

- ・包括利益計算書
- ・資本変動計算書
- ・財政状態計算書
- ・関連する注記 1 から 17

これらの作成に適用された財務報告の枠組みは、適用法および財務報告基準第101号「簡素化された開示のフレームワーク」を含む、英国会計基準（英国で一般的に公正妥当と認められた会計原則）である。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（英国）（ISA（英国））および適用法に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の下記「財務書類の監査に対する監査人の責任」に記載されている。

我々は、英国における我々の本財務書類の監査に関連する倫理要件（英国財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含む。）に従って当会社から独立しており、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると判断している。

継続事業に関連する結論

本財務書類の監査において、我々は、取締役が本財務書類の作成において継続事業を前提とする会計処理を実施することが適切であると結論づけた。

我々は、我々が行った業務に基づき、本財務書類が発行を承認されてから少なくとも12か月間にわたって、個別にも集計しても、継続事業として存続する当会社の能力について重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

監査人の責任および継続事業に関する取締役の責任については、本報告書の関連セクションに記載されている。

その他の情報

その他の情報は、本財務書類および付属する我々の監査報告書を除く、年次報告書に含まれる情報から成る。年次報告書に含まれるその他の情報については、取締役が責任を負う。本財務書類についての我々の意見は、その他の情報を対象とせず、我々の報告書に別途明示的な記載がある場合を除き、その他の情報についてのいかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、当該情報と本財務書類または監査の過程で我々が得た情報との間の著しい矛盾の有無、または重要な虚偽記載の有無を検討することである。我々がかかる著しい矛盾または重要な虚偽記載とみられるものを見出した場合、我々は、本財務書類自体に重要な虚偽記載を生じさせるかどうかについて判断することを求められている。我々が行った監査に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽記載があると結論づけた場合、我々は当該事実を報告する必要がある。

この点につき、我々が報告すべき事項はない。

取締役の責任

取締役の責任についての記述においてより詳細に説明されている通り、取締役は、本財務書類の作成および本財務書類がすべての重要な点において適正に表示されているという判断、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役が判断する内部統制について責任を負っている。

本財務書類の作成において、取締役は、継続事業としての当会社の存続能力の評価、継続事業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続事業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、取締役が当会社を清算もしくはその業務を停止する意図を有する場合、またはそれ以外の現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として本財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（英国）に準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に検出することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細は、FRCのウェブサイトに掲載されている（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）。この記載は、我々の監査報告書の一部を構成する。

監査により検出可能とみなされた不正を含む不法行為の範囲

不正を含む不法行為は、法令違反の実例である。我々は、不正を含む不法行為に関する重要な虚偽表示を検出するために、上記に概説している監査人の責任に沿って手続を策定している。我々の手続により検出可能な不正を含む不法行為の範囲は、以下に詳述されている。

我々は、当会社の業界およびその統制環境の性質を検討し、不正および法令遵守に関する当会社の方針および手続の文書についてレビューを行った。我々はまた、当会社の事業分野に特有のものを含む、不法行為のリスクに対する経営陣による認識および評価について経営陣および取締役等に照会した。

我々は、当社が事業を行う法規制の枠組みについて理解を得て、以下に該当する主要な法令を特定した。

- ・本財務書類における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼす法令。これらには1991年会社法（ジャージー）、2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）および税法が含まれる。
- ・本財務書類に直接的な影響はないが、その遵守が当社の事業遂行または重要な罰則の回避の能力にとって基本となる法令。これらには当会社の規制上の支払能力要件が含まれる。

我々は、規制関連の専門家およびIT専門家等の関連する内部専門家を含む監査業務チーム内で、組織内に存在する可能性のある不正の機会およびインセンティブ、ならびに不正が本財務書類のどこでどのように発生する可能性があるかについて討議した。

ISA（英国）に基づくすべての監査と同様に、我々は、経営陣による無効化のリスクに対応するための特定の手続を実施しなければならない。経営陣による内部統制の無効化を通じた不正のリスクに対応する際に、我々は、仕訳入力およびその他の調整の適切性を検証し、会計上の見積りを行う上での判断が潜在的なバイアスを示すかどうかを評価し、かつ、通例でない、または通常の業務の過程外における重要な取引に対する事業上の合理性を評価した。

上記に加え、識別されたリスクに対応するための我々の手続には、以下が含まれる。

- ・本財務書類に直接的な影響を及ぼすと定められた、関連する法令の規定の遵守について評価するための、関連証憑の検証による本財務書類の開示についてのレビュー
- ・不正による重要な虚偽表示のリスクを示す、異常または想定外の関係を識別するための分析手続の実施
- ・実際のおよび潜在的な訴訟および請求ならびに法令違反の実例に関する経営陣および社内弁護士への照会
- ・ガバナンス担当者の会議議事録の通読、およびジャージー歳入庁との通信のレビュー

その他の法的および規制上の要件に関する報告

例外として報告すべき事項

1991年会社法（ジャージー）に基づき、我々は、該当すると認める場合、以下の事項に関して報告する必要がある。

- ・十分な会計記録が維持されていない場合、または我々が往査をしていない支店から我々の監査に対して十分な回答を得ていない場合
- ・本財務書類が、会計記録および回答と一致していない場合
- ・我々が、監査目的上必要とするすべての情報および説明を入手していない場合

これらの点につき、我々が報告すべき事項はない。

我々の報告書の使用

本報告書は、1991年会社法（ジャージー）第113条のAの定めに従って、当会社のメンバー全体のためのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が本報告書において当会社のメンバーに対して述べる必要のある事項をそれらの者に対して述べるように行われており、それ以外の目的では行われていない。法令で許可されている最大限の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が形成した意見について、当会社および当会社のメンバー全体以外の者に対して責任を受諾せず、また負うことがない。

デロイト・エルエルピー

英国、グラスゴー

代表者：ポール・カウリー、勅許会計士

日付：2025年4月29日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion the financial statements of Fundlogic (Jersey) Limited ("the Company"):

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2024 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice including Financial Reporting Standard 101 "Reduced Disclosure Framework" ; and
- have been properly prepared in accordance with the Companies (Jersey) Law 1991, the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007.

We have audited the financial statements which comprise:

- the statement of comprehensive income;
- the statement of changes in equity;
- the statement of financial position; and
- the related notes 1 to 17.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards, including Financial Reporting Standard 101 "*Reduced Disclosure Framework*" (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, including the Financial Reporting Council's (the 'FRC's') Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the Directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate. Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue. Our responsibilities and the responsibilities of the Directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Other information

The other information comprises the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The Directors are responsible for the other information contained within the annual report. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon. Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Directors

As explained more fully in the Directors' responsibilities statement, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the Directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditor's report.

Extent to which the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect material misstatements in respect of irregularities, including fraud. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

We considered the nature of the Company's industry and its control environment, and reviewed the Company's documentation of their policies and procedures relating to fraud and compliance with laws and regulations. We also enquired of management and the Directors about their own identification and assessment of the risks of irregularities, including those that are specific to the Company's business sector.

We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that the Company operates in, and identified the key laws and regulations that:

- had a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. These included the Companies (Jersey) Law 1991, the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007 and tax legislation; and;
- do not have a direct effect on the financial statements but compliance with which may be fundamental to the Company's ability to operate or to avoid a material penalty. These included the Company's regulatory solvency requirements.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Extent to which the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud (continued)

We discussed among the audit engagement team including relevant internal specialists such as regulatory specialists and IT specialists regarding the opportunities and incentives that may exist within the organisation for fraud and how and where fraud might occur in the financial statements.

In common with all audits under ISAs (UK), we are also required to perform specific procedures to respond to the risk of management override. In addressing the risk of fraud through management override of controls, we tested the appropriateness of journal entries and other adjustments; assessed whether the judgements made in making accounting estimates are indicative of a potential bias; and evaluated the business rationale of any significant transactions that are unusual or outside the normal course of business.

In addition to the above, our procedures to respond to the risks identified included the following:

- reviewing financial statement disclosures by testing to supporting documentation to assess compliance with provisions of relevant laws and regulations described as having a direct effect on the financial statements;
- performing analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships that may indicate risks of material misstatement due to fraud;
- enquiring of management and in-house legal counsel concerning actual and potential litigation and claims, and instances of non-compliance with laws and regulations; and
- reading minutes of meetings of those charged with governance and reviewing correspondence with Revenue Jersey.

Report on other legal and regulatory requirements

Matters on which we are required to report by exception

Under the Companies (Jersey) Law 1991 we are required to report in respect of the following matters if, in our opinion:

- adequate accounting records have not been kept or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We have nothing to report in respect of these matters.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Use of our report

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Paul Cowley, C.A.

For and on behalf of Deloitte LLP

Glasgow, United Kingdom

29 April 2025

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。